

25g以下の定形郵便物等の上限料金の改定について

【資料目次】

- 1 改正案の概要
- 2 改正案
- 3 説明資料
- 4 情報通信行政・郵政行政審議会からの答申書
- 5 情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会 委員名簿
- 6 情報通信行政・郵政行政審議会 委員名簿

郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による 信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の背景

郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 3 条は「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」と規定しており、郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要であるが、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）の令和 4 年度の郵便事業の営業損益は「▲211 億円」となり、民営化以降初めて赤字となった。

この点、郵便物数は、平成 13 年度をピークに毎年減少しており、日本郵便では郵便の利用拡大の取組等を行ってきたところであるが、社会全体としてデジタル技術の活用が急速に進んでいる昨今の状況を踏まえると、郵便物数は今後も大きな減少が見込まれ、営業収益の減少傾向が継続することが見込まれる。

また、日本郵便においては、これまでも業務効率化等を図り、営業費用の削減を図ってきたところであるが、賃金引上げの実施や、燃料価格をはじめとする物価の高騰を適切に委託料等に反映することは、社会的な要請になっており、直近で大幅な営業費用の削減は極めて困難である。

今後も日本郵便において、郵便の利用拡大や業務効率化に向けた更なる取組を推進するものの、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しく、郵便事業の安定的な提供を継続するためには、早期の郵便料金の見直しを行う必要がある。

郵便料金については、原則、日本郵便から総務大臣に届け出ることによってこれを定め、又は変更するものであるところ、第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物（以下「定形郵便物」という。）については、郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）第 23 条においてその料金上限が定められており、上記の郵便料金の見直しの必要性に鑑み、郵便法施行規則で定める料金上限を改正するものである。

また、定形郵便物の料金の上限額の見直しに伴い、日本郵便と一般信書便事業者の対等な競争条件を確保するため、一般信書便役務のうち定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金上限を定める民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 27 号）の一部改正も併せて行うものである。

2 改正の概要

（1）郵便法施行規則の改正

定形郵便物の料金の上限額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案

して、現行は「84 円」と規定されている（第 23 条）。当該上限額について、「110 円」に改正する。

（2）民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の改正

一般信書便役務のうち定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金上限額について、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は定形郵便物の料金上限額と同額の「84 円」と規定されている（第 23 条）ことから、定形郵便物の料金上限額の改正にあわせて、「110 円」に改正する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

（参考）主な郵便料金の推移

	第一種 (封書・定形 25g まで)	第二種 (葉書)	一般信書便 役務に係る 信書便物 (25g まで)	備考
昭和56. 1. 20～	60 円	30 円	-	
昭和56. 4. 1～	↓	40 円	-	
平成元. 4. 1～	62 円	41 円	-	消費税 3% 導入
平成 6. 1. 24～	80 円	50 円	-	
平成 9. 4. 1～	↓	↓	-	消費税 5% に引上げ
平成15. 4. 1～	↓	↓	80 円	民間事業者による信書の送達に関する法律施行
平成26. 4. 1～	82 円	52 円	82 円	消費税 8% に引上げ
平成29. 6. 1～	↓	62 円	↓	年賀葉書の値上げは平成 30 年 2 月
令和元. 10. 1～	84 円	63 円	84 円	消費税 10% に引上げ

○総務省令第 号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>(定形郵便物の料金の上限) 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>百十円</u>とする。</p>	<p>改正後</p>
<p>(定形郵便物の料金の上限) 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>八十四円</u>とする。</p>	<p>改正前</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第 号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第十六条第二項第二号の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七条）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう^に改める。

改正後	<p>(大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額)</p> <p>第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、<u>百十円</u>とする。</p>
改正前	<p>(大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額)</p> <p>第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、<u>八十四円</u>とする。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

25g以下の定形郵便物の上限料金の改定について

令和6年3月15日
総務省

関連制度等と郵便事業の現状

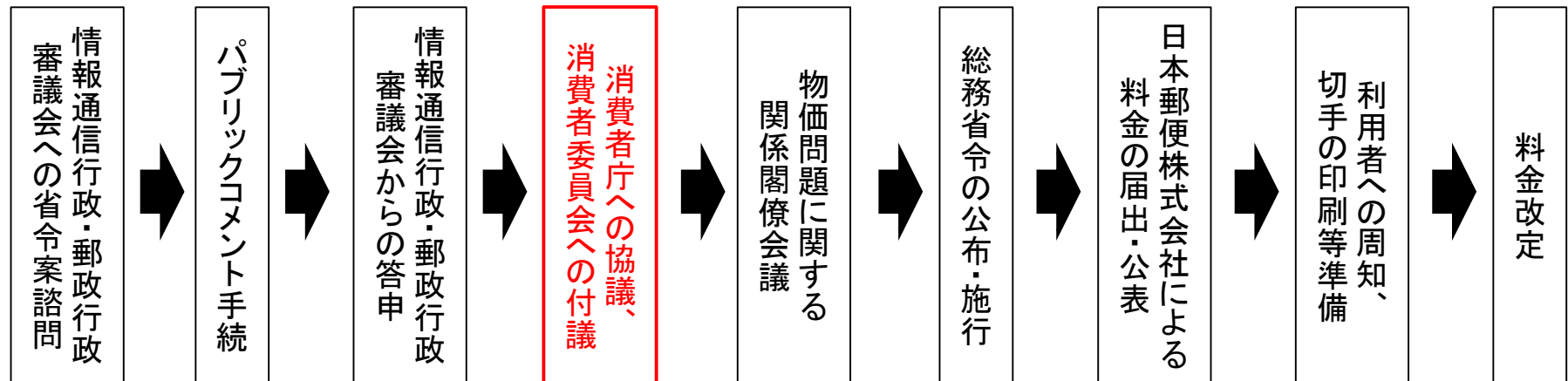
郵便料金に関する制度等

- 郵便法第3条により、郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならないとされている。
- 郵便料金は、郵便法第67条により、郵便物の種別に応じて、第一種(封書等)・第二種(葉書)・特殊取扱等(書留等)は届出制、第三種(定期刊行物)・第四種(通信教育等)は総務大臣の認可制。
- また、同条第2項第3号により、第一種のうち25g以下の「定形郵便物」の料金額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令(郵便法施行規則)で定める上限を超えてはならないこととされている。
- 郵便法第73条第2号に基づき、総務大臣は「定形郵便物」の料金額の上限を定める総務省令を制定・改廃するときは、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

なお、同審議会からの答申後、消費者委員会への付議及び物価問題に関する関係閣僚会議への付議等が必要とされており、これらの会議を経た上で総務省令の公布・施行がされ、その後、日本郵便による料金の届出が行われることとなる。

※ なお、第三種・第四種郵便物の料金の認可に当たっては、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問、消費者庁への協議が必要。

<25グラム以下の定形郵便物の料金改定(上限額改正の場合)の流れ>



郵便料金の適合条件等

<全体に関するもの>

郵便に関する料金(郵便法第3条)

- ・郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

<各種別に関するもの>

種別	届出・認可の別	料金が適合すべき条件(郵便法第67条)	
		料金の上限	その他
第一種郵便物 (封書等)	届出制	<ul style="list-style-type: none"> ・25g以下の定形郵便物の料金の額が、軽量の信書の送達役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※)を超えないものであること ※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要。 ・郵便書簡の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること ・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第二種郵便物 (葉書)		<ul style="list-style-type: none"> ・通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること 	
特殊取扱等 (書留等)		-	(同上) ※一部の任意的特殊取扱を除く
第三種郵便物 (定期刊行物)	認可制 ※認可に当たっては審議会への諮問が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第四種郵便物 (通信教育等)			

現在の郵便物の種別及び主な料金

郵便物の種別	主な料金	料金規制
第一種郵便物 (封書等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定形郵便物 (25g以内) : 84円 ・ 定形外郵便物 (50g以内) : 200円 ・ レターパックライト : 370円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定形郵便物 (25g以下) の料金は総務省令で定める額を超えないこと ○ 届出 (30日前)
第二種郵便物 (葉書)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常葉書 : 63円 ・ 往復葉書 : 126円 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常葉書の料金は定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること ○ 届出 (30日前)
第三種郵便物 (定期刊行物)	下記以外の第三種郵便物 (50g以内) : 63円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月3回以上発行する新聞紙1部等 (50g以内) : 42円 ・ 心身障がい者団体の発行する定期刊行物 (毎月3回以上発行) (50g以内) : 8円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること ○ 認可
第四種郵便物 (通信教育等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字郵便物等 (3kg以内) : 無料 ・ 通信教育 (100g以内) : 15円 ・ 学術刊行物 (100g以内) : 37円 ・ 植物種子等 (50g以内) : 73円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること ○ 認可
義務的特殊取扱 (日本郵便に取扱いの義務があるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般書留・現金書留 : 480円 ・ 簡易書留 : 350円 ・ 引受時刻証明 : 350円 ・ 配達証明 (差出時) : 350円 ・ 配達証明 (差出後) : 480円 ・ 内容証明 : 480円 (2枚目以降 +290円) ・ 内容証明謄本閲覧 : 480円 ・ 特別送達 : 630円 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出 (30日前)
任意の特殊取扱 (取扱いが任意であるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 速達 (250g以内) : 260円 ・ 交付記録郵便 (レターパックプラス) : 520円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出 (10日前)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人限定受取郵便 : 210円 ・ 代金引換 : 290円 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前又は事後届出

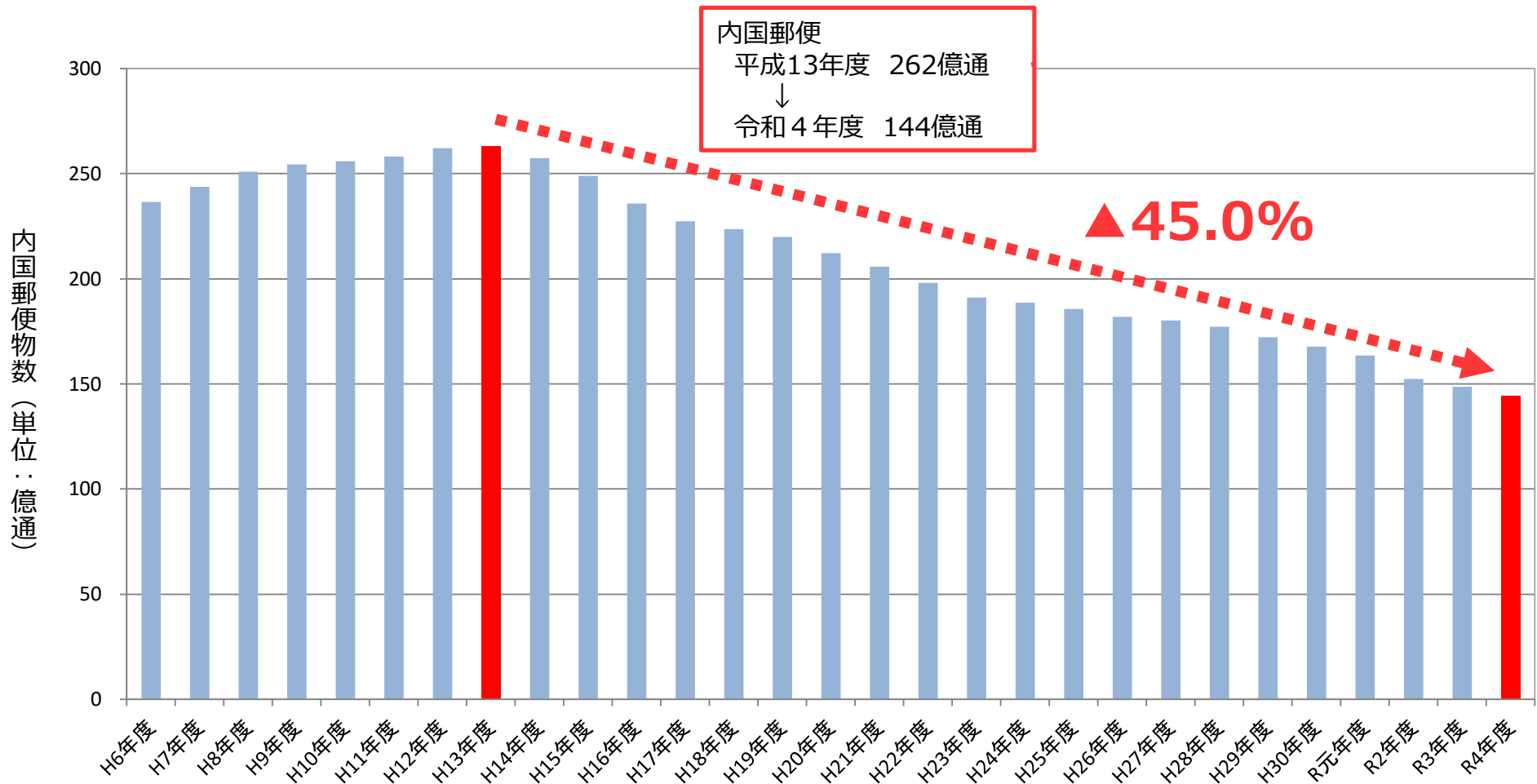
2023年10月改定済

【参考】荷物(ゆうパック)の料金

ゆうパック	【基本運賃】 820円~5,090円 (発着場所、サイズにより変動)	-	13
-------	---	---	----

郵便物数の推移

- 郵便物数については、インターネットやSNSの普及、各種請求書等のWeb化の進展、各企業の通信費や販促費の削減の動き、個人間通信の減少等により、大幅に減少している。
- 平成13年度をピークに毎年減少しており、内国郵便については、令和4年度までの21年間で45.0%の減（年平均2.8%減）。



(参考)郵便物数の推移(種別毎)

・平成6年(1994年)度から令和4年(2022年)度までの郵便物数の推移

単位：億通

	平成6年度 (1994年度)	平成7年度 (1995年度)	平成8年度 (1996年度)	平成9年度 (1997年度)	平成10年度 (1998年度)	平成11年度 (1999年度)	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)
郵便物合計	237	244	251	254	256	258	262	263	257	249
内国	235	243	250	253	255	257	261	262	256	248
普通	228	236	243	246	248	250	255	256	250	243
第一種	118	119	125	127	128	129	132	132	128	123
第二種	97	103	105	107	108	110	112	113	112	110
第三種	13	13	12	12	12	11	11	10	10	9
第四種	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
特殊	7	7	7	7	7	7	6	6	6	5
義務的	7	7	7	7	2	2	2	2	2	1
任意			-(※)		5	5	5	5	5	4
国際	1	1	1	1	1	1	1	1	0.9	0.8

	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
郵便物合計	236	227	224	220	212	206	198	191	189	186
内国	235	227	223	219	212	205	198	191	188	185
普通	230	221	217	213	206	201	193	186	184	181
第一種	117	112	110	107	103	99	93	89	88	86
第二種	106	103	100	100	98	98	97	94	93	92
第三種	7	6	6	5	4	3	3	3	3	2
第四種	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
特殊	5	6	6	6	6	5	5	5	5	5
義務的	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3
任意	4	4	5	5	4	2	2	2	2	2
国際	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)の 占有率
郵便物合計	182	180	177	172	168	164	152	149	144	100.0%
内国	181	180	177	172	167	163	152	148	144	99.8%
普通	177	174	172	167	162	158	147	143	139	96.0%
第一種	85	85	84	81	80	80	78	77	75	52.1%
第二種	89	87	86	84	80	76	68	65	62	42.6%
第三種	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.1%
第四種	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1%
特殊	5	6	5	5	5	5	5	5	6	3.8%
義務的	2	3	3	3	2	2	2	2	2	1.7%
任意	2	2	2	2	2	3	3	3	3	2.1%
国際	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2%

※ 平成6年度～平成9年度は、義務的特殊及び任意特殊を分けて集計していなかったため、本表上では、全て義務的特殊として計上

郵便事業の収支の推移

- これまでも、日本郵便においては、区分作業の効率化(約3億円/年の費用削減)や適正な要員配置の徹底(約31億円/年の費用削減)などにより、人件費などの営業費用を削減してきたが、郵便物数は平成13年度をピークに毎年減少してきている。
- 令和4年度の内国郵便については、郵便物数全体の減少による減収(▲159億円)となったことに加え、費用においても業務効率化に取り組んだものの、賃金の引上げ(特別一時金の支給等)や燃料費等物価の高騰により増加(+102億円)となった。
- このような状況から、令和4年度の郵便事業の収支(営業損益)は、▲211億円の赤字(郵便事業全体の営業損益が赤字となるのは民営化以降初めて)。
※ 「内国郵便」の営業損益については、平成28年度(▲15億円)以来の赤字。

【郵便事業全体の収支及びその内訳の推移】

(単位：億円)

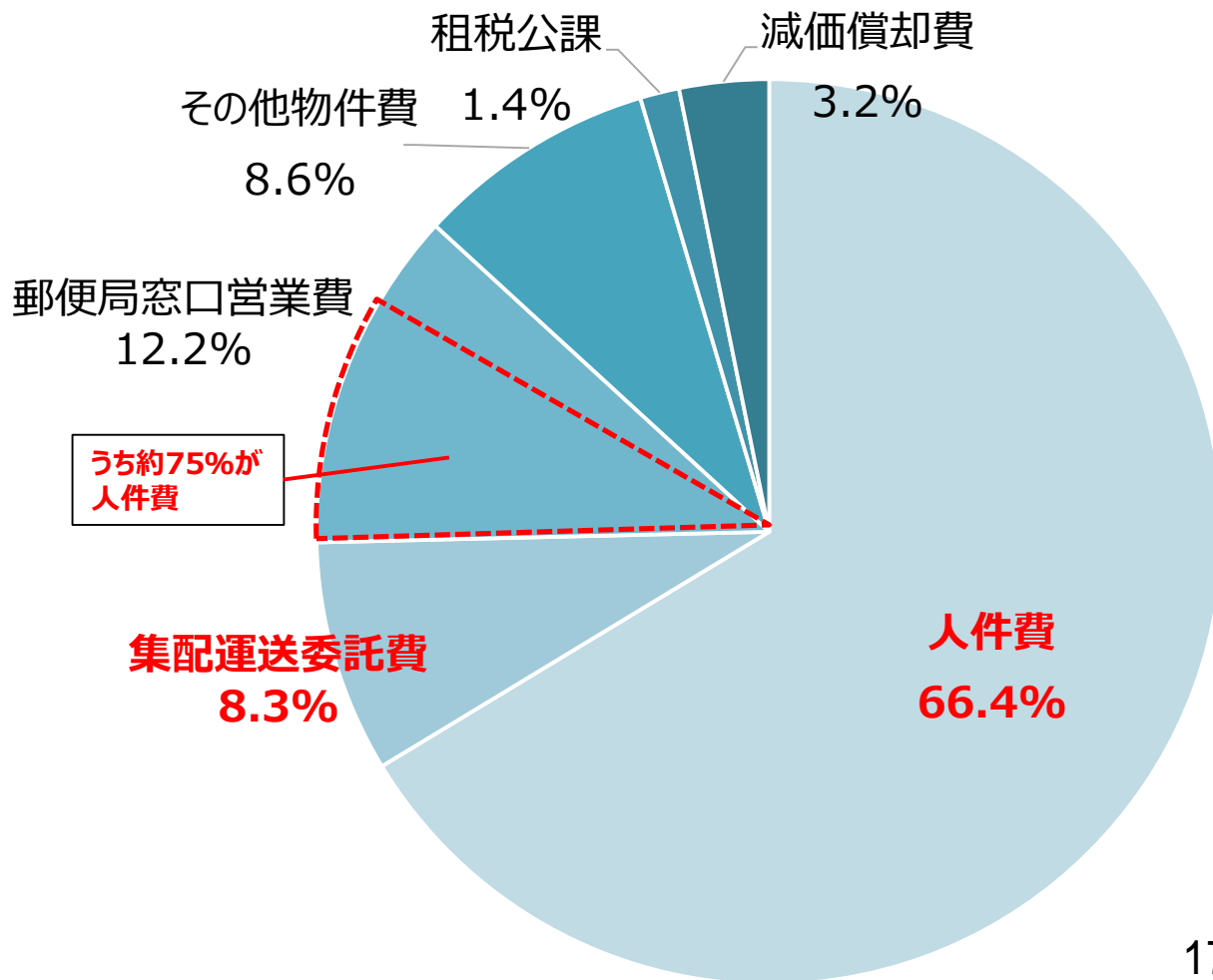
区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
郵便事業の収支	営業収益	13,783	13,681	13,031	12,770	12,556
	営業費用	13,328	13,306	12,791	12,692	12,767
	営業損益	455	376	240	78	▲211
内国郵便業務	営業収益	12,821	12,764	12,378	12,003	11,844
	営業費用	12,507	12,471	12,203	11,988	12,090
	営業損益	314	293	175	15	▲246
国際郵便業務	営業収益	962	918	654	767	712
	営業費用	821	835	589	704	677
	営業損益	140	83	65	63	35

(参考) 郵便事業の営業費用の内訳

- 営業費用の内訳(2022年度実績)は、以下のとおり。
- 全体の「66.4%」が人件費、「8.3%」が集配運送委託費となっている。また、郵便局窓口営業費(12.2%)のうち、約75%が人件費で構成されている。
- そのため、人件費のみにおいても全体の費用の約3/4を占める。

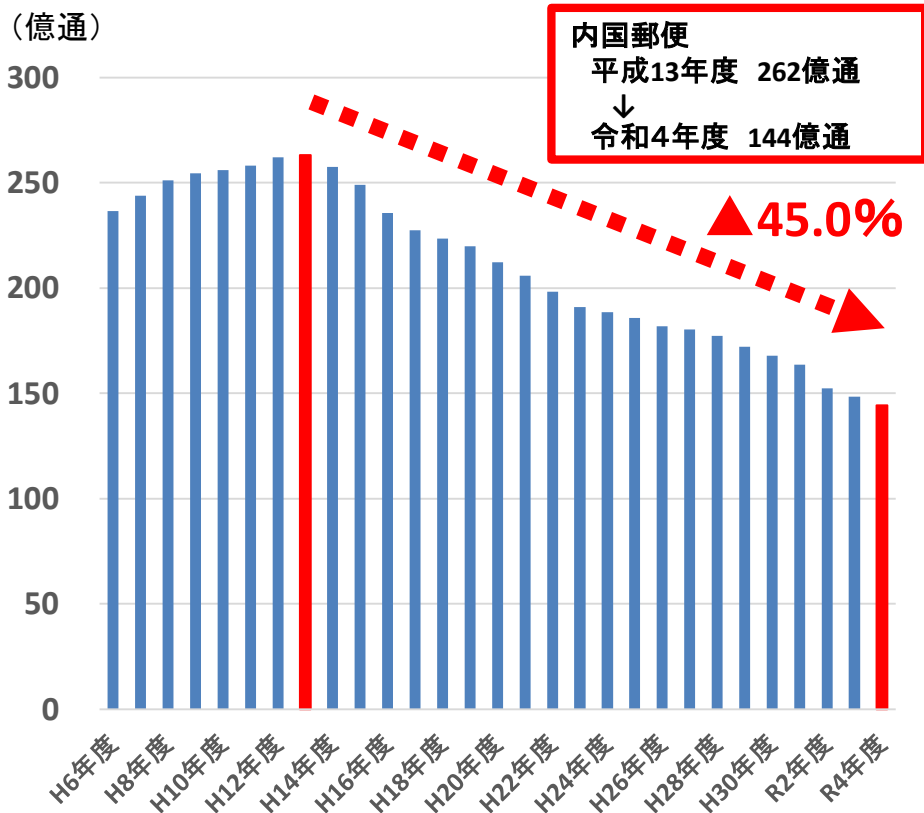
単位：億円

	2022年度	
営業費用計	12,767	
人件費	8,480	66.4%
集配運送委託費	1,055	8.3%
郵便局窓口営業費	1,555	12.2%
その他物件費	1,093	8.6%
租税公課	181	1.4%
減価償却費	403	3.2%

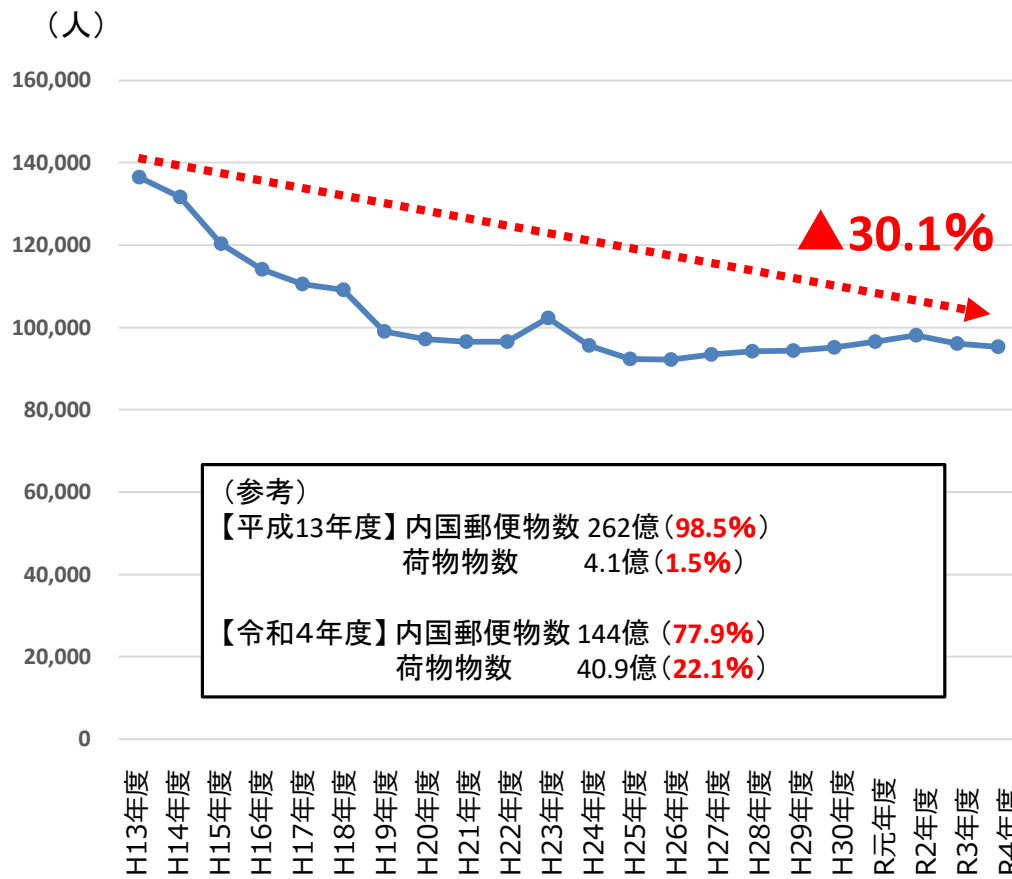


- 前述のとおり、令和4年度の内国郵便の郵便物数は、平成13年度比で約45%の減少。
- また、令和4年度の郵便・物流事業従業員数は、平成13年度比で約30%の減少。なお、郵便・物流事業従業員については、郵便と物流のいずれの事業にも従事しており、実態として郵便に従事する従業員数を把握することは困難であるものの、郵便と荷物の物数比率は、平成13年度に98.5%が郵便であったのに対し、令和4年度には77.9%まで減少している。

内国郵便物数の推移



郵便・物流事業従業員数 (※)正社員数のみ

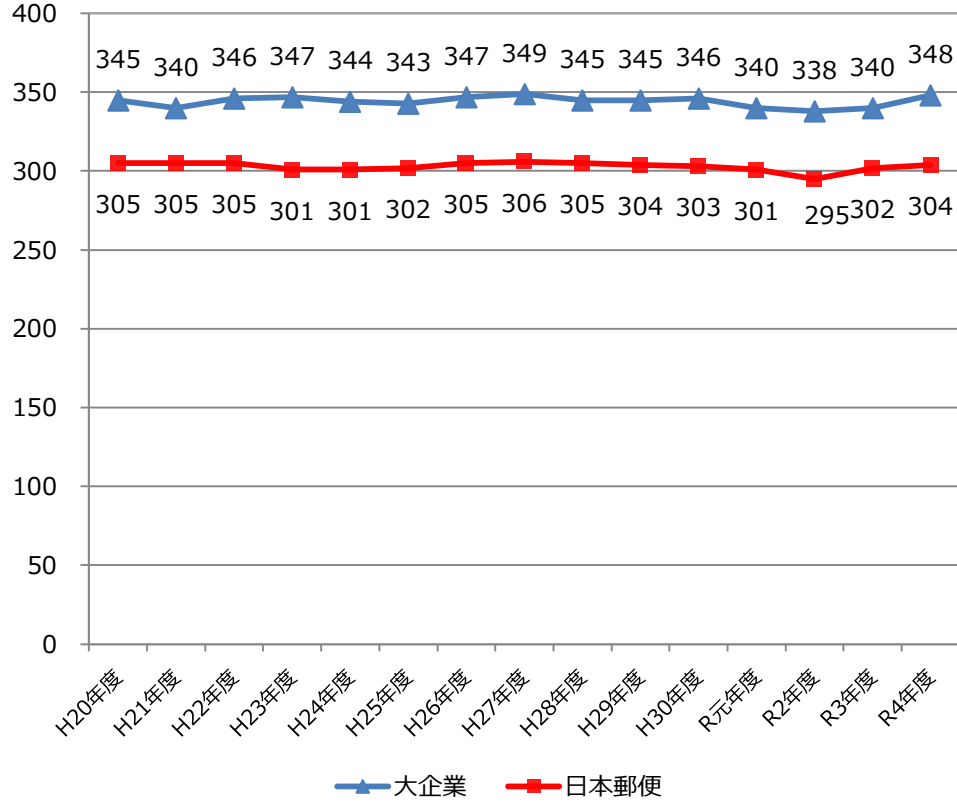


(参考) 郵便事業の人件費単価の推移

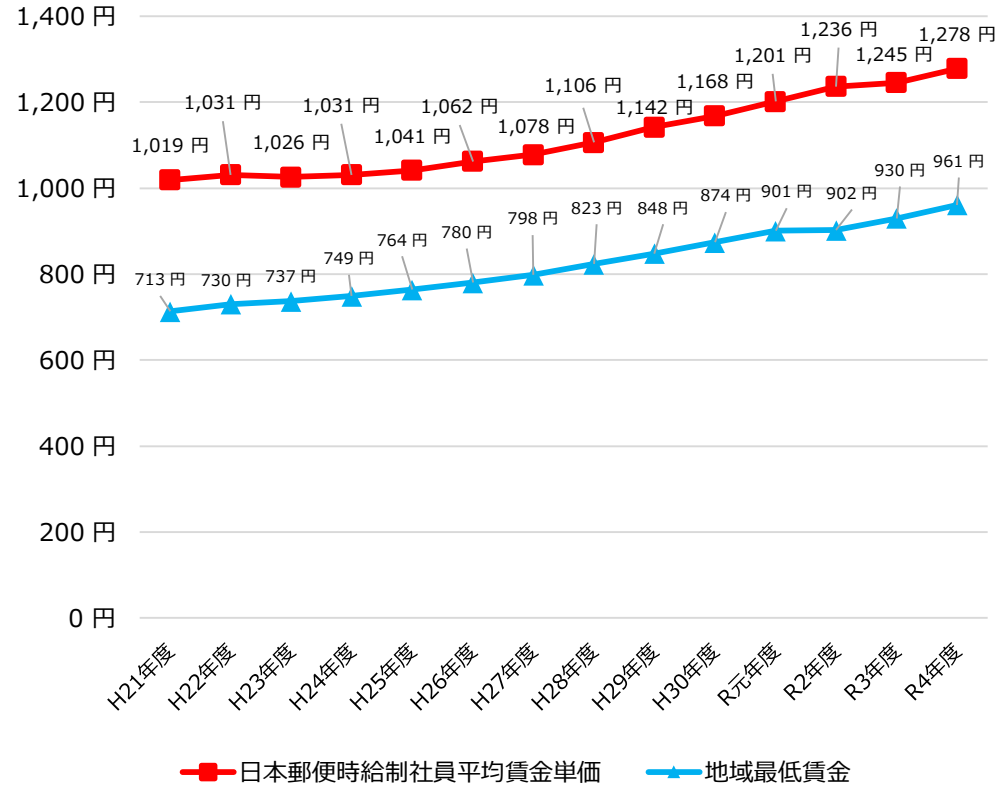
- 日本郵便の正社員の平均賃金は、他の大企業の平均賃金と比較しても低い水準となっている。
- また、時給制社員の賃金の推移は、地域最低賃金(全国加重平均)の推移と概ね同様の傾向にある。

【正社員の平均賃金の推移】

(単位：千円)



【時給制社員の平均賃金の推移】



※ 日本郵便の「平均賃金」は、春闘時期における平均賃金に妥結額を加算した額(月額)。
 ※ 大企業の「平均賃金」は、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業規模別賃金のうち、「大企業(常用労働者1,000人以上)」の調査実施年6月分(月額)の所定内給与額の平均額。(出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

※ 「地域最低賃金」については、厚生労働省の「平成14年度から令和5年度までの地域別最低賃金改定状況」より、全国加重平均額を引用

- 日本郵便においては、区分作業の機械化や顧客の受取利便性の向上、テレマティクスの活用による適正な要員配置などの業務効率化を推進。

【近年の主な取組例】

区分作業の機械化

書状用区分機の読取率・処理速度を向上させるとともに、定形外郵便物を区分できる大型郵便物用区分機を開発・配備。(高速型：2013年度～)

定形外郵便物の機械区分による効果：
約3億円/年
(全国の約99.6%の道順組立の機械化を完了)

■ 書状区分機

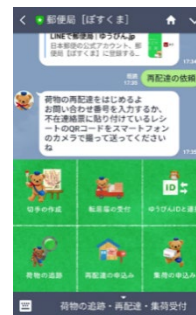


■ 大型区分機(高速型)



受取利便性の向上

「はこぼす」(書留郵便物やゆうパックを受け取ることができるロッカー) や、LINEによる再配達の実施(2016年10月～)し、お客さまの受取利便性を向上。



書留等の指定場所配達への再配達による効果：
約0.3億円/年

集配業務支援システムの導入 及びコストコントロールの深化

各配達担当者が携帯端末に入力したデータを「見える化」することにより、集配業務におけるムリ・ムダ・ムラの削減を行う。(2013年6月～)

さらに、テレマティクス・AIの活用、自動ルーティングシステムの活用等により配達業務の効率化・高度化を実現し、業務量に応じた適正な要員配置を徹底。

業務量に応じた適正な要員配置の徹底の取組による効果：
約31億円/年

- 日本郵便においては、手紙文化の振興策の実施、ニーズを踏まえた新サービスの創設、DM需要の喚起などの取組を実施。

【近年の主な取組例】

手紙文化の振興

次世代においても手紙文化が衰退しないよう、若年層に対して、年齢層に応じた手紙文化の振興策を実施。

また、切手のデザインについては、花やキャラクター、季節に合わせた題材をかわいいイラストで表現する等、工夫を凝らしている。

(出前授業)



郵便局社員による出前授業や
絵手紙教室の実施

(ふみの日イベント)



親子向けの手紙体験イベントを
実施

(特殊切手)
「花の彩りシリーズ 第1集」
(2023年10月18日発行)



新サービスの創設 (特別あて所配達郵便)

「受取人の住所又は居所は分かるが氏名が分からない場合であっても、郵便物をその住所又は居所に届けてほしい」というニーズを受け、新たな郵便サービス(特別あて所配達郵便)を創設。(2021年6月～)

2021年度実績： 1,998千通
2022年度実績： 12,775千通

DM振興

DMの閲覧率、保存性、行動喚起率の高さがもたらす価値を広く広告主にお伝えする活動を展開することにより、DMの需要を喚起。また、自社の広告でなくても、広告主からの依頼を受けて、顧客リスト保有者自らが差出人となって、自社の顧客(会員)宛に広告郵便物を差し出すことができるサービス(代行リストDM)を開始。(2021年4月～)

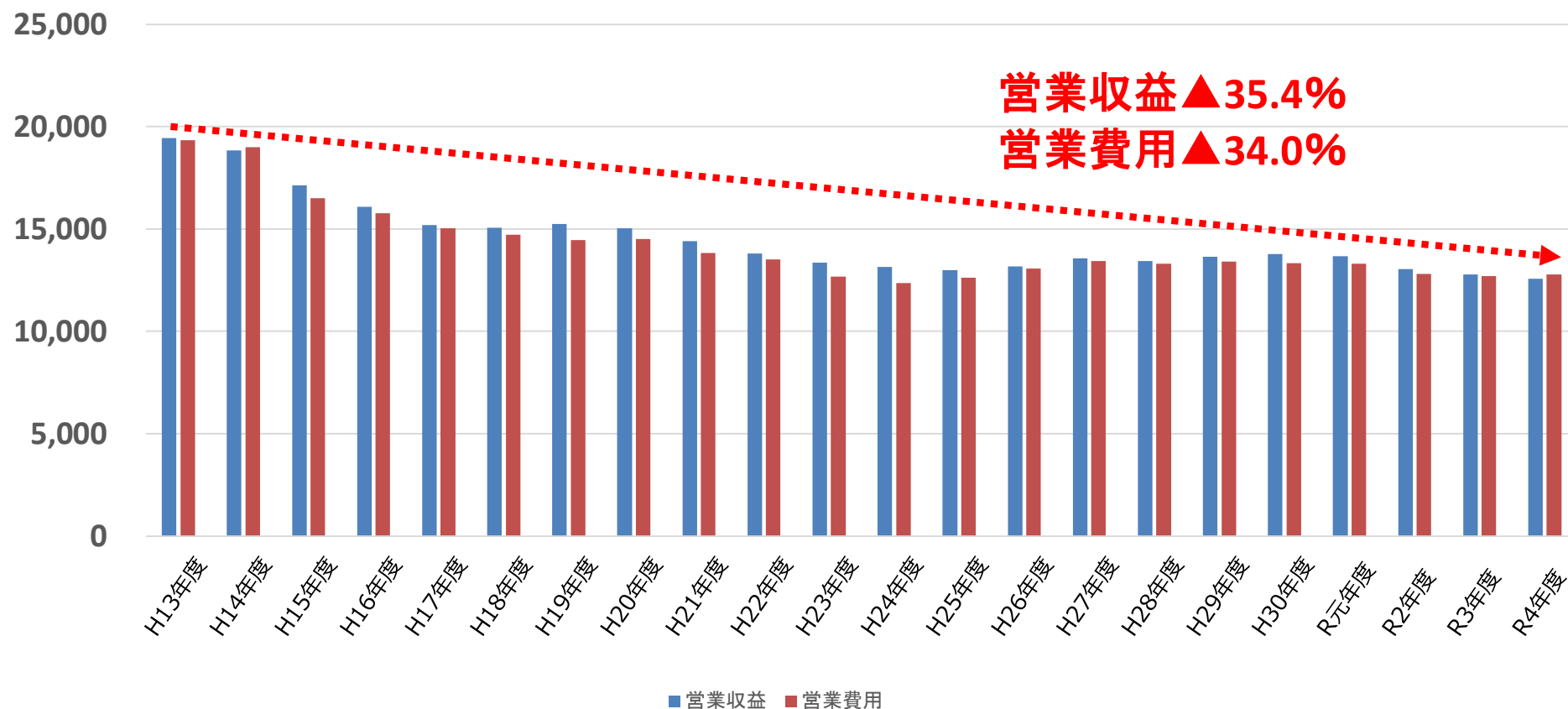
(代行リストDM)
2021年度実績： 11,437千通
2022年度実績： 19,629千通

(参考) 郵便事業の営業収益・営業費用の推移

- 平成13年度からの郵便事業の営業収益・営業費用の推移を示すと、以下のとおり。
- 営業費用は、営業収益の減少と同程度の減少となっている。

郵便事業の営業収益・営業費用の推移

(億円)

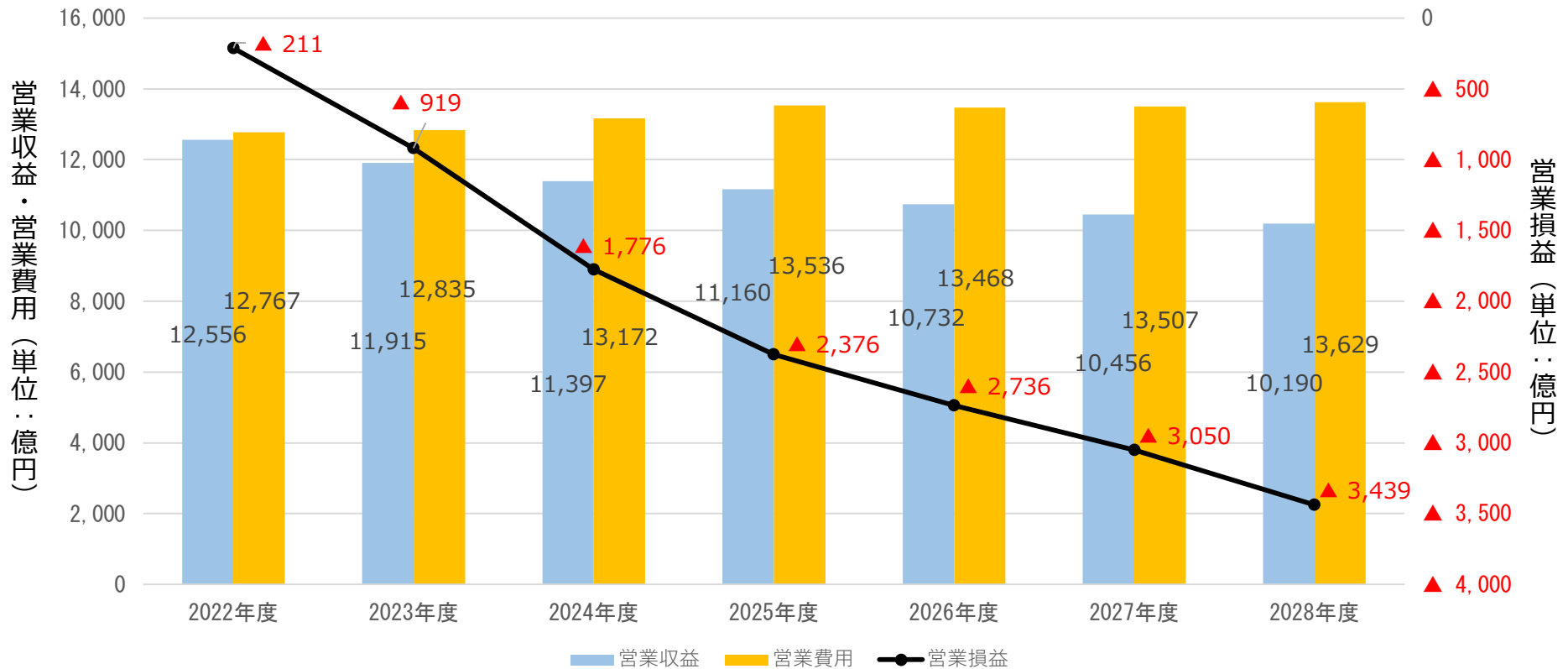


郵便事業の今後の見通し

郵便事業収支の今後の見通し

	← 実績	見込 →						単位：億円
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
営業収益	12,556	11,915	11,397	11,160	10,732	10,456	10,190	
営業費用	12,767	12,835	13,172	13,536	13,468	13,507	13,629	
営業損益	▲211	▲919	▲1,776	▲2,376	▲2,736	▲3,050	▲3,439	

【郵便事業の収支の今後の見通し】



- 郵便事業の収支の今後の見通しは、次の考え方に基づき作成。

【営業収益】

$$\text{営業収益} = \text{物数見込み} \times \text{平均単価}(\ast 1) + \text{物数連動ではない収益}(\ast 2)$$

(※1) 原則、2022年度実績の種別ごとの単価を使用。2023年10月に料金改定を実施した特殊取扱については、改定分を上乗せした単価を使用。

(※2) 外国来の国際郵便運送料や切手類の交換手数料など。

【営業費用】

郵便種別ごとの人件費や集配運送委託費等の2022年度の費用実績をベースとして、下表及び営業費用削減のための取組の内容を加味。

単位：億円

項目	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
期間雇用社員の賃金の上昇(+4.3%) (※1) (※2)	+63	+91	+96	+100	+102	+107
ベースアップ影響(+1.6%) (※3)	+72	+70	+69	+69	+68	+68
価格転嫁(集配運送委託費) (※4)	+33	+27	+20	+19	+19	+17

(※) 対前年度での郵便事業への影響額を記載。

(※1) 「令和5年度地域別最低賃金金額の改定の目安について」(令和5年7月中央最低賃金審議会答申)における全国加重平均の引上率。

(※2) 令和5年度の賃金上昇は、+3.1%。

(※3) 令和5年度の日本郵便のベースアップ実施率。

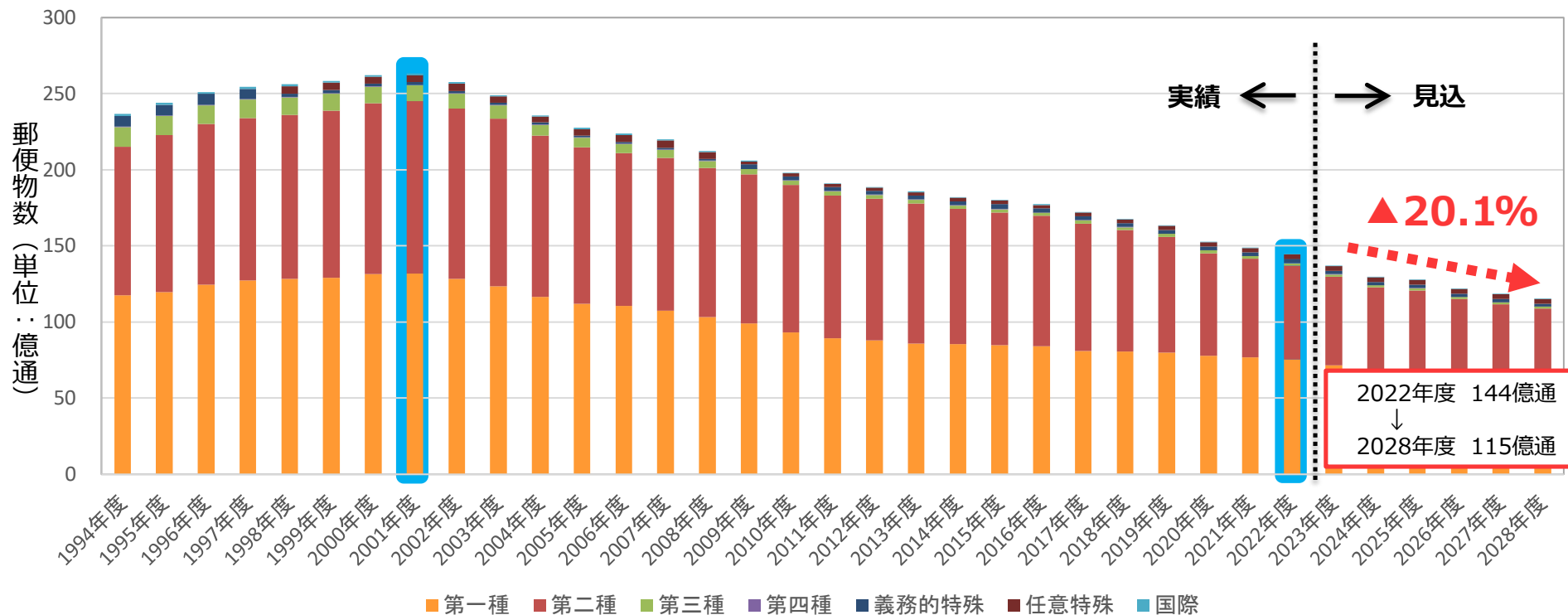
(※4) 令和5年の価格交渉促進月間の実績をベースに、協力会社の労務費上昇率を(※1)と同様に「+4.3%/年」と仮定し算出。2024年問題への対応として、2024年度はさらに「+0.7%」の上昇率を適用(運送ダイヤの改正による運送便の増対応等を予定)。

郵便物数の今後の見通し

(実績)

単位：億通

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	対2022年度比
郵便物合計	144	137	130	128	122	118	115	79.9%
国内	144	137	129	127	122	118	115	79.9%
普通	139	131	124	122	117	113	110	79.5%
第一種	75	72	68	68	66	66	65	86.1%
第二種	62	58	54	53	49	46	44	71.5%
第三種	1.6	2	2	1	1	1	1	77.8%
第四種	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	80.9%
特殊	6	5	5	5	5	5	5	89.5%
義務的	2	2	2	2	2	2	2	74.6%
任意	3	3	3	3	3	3	3	101.3%
国際	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	89.1%



- 郵便物数の今後の見通しは以下の考え方に基づき作成。

$$[n\text{年度の予測物数}] = \{[(n-1)\text{年度の予測物数}] - [(n-1)\text{年度のスポット}]\} \times [商品別トレンド] + [n\text{年度スポット}] + [n\text{年度の利用拡大策に係る物数}]$$

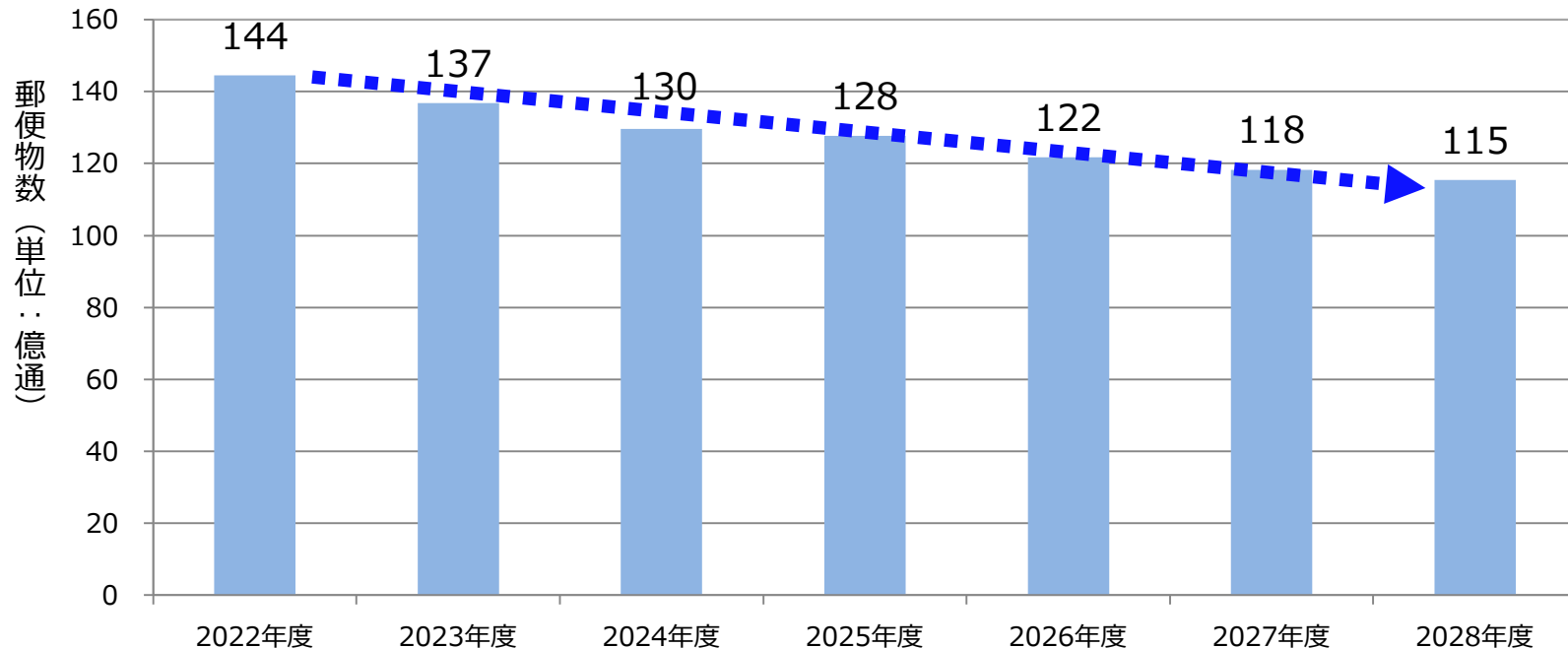
【トレンドの考え方】

原則、「2020年度→2022年度」の2年トレンド(平均増減率)を適用。

※コロナの影響が明白なものなど上記トレンドを適用することが不適切な郵便物には、別期間のトレンドを適用。

【スポットの考え方】

トレンドとは関係なく、特定の年度に発生する特別な郵便需要。例えば、自治体(選挙入場券、ワクチン接種券等)、マイナンバーカード申請書、後期高齢者医療被保険者証、候補者差出しの選挙郵便、特別あて所配達郵便等については、これまでの差出傾向を踏まえて見通しを作成。



【郵便物の利用拡大のための新たな取組】

項目	内容	見込通数
1 若者を中心とした新たな手紙振興策の実施	ズッキュン♡郵便局(※1)等の若者向けの新たな手紙振興策の実施	4.6万通/年 (※) ズッキュン♡郵便局の初回の利用状況や、来場者のアンケート結果を基にして算出
2 主として個人のお客さまを対象としたスマートねんが(※2)の推進	スマートねんがのうち、リアルの葉書の利用を勧奨	1万通/年 (※) 2023年用年賀の実績(約8,000通)を参考に算出
3 主として法人のお客さまを対象とした年賀状の利用勧奨	環境負荷を理由に差出しを控える法人顧客に対する「年賀葉書が森林保全につながる「FSC®認証紙(※3)」を使用している」ことの周知による利用勧奨	1,000万通/年(※4) (※) 本件周知により、年賀葉書の減少トレンド(▲13.3%)が1ポイント回復すると想定して算出(上記通数は2024年度の想定通数)
4 トレーディングカード、アクセサリ等の送付の需要増に向けての対応	郵便書簡(※5)に厚さの制限(1cm)を設けた上で、内容品制限を撤廃(サービス改善)	150万通/年(※4) (※) 2022年度の販売枚数(1,591万枚)の約1割が増加すると仮定して算出(上記通数は2024年度の想定通数)
5 各種調査における郵便利用の勧奨	国の行う調査等での郵便利用	800万通(2025年度) (※) 国の調査関係の通知書(800万件程度)を想定

(※1) 2023/8/17(木)～同年8/30(水)の期間限定で、渋谷のイベントスペースにて若い世代への新たなアプローチを目的としたポップアップストア。

(※2) 購入・作成・送付・受取・保存といった一連の年賀状体験を“全てLINE上で完結”できるサービス。相手の住所が分からなくても紙の年賀状を送ることも可能。

(※3) 適切に管理された森林と、そこから生産された林産物、再生資源、そのほかの管理された供給源からの原材料で作られた製品を識別する、国際的な森林認証制度。

(※4) 2024年度の想定通数。2025年度以降は、トレンドの減少に伴い、想定通数も減少するもの。

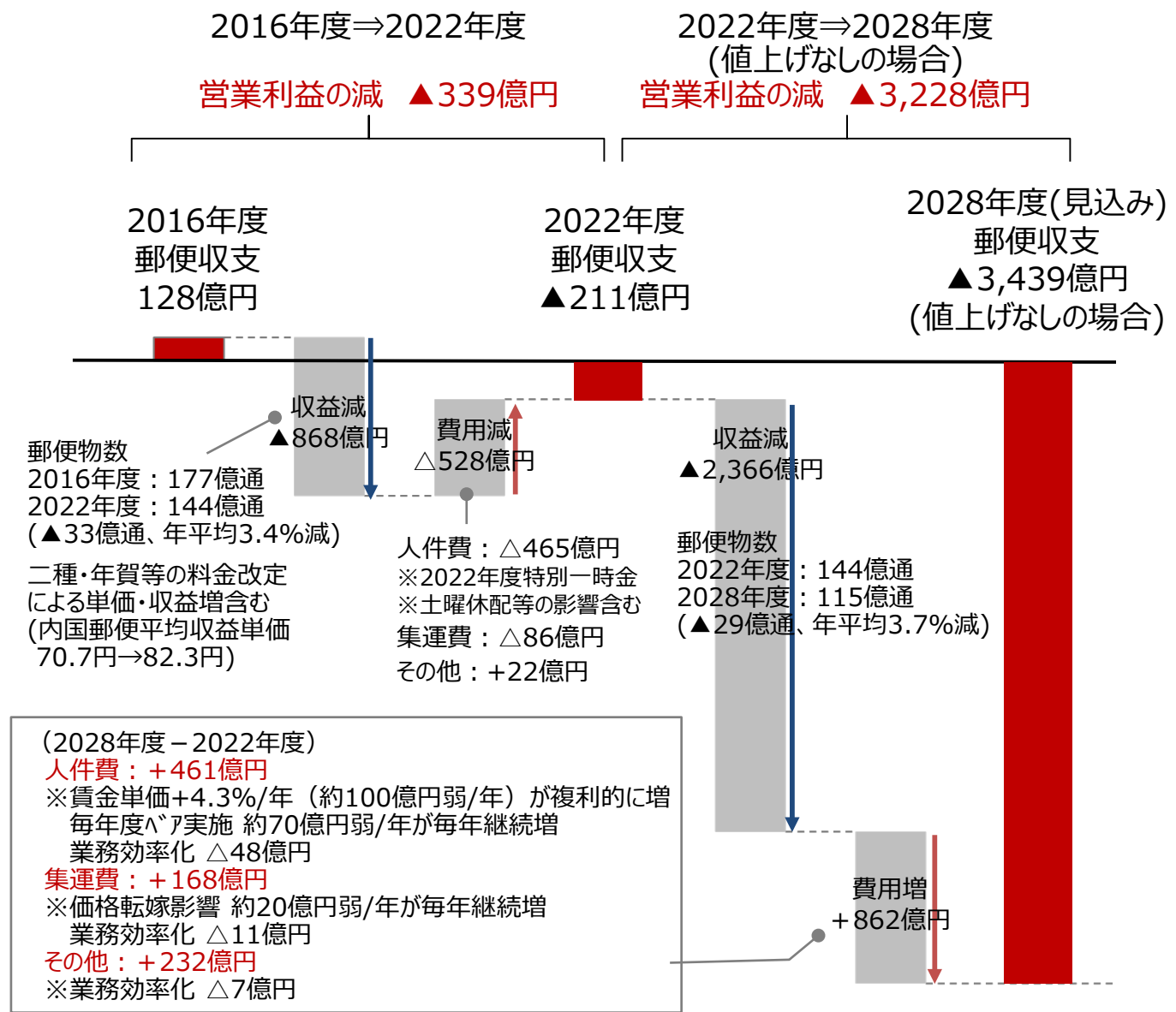
(※5) 一定の規格により作成された料額印面付き便せん兼封筒であって、通信文を書いて折りたためばそのまま郵便物として定形郵便物よりも低廉な料金で差し出すことができるもの。

営業費用削減のための取組

【営業費用削減のための新たな業務効率化策等】

	項目	施策内容	科目	郵便事業への効果額						
				2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
1	既存	担務別コストコントロールの深化	・ 業務量に応じた適正な要員配置の徹底 (テレマティクス・AIの活用、自動ルーティングシステムの活用等による配達業務の効率化・高度化)	人件費	△31億円	△31億円	△31億円	△31億円	△31億円	△31億円
2	既存	区分作業の機械化	・ 定形外郵便物を区分する大型郵便物用の区分機を開発・配備	人件費	△3億円	△3億円	△3億円	△3億円	△3億円	△3億円
3	既存	受取利便性の向上	・ 再配達時に、書留郵便物等をはこぼす等の指定場所に配達	人件費	△0.3億円	△0.3億円	△0.3億円	△0.3億円	△0.3億円	△0.3億円
4	新規	再配達削減 (サービス改善にも寄与)	・ e受取アシストの利用拡大、指定場所配達依頼書のデータ化・WEB化等の取組により、再配達削減を推進、郵便分野にも対象拡大	人件費	-	-	-	△10億円	△11億円	△11億円
5	新規	運送ダイヤの効率化 (輸送DX)	・ 輸送テレマティクスで運送便の動態管理や積載状況を可視化し、そこで得られたデータを活用し、AIで効率的なダイヤを展開	運送料	-	-	-	△3億円	△7億円	△11億円
6	新規	小型郵便物の返還自動化	・ 返還郵便物の区分処理の機械化	人件費	-	-	△4億円	△4億円	△4億円	△4億円
7	新規	機械配備台数減に伴う削減	・ 物数減に伴う書状区分機台数が減ることによる保守費の減	保守費	-	-	△2億円	△3億円	△5億円	△7億円
8	新規	小型ハケット区分機・AGVの増備	・ 小型ハケット区分機を増備し、定形外郵便及びゆうハケットの区分を機械化 ・ AGV(局内搬送車)による搬送自動化	人件費	-	-	△1億円	△2億円	△2億円	△2億円
効果額計					△34.3億円	△34.3億円	△41.3億円	△56.3億円	△63.3億円	△69.3億円

郵便事業収支の今後の見通し(収支悪化の要因分析)



見直しの考え方

- 郵便物の大宗を占める第一種郵便物(封書等)・第二種郵便物(葉書)のうち、主な料金の変遷は以下のとおり。
- 25g以下の「定形郵便物」の料金については、消費税増税に伴う改定を除き、平成6年(1994年)から約30年間にわたって据え置いてきたところ。

料金改定後3年間は郵便事業において赤字が生じない金額に改定

料金改定後3年間は郵便事業において赤字が生じない金額に改定

		S56 1月	H元 4月	H6 1月	H9 4月	H26 4月	H29 6月	H30 5月	R元 10月
			消費税 3%	料金改定	消費税 5%	消費税 8%	料金改定	料金改定	消費税 10%
第一種郵便物 (封書)	定形 25 ^{グラム} まで	60円	62円	80円	据え置き	82円	据え置き	据え置き	84円
第二種郵便物 (はがき)	通常 葉書 (※年賀)	40円	41円	50円	据え置き	52円	62円 (※年賀) 52円	(※年賀) 62円	63円

基本的な考え方

- 郵便事業は、全国2万4千の郵便局ネットワークを通じて、なるべく安い料金であまねく公平なサービスの提供に努め、国民生活の向上や社会経済の発展に大きく貢献。今後もその役割を果たしていくことが重要。

見直しの必要性等

- 郵便法第3条では「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」とされ、郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要。
(⇒ゆうパック等の郵便事業外の収支とは別に検討することが必要)
- 平成13年度(2001年度)をピークに郵便物数は毎年減少しており、日本郵便では利用拡大の取組や一部料金の見直しを行ってきたところ。
一方で、社会全体としてデジタル技術の活用が急速に進む中、紙の郵便物数は今後も大きな減少が見込まれ、これに伴い、長期的にも営業収益の減少傾向が継続することが見込まれる。
- また、これまでも日本郵便において業務効率化(区分作業の機械化等)を図るとともに、土曜休配等(令和2年郵便法改正)も行い、コスト削減を図ってきたところであるが、今日、賃金引上げの実施(※)や、燃料費等の高騰を適切に委託料等に転嫁することは、社会的な要請となっている。
(※)日本郵便は令和5年度に3.66%の賃上げ(ベースアップ:1.62%、定期昇給:2.04%)。特別一時金の支給分を合わせると5.11%の賃上げ。
特に人件費及び集配運送委託費が営業費用全体のおよそ3/4を占める郵便事業においては、営業費用が大きく増加しており、直近で大幅な営業費用の減少は見込まれない。
- この点、我が国全体が「コストカット型経済」から脱却し、持続的な賃上げや活発な投資がけん引する「成長型経済」への変革を目指している中、日本郵便においても、賃上げや委託事業者への適切な価格転嫁といった取組を継続しつつ、抜本的なDXや利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供に取り組む必要がある。
- 一方で、今後も郵便物数の減少等が見込まれる中、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しく、郵便事業の安定的な提供を継続するためには、当面の対応として早期の郵便料金の見直しを行う必要がある。

(※)令和6年後半から令和7年にかけて消費者物価指数の伸び率は低下する見通し。また、郵便料が家計消費支出に占める割合は全体の約0.1% (約3,600円) であり、料金値上げの家計への影響は僅少。

- 日本銀行が四半期毎に公表している「経済・物価情勢の展望」と、(公社)日本経済研究センターが毎月行う「ESPフォーキャスト調査」(※)による消費者物価指数の見通しは以下のとおり。

(※)民間エコノミスト約40名から、日本経済の株価・円相場を含む重要な指標の予測値や総合景気判断等についての質問票を毎月回答してもらい、その集計結果を公表。

- 令和6年から令和7年にかけて、徐々に消費者物価指数の伸び率は低下していく見通し。

- 「経済・物価情勢の展望」(日本銀行)による見通し

令和5年度	令和6年度	令和7年度
+2.8	+2.4	+1.8

※ 「経済・物価情勢の展望(2024年1月)」(令和6年1月24日公表)の数値。

※ 消費者物価指数(除く生鮮食品)の対前年度比上昇率。

※ 政策委員見通しの中央値。

- 「ESPフォーキャスト調査」((公社)日本経済研究センター)による見通し

令和6年 1～3月期	令和6年 4～6月期	令和6年 7～9月期	令和6年 10～12月期	令和7年 1～3月期	令和7年 4～6月期
+2.51	+2.50	+2.34	+2.02	+1.92	+1.70

※ 「ESPフォーキャスト調査(1月調査)」(令和6年1月15日公表)の数値。

※ 消費者物価指数(除く生鮮食品)の対前年同期比上昇率。

※ エコノミストによる予測値の総平均。

○ 総務省統計局の家計調査結果によると、令和4年の1世帯(二人以上の世帯)当たりの「郵便料」(※1)の消費支出額は3,593円。世帯全体の年間消費支出額(約349万円)に占める割合は約0.1%(※2)。

(※1) 同調査の「郵便料」には、ゆうパック、ゆうメール等の郵便局で取り扱う荷物も含む。

(※2) 世帯主の年齢階級別に見ても、最も「郵便料」の消費支出額が大きかった70歳以上の世帯において、その消費支出額は4,229円であり、同世帯の全体の消費支出額(約285万円)に占める割合は約0.15%。

○ なお、「郵便料」の消費支出額の6割強は11月・12月(11月:745円、12月1,469円)であり、年賀状に係る支出がその多くを占めると考えられる。

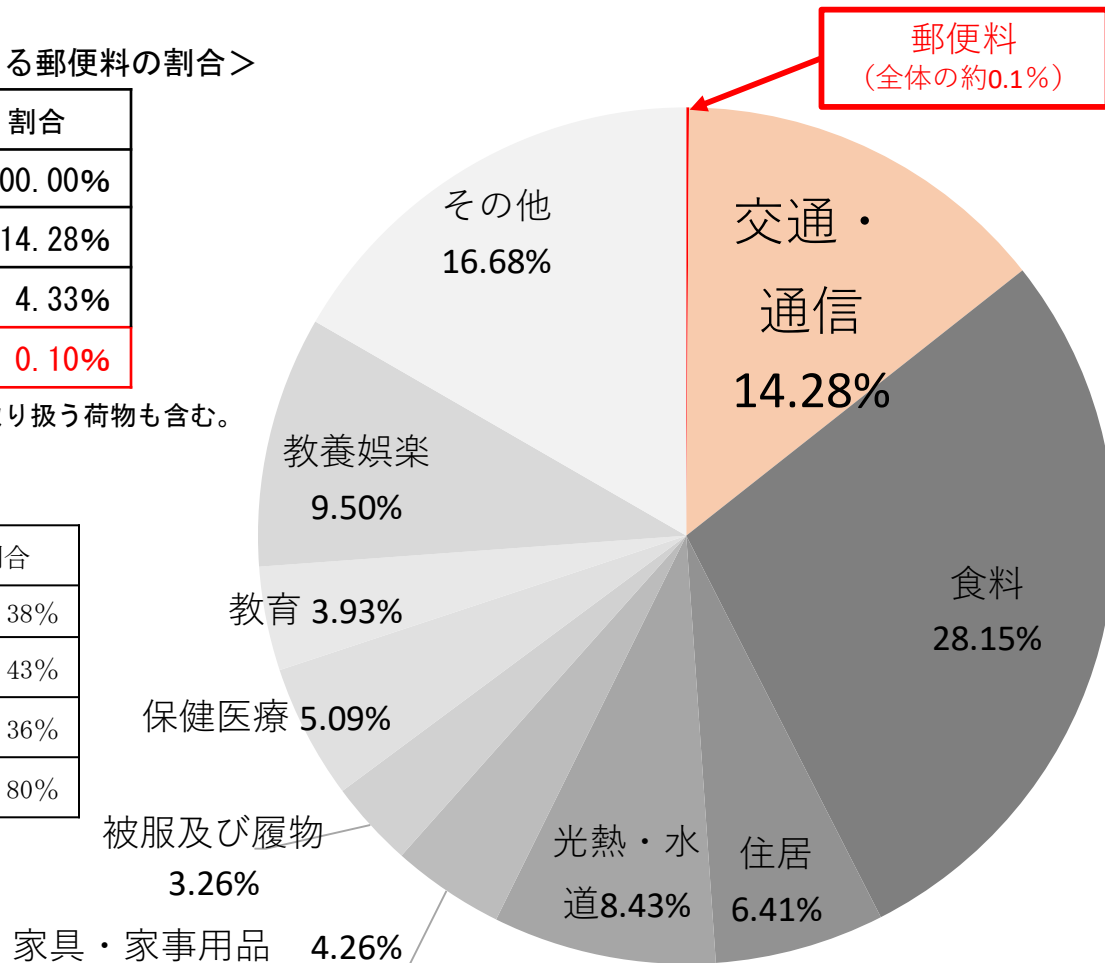
< 1世帯(二人以上の世帯)当たりの消費支出に占める郵便料の割合 >

	2022年(令和4年)	割合
① 1世帯当たりの年間消費支出	3,490,383円	100.00%
② ①のうち「交通・通信」	498,416円	14.28%
③ ②のうち「通信」	151,176円	4.33%
④ ③のうち「郵便料」(※)	3,593円	0.10%

(※) 「郵便料」には、ゆうパック、ゆうメール等の郵便局で取り扱う荷物も含む。

(参考) 携帯電話通信料、電気代等の割合

	2022年(令和4年)	割合
⑤ ③のうち「携帯電話通信料」	118,113円	3.38%
⑥ ①のうち「光熱・水道」	294,292円	8.43%
⑦ ⑥のうち「電気代」	152,138円	4.36%
⑧ ⑥のうち「ガス代」	62,788円	1.80%



郵便料金の見直しの検討

25g以下「定形郵便物」の料金上限の改定(総務省令の改正)

- 第一種郵便物のうち、25g以下の「定形郵便物」の料金については、総務省令（郵便法施行規則）で定める上限を超えてはならないこととされている。
- この点、当該上限額は「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して」定めることとなっている（郵便法第67条第2項第3号）。
- 上記の勘案事項も踏まえ、料金の値上げ幅は可能な限り抑えることとし、従来の考え方（改定後3年間の郵便事業の黒字維持）を見直し、経営状況に応じて短期間に再度見直すことも念頭に、最小限の値上げ幅とするとの考え方の下、総務省令で定める上限額の上げ幅も最小限とする。また、利用者にとって分かりやすい料金とする。
- これを踏まえ、上限額を現行の「84円」から「110円」に改定。

料金改定の全体像(現時点の想定)

- 上限額が「110円」の場合に日本郵便が想定する主な料金改定は以下のとおり。
 - ・ 第一種定形郵便物(25g) 84円→110円(+26円(+31.0%)) <上限を省令で規定>
 - ・ " (50g) 94円→110円(+16円(+17.0%)) <届出>
- ・ 第二種郵便物(通常葉書) 63円→85円(+22円(+34.9%)) <届出>
- ・ その他(定形外、特殊取扱等)は、+約30%の値上げ率を基本。
(ただし、レターパックや速達等の一部郵便物は特に利用者利便等の観点からより低い値上げ率を想定)

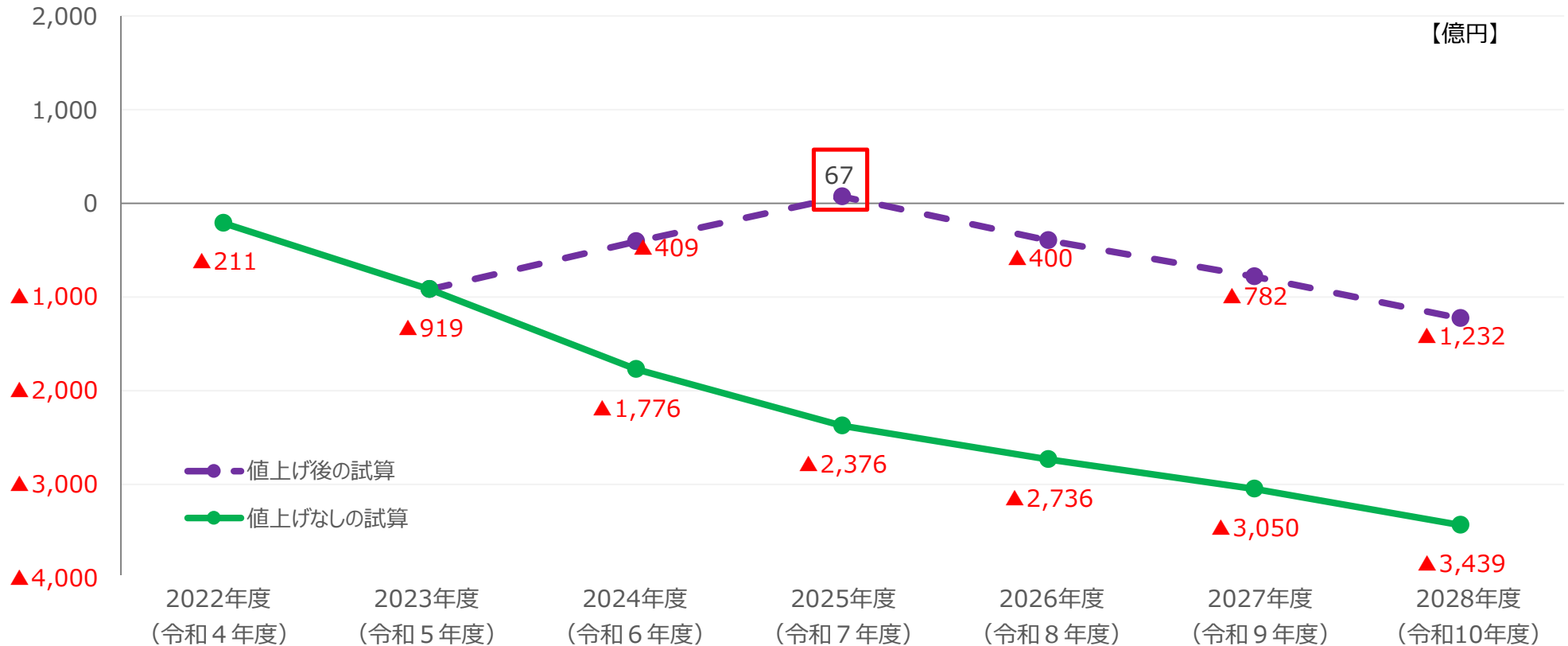
※サービス改善の一環として重量区分を1区分に統合

※ 最終的な料金改定は、日本郵便からの届出により確定。(第三種・第四種の料金変更は認可)

※ 第三種郵便物・第四種郵便物及び昨年10月に料金改定を行った書留等は据え置きを想定。

郵便事業の収支の見通し(試算)

- 郵便事業収支の今後の見通しについて、値上げをしなかった場合及び値上げを行った場合のそれぞれの推移は以下のとおり。
- 郵便法第3条にて郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要とされていることから、25g以下の「定形郵便物」以外も含めた郵便料金全般の見直しを前提に算定。
- なお、25g以下の定形郵便物の上限額は「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して」定めることとなっており(郵便法第67条第2項第3号)、国民への影響等も鑑み、当該上限額の値上げ幅は最小限のものとする。



(※) 上限額が「110円」の場合に日本郵便が想定する現時点の料金額を前提に算定しており、実際の郵便料金については、日本郵便による届出により確定することとなる。

値上げした場合の通数の見通し(試算)

(単位：百万通)

	種別	2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度		2028年度		値上げしない場合との通数差(2028年度)
		通数	対前年度の減少率	通数	対前年度の減少率	通数	対前年度の減少率	通数	対前年度の減少率	通数	対前年度の減少率	通数	対前年度の減少率	通数	対前年度の減少率	
① 値上げしない場合 (価格弾性なし)	内国	14,423	—	13,654	-5.3%	12,938	-5.2%	12,747	-1.5%	12,162	-4.6%	11,807	-2.9%	11,520	-2.4%	—
	一種定形	6,219	—	5,875	-5.5%	5,551	-5.5%	5,513	-0.7%	5,348	-3.0%	5,284	-1.2%	5,216	-1.3%	
	一種定形外	1,313	—	1,282	-2.4%	1,281	-0.1%	1,284	0.3%	1,276	-0.6%	1,272	-0.4%	1,268	-0.3%	
	二種(年賀除く)	4,936	—	4,700	-4.8%	4,478	-4.7%	4,389	-2.0%	4,150	-5.4%	3,972	-4.3%	3,837	-3.4%	
	年賀	1,171	—	1,068	-8.8%	937	-12.3%	812	-13.3%	705	-13.3%	611	-13.3%	530	-13.3%	
	特殊取扱	552	—	524	-5.0%	516	-1.6%	518	0.4%	506	-2.4%	499	-1.3%	494	-0.9%	
② 値上げした場合 (価格弾性あり)	内国	14,423	—	13,654	-5.3%	12,747	-6.6%	12,433	-2.5%	11,862	-4.6%	11,521	-2.9%	11,245	-2.4%	▲274
	一種定形	6,219	—	5,875	-5.5%	5,460	-7.1%	5,332	-2.3%	5,173	-3.0%	5,113	-1.2%	5,050	-1.2%	▲166
	一種定形外	1,313	—	1,282	-2.4%	1,281	-0.1%	1,284	0.3%	1,276	-0.6%	1,272	-0.4%	1,268	-0.3%	0
	二種(年賀除く)	4,936	—	4,700	-4.8%	4,439	-5.5%	4,317	-2.7%	4,081	-5.5%	3,906	-4.3%	3,774	-3.4%	▲63
	年賀	1,171	—	1,068	-8.8%	884	-17.2%	767	-13.3%	665	-13.3%	577	-13.3%	500	-13.3%	▲30
	特殊取扱	552	—	524	-5.0%	508	-3.2%	502	-1.2%	490	-2.4%	483	-1.3%	479	-0.9%	▲16

※ 上記は、価格弾力性の影響を受けない三種・四種・選挙郵便物の通数を割愛しているため、「一種定形」～「特殊取扱」の通数の総計と「内国」の通数は、一致しない。

値上げした場合の物数への影響の考え方

- ・ 価格弾性値とは、商品の価格が変化した場合、需要がどの程度変化するかを示した数値のことであり、算出方法は、
価格弾性値 = 需要の変化率（引受物数の減少率） ÷ 価格の変化率（郵便料金の改定率）
- ・ この価格弾性値は、料金改定実施後1年間(2024年10月～2025年9月まで)適用。（料金を改定しない場合の減少率に価格弾性による減少率を加算）
- ・ 種別ごとの算出に当たっての考え方は、次のとおり。

種別	考え方
一種定形、 特殊取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年10月の消費税率の改定時の状況から推計。 → 料金改定（例：82円→84円（一種定形25g以下）、392円→404円（簡易書留（一種定形25g以下））後の物数の増減率から、過去の物数の増減率を除いたものを料金改定による物数減少率として算出（※1）。 → <u>一種定形</u>：価格弾性値（0.103） = 物数減の押下げ効果 ▲3.2% → <u>特殊取扱</u>：価格弾性値（0.132） = 物数減の押下げ効果 ▲3.9%
一種定形外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年10月の消費税率の改定時の状況から推計。 → 料金改定（例：205円→210円（規格内100g超150g以下））後の物数の増減率から、過去の物数の増減率を除いたところ、過去の物増トレンドを上回る増加率となり、料金改定によって物数が増加するという結果となったことから、<u>価格弾性は見いだせない</u>。
二種（年賀を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年6月の料金改定時の状況から推計。 → 料金改定（52円→62円（通常葉書））後の物数の増減率から、過去の物数の増減率を除いたものを料金改定による物数減少率として算出（※2）。 → <u>二種（年賀を除く）</u>：価格弾性値（0.045） = 物数減の押下げ効果 ▲1.6%
年賀	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年5月の料金改定時の状況から推計。 → 料金改定（52円→62円）後の物数の増減率から、過去の物数の増減率を除いたものを料金改定による物数減少率として算出（※3）。 → <u>年賀</u>：価格弾性値（0.140） = 物数減の押下げ効果 ▲4.9%

（注） 上記のほか、各種手数料(例:切手類の交換手数料)は、代替手段がないことから、2024年度の料金改定に伴う価格弾性値は0とする。

（※1） 料金改定前後1年度分の物数の増減率を比較することも考えられるが、①年度途中で料金改定を行っていること、②料金改定の翌年度にコロナ禍の影響を受けていることから、料金改定前後3年度分の物数の増減率を比較している。

（※2） 料金改定前後1年度分の物数の増減率を比較することも考えられるが、年度途中で料金改定を行っていることから、料金改定前後2年度分の物数の増減率を比較している。

（※3） 料金改定前後1年度分の物数の増減率を比較している。（年度途中で料金改定を行っているが、年賀の時期のみ単年度で比較することができ、この時期は、コロナ禍の影響を受けていない。）

- 今回の上限料金改定において、郵便法第3条及び第67条第2項第1号において定められている「郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むもの」であるかを確認するに当たっての基本的な考え方は以下のとおり。

適正な原価

- 営業費用の大半を占める人件費等について、郵便物数と従業員数の推移の比較や他業態との人件費単価の推移の比較、これまでの業務効率化の実績(人員の適正配置や区分作業の効率化等)、今後実施する業務効率化の取組(輸送DXの推進や再配達削減等)に加え、賃金引上げや適切な価格転嫁の見込み等をチェックすることで、郵便料金の見直し後の営業費用が「適正な原価」であることを確認。

適正な利潤

- 郵便料金の見直し後の営業収益は、原則、直近2年(2020年度→2022年度)のトレンド(平均増減率)をもとに算出した郵便物数見込みに、郵便料金の見直し後の平均単価を乗じる等により算出。なお、値上げした場合の物数への影響についても考慮。
- 25g以下の「定形郵便物」の料金の上限は、「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して」定めることとなっている。これも踏まえ、料金の値上げ幅は可能な限り抑えることとし、従来の考え方(改定後3年間の郵便事業の黒字維持)を見直し、経営状況に応じて短期間に再度見直すことも念頭に、最小限の値上げ幅とするとの考え方の下、総務省令で定める上限額の上げ幅も最小限としている。
- 改定後の上限額(110円)を前提とした郵便料金の見直し後の利潤(営業収益－営業費用)は、最小限の黒字であると言え、「適正な利潤」であることを確認。

(※)郵便料金の見直しは、上限額が「110円」の場合に日本郵便が想定する現時点の料金額を前提に算定。実際の郵便料金は、日本郵便による届出により確定する。

⇒ なお、透明性・適正性確保の観点から、郵便料金に関する算定要領について、次回の改定までに作成・公表する方向で検討を行う。

(参考) 諸外国の郵便料金の変遷(書状)

	米国		英国		ドイツ		フランス		日本	
基本サービスの名称	ファーストクラスメール		セカンドクラス		スタンダード		レトル・ヴェルト		定形郵便物	
	料金 (ドル)	料金上昇率 (値上回数)	料金 (ポンド)	料金上昇率 (値上回数)	料金 (ユーロ)	料金上昇率 (値上回数)	料金 (ユーロ)	料金上昇率 (値上回数)	料金 (円)	料金上昇率 (値上回数)
1994年 (平成6年)	0.29	127.6% (17回)	0.19	294.7% (20回)	0.51	66.7% (7回)	0.57 (※)	103.5% (10回)	80	5.0% (2回)
2023年 (令和5年)	0.66		0.75		0.85		1.16		84 【110円】	
現行料金の 円換算	98円		140円		135円		184円		84円 【値上げ後：110円】	
(参考) 購買力平価	64円		107円		114円		161円		84円 【値上げ後：110円】	

※現行料金の円換算：為替レートは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が公表している2023年9月15日TTSレート。

(ドル：149円、ポンド：187円、ユーロ：159円(小数点第一位を四捨五入して算出))

※購買力平価：日本と比較国との物価水準を等しくするように決定された為替レートによる算定金額。出所はOECD「Main Economic Indicators」の Purchasing Power Parities(2022年平均)。2023年6月に更新されたデータを使用。

※フランスのレトル・ヴェルトは、2011年に新設された商品のため、「1994年(平成6年)」の料金は、「2011年(平成23年)」の料金を記載。

※日本の料金値上げ(2回)については、消費税増税に伴う値上げのみ。

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

（郵便に関する料金）

第三条 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

（料金）

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、**郵便に関する料金**（第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。）を定め、**あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。**

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 **郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。**

二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第四項第一号において同じ。）間の運送を要しない郵便物の料金を除く。）。

三 **第一種郵便物**（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）**のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの**（次号において「定形郵便物」という。）**の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。**

四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く。）。

二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。）を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

6 第二項（第一号から第四号までを除く。）の規定は、前項の料金について準用する。

7 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 **第六十七条第二項第三号**又は第七十条第三項第二号から第四号までの**総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。**
- 三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十三号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）

（定形郵便物の料金の上限）

第二十三条 **法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十四円とする。**

25g以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の 信書便物の上限料金の改定について

令和6年3月15日
総務省

信書便事業の概要

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)(信書便法)は、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的としている。

一般信書便事業 ……全国全面参入型(許可制)

手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能な事業

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則4日以内に送達するサービス

全国を業務区域として、なるべく安い料金で、あまねく公平に利用できるよう、次の参入要件を満たすことが必要。

- (1) 全国均一料金(その送達に際し区分事業所間の運送を要しないものを除く)
- (2) 25g以下の信書便物の料金は、省令で定める上限(84円)以下
- (3) 随時・簡易な差出方法として信書便差出箱の設置(市町村等の人口に応じ、全国に、満遍なく設置)
- (4) 週5日以上での配達



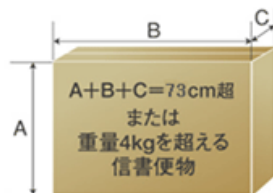
特定信書便事業 ……特定サービス型(許可制)

付加価値の高い特定の需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

①大型信書便サービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



例: 本庁・支庁間の巡回便

②急送サービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



例: バイク便等の急送便

③高付加価値サービス(3号役務)

料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は800円)を超えるもの



800円を超える料金

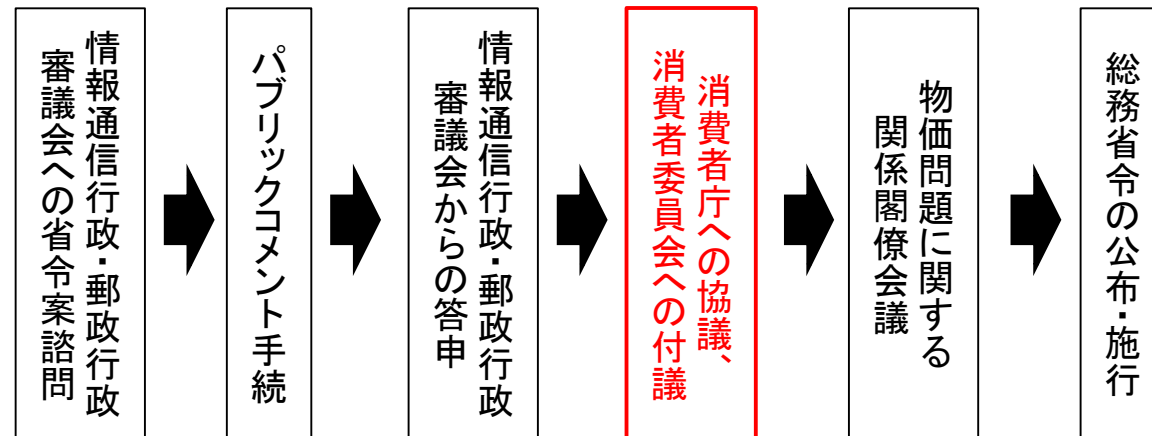
例: 電報類似サービス

(参考) 一般信書便事業と郵便事業の制度比較

	一般信書便事業	郵便事業
提供主体	日本郵便株式会社以外	日本郵便株式会社
参入・退出規制	参入・退出※はともに許可制 ※ 事業の休止又は廃止は「公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合を除き」許可される。〔信書便法6条、15条〕	郵便の役務の提供義務(郵便の業務は日本郵便株式会社が行うこととされている。) 〔郵便法2条、日本郵便株式会社法5条〕
必須の役務	長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下の信書便物 〔信書便法2条4項1号〕	・郵便物(長さ60cm以下、三辺の合計が90cm以下、重量4kg以下) 〔郵便法15条〕 ・特殊取扱(書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達) 〔郵便法44条〕 ・国際郵便 〔万国郵便条約〕
引受の方法(差出箱の設置等)	信書便差出箱の設置義務 〔信書便法9条2号イ〕 ※具体的な基準は総務省令で規定(市区町村の人口に応じ、全国に、満遍なく設置) 〔信書便法施行規則9条〕	郵便差出箱の設置義務 〔郵便法38条、70条3項2号〕 ※具体的な基準は総務省令で規定(日本郵政公社法の施行の際あまねく全国に設置されていた郵便差出箱の本数維持を旨として、全国に満遍なく設置(約18万本)) 〔郵便法施行規則32条2項〕
送達速度	差し出された日から原則4日以内 〔信書便法2条4項2号、同法施行規則3条〕	差し出された日から原則4日以内 〔郵便法70条3項4号、同法施行規則32条5項〕
配達日	原則1週間につき5日以上 〔信書便法9条2号ロ、同法施行規則10条1号〕	原則1週間につき5日以上 〔郵便法70条3項3号、同法施行規則32条3項1号〕
配達先	原則宛て所に配達 〔信書便法9条2号ロ、同法施行規則10条2号〕	原則宛て所に配達 〔郵便法70条3項3号、同法施行規則32条3項2号〕
提供区域	全国 〔信書便法1条、9条2号〕	全国 〔郵便法1条〕
料金	・全国均一料金(長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、かつ、重量250g以下の信書便物) ・25g以下の軽量信書便物※の料金の上限は総務省令で規定(84円) ※定形郵便物と同様のもの 〔信書便法16条2項、同法施行規則22条、23条〕	・全国均一料金 ・25g以下の第一種郵便物(定形郵便物)の料金の上限は総務省令で規定(84円) 〔郵便法67条2項、同条4項、同法施行規則23条〕

- 民間事業者による信書の送達に関する法律(以下「信書便法」という。)第16条第1項の規定に基づき、一般信書便事業者は、一般信書便役務に関する料金を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない(これを変更しようとするときも同様)。
- また、同条第2項第2号により、一般信書便役務に関する料金のうち、大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が25g以下のもの(「定形郵便物」と同様のもの)の料金額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令(民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則)で定める上限を超えてはならない。
- 信書便法第38条第2号の規定に基づき、総務大臣は料金上限規制の対象となる25g以下の信書便物の料金額の上限を定める総務省令を制定・改廃するときは、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。
なお、同審議会からの答申後、消費者委員会への付議及び物価問題に関する関係閣僚会議への付議等が必要とされており、これらの会議を経た上で総務省令の公布・施行がされる。

＜料金上限規制の対象となる25g以下の信書便物の料金改定(上限額改正の場合)の流れ＞



一般信書便役務に関する料金の現状

○ 一般信書便役務に関する料金は、第一種郵便物の料金と同等の条件に適合すべきものとされている。

種別		一般信書便役務に関する料金	郵便料金(第一種郵便物)
届出・認可の別		届出制	届出制
料金が適合すべき条件	料金の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が25g以下のものに係る料金の額が、</u> 軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※)を超えないものであること ※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・25g以下の定形郵便物の料金の額が、 軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※)を超えないものであること ※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要。 ・郵便書簡の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること ・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受を行うもので区分営業所間の郵送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

⇒ 信書便法施行以来、25g以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、25g以下の定形郵便物の料金と同額を上限額としてきたところ。

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

（目的）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。

2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。

3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。

4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの

二 国内において信書便物が差し出された日から四日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあっては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る信書便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するもの

5 この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むものをいう。

6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。

（料金）

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、**一般信書便役務に関する料金**（一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）を定め、**あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。**

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（一般信書便事業者の事業所においてその引受けを行う信書便物であって、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所（主として信書便物の区分を行う事業所をいう。）間の運送を要しない信書便物に係る料金を除く。）。

二 **大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。**

三 定率又は定額をもって明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

（審議会等への諮問）

第三十八条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）に諮問しなければならない。

- 一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は**第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。**
- 二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二十二條第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第二十七条（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は第二十八条第一号（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しをしようとするとき。
- 四 第三十三条第三項に規定する標準信書便約款を制定し、又は改廃しようとするとき。

○民間事業者による信書の送達に関する法律第三十八条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第九十一号）

民間事業者による信書の送達に関する法律第三十八条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）

（料金上限規制の対象となる二十五グラム以下の信書便物の大きさ及び形状の基準）

第二十二条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでのものであって、厚さが最も厚い部分において一センチメートルを超えないものであること。
- 二 次のいずれかに該当するもの（第二十条第一項第一号に規定する料金の適用方法において定める信書便物の包装その他の形状の条件を具備しないものを除く。）であること。
 - イ 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装し、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたものであること。
 - ロ 包装しなくても送達中にき損せず、他の信書便物に損傷を与えないものであること。

（大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額）

第二十三条 **法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十四円とする。**

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書

令和5年12月18日付け諮問第1244号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）の一部改正及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当であると認められる。
- 2 なお、意見募集による提出意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省において、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。
 - （1）郵便事業のより安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、今後総務省において利用者を含む関係者や有識者の意見も丁寧に聞きながら、必要に応じて郵便料金に係る制度の見直しも視野に入れ、検討を行うこと。（考え方3、4、26、45及び47）
 - （2）我が国全体として「コストカット型経済」から脱却し、持続的な賃上げや活発な投資がけん引する「成長型経済」への変革を実現することの重要性などに鑑み、総務省から日本郵便株式会社に対し、適切な価格転嫁等の取組を継続しつつ、必要な郵便料金の改定に加え、抜本的なDXや利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供などを適切に実施するよう求めること。（考え方38及び42）

「郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」
の意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方

意見提出期間：令和5年12月19日（火）～令和6年1月22日（月）
案件番号：145210205

意見提出者一覧

提出意見数：161件（法人・団体：9件、個人：152件）

(意見受付順、敬称略)

	意見提出者
1	全カメイ労働組合連合会
2	日本労働組合総連合会 宮城県連合会
3	日本労働組合総連合会 山形県連合会
4	日本労働組合総連合会 福島県連合会
5	日本郵政グループ労働組合
6	郵政産業労働者ユニオン
7	全日本運輸産業労働組合連合会 宮城県連合会
8	一般社団法人 日本ダイレクトメール協会
9	公益社団法人 日本通信販売協会
-	個人（152件）

No.	意見	考え方	修正の有無
1	○ 郵便料金の改定なしには、郵便局の統廃合や閉鎖、過疎地域のサービスダウンにつながるのではないかと懸念している。諸物価高騰の折、郵便というユニバーサルサービスを維持していくには、料金改定を通じて適正な価格転嫁をすることも必要である。 【全カメイ労働組合連合会】	【考え方1】 ○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。	無
2	○ 意義はありません。郵便というユニバーサルサービスを維持するには、今回のような料金改定を通じて適正な価格転嫁をすることが必要である。 【日本労働組合総連合会 宮城県連合会】		
3	○ 機械化の拡大や働き方改革などを考慮すると、業務効率化には限界がある。また、物価上昇や配達員の人手不足解消に向けた対応としても、労働者の賃金上げが重要である。郵便というユニバーサルサービス維持の観点からも、適正な価格転嫁による料金の改定は必要不可欠である。 【日本労働組合総連合会 福島県連合会】		
4	○ 全業界的に人手不足が言われているが、ユニバーサルサービス維持のためには、料金改定を行うことにより価格転嫁をすることで、その原資をもって賃金改善を実施し、労働力が集まる雇用環境とすることが必要な措置と考える。 これまでの小包等も含めて、ある程度の物量があって収支のバランスが取れてきていたと考えるものの、このように郵便の総量が減ってきている中でもユニバーサルサービスとしては、地方の施設や人員を一定程度維持することが必要ではないか。 一方で、郵便料金の値上げは、実際に利用者の負担となるものの、これまでの配達料金が利用者の負担とならないようにしてきたと考えれば限界なのではないか。		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>あくまで、送料・配達料は無料ではないことから、サービス維持のためには、国民全体でコスト負担をしていくという考え方が必要になってくるのではないかと。</p> <p>【全日本運輸産業労働組合連合会 宮城県連合会】</p>		
5	<p>○ 信書便のサービス地域は、各国の実効支配地域を証明するものでもある。したがって郵便事業は各種の輸送事業の中でも国の根幹を成すものと考ええる。一方、日本郵便株式会社は郵便事業で多額の営業赤字を記録した。コスト高騰に加え、人口減少やデジタル化の進展による取り扱い通数の減少は必至であり、将来にわたり収支改善が望めないと予測する。ひいては事業の存続も危ぶまれる。郵便事業の維持を主目的とする本規則の改正は、速やかに進める必要があるだろう。</p> <p>また、2023年現在、25グラム以下の封書を日本国民が送達する機会は限られており、改正後の郵便料金110円は、日本国民一般の所得水準から利用者が利用を躊躇する料金ではないと推測される。したがって、利用者の観点に立っても対象の規則の改定は妥当であると考ええる。</p> <p>【個人】</p>		
6	<p>○ 日本郵便における郵便料金の値上げに賛成の立場を取りません。この意見は、事業の収支改善や公共サービスの質の維持が不可避であるとの考えからです。</p> <p>2022年度に日本郵便が初めて赤字に転落した背景には、燃料費や人件費の上昇といった外部要因による厳しい状況が考えられます。この事態は、収支の改善が急務であり、収益確保やコスト圧縮による効率化が事業の持続可能性を確保する上で喫緊の課題であることを示唆しています。</p> <p>また、インターネットの普及により郵便物の取扱量が急激に減少しており、これが企業や個人の需要低下につながってしま</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>す。収入の減少と同時に人件費の増加が続く中、郵便料金の値上げは収支改善に繋がると思います。</p> <p>郵便事業は公共のサービスであり、市民の生活に欠かせないものです。現行の郵便料金では、収支のバランスを取りながら、十分なサービス品質を提供することが難しくなっています。料金の値上げが行われることで、必要な収益を確保し、市民が信頼して利用できるサービスを維持できると考えます。</p> <p>ユニバーサルデザインにおいては、全国どこでも利用できるサービスを維持することが難しくなっています。過疎地域においては、常勤の社員がいる事業拠点が減少しており、これに対処するための新たな取り組みや改善が求められています。また、地域住民の生活インフラとしての郵便局は、地域社会との連携が不可欠です。その観点から、維持のための値上げは必要です。</p> <p>最後に、郵便事業が抱える課題や状況は多岐にわたりますが、これに対処するためには柔軟で総合的なアプローチが必要です。値上げに対する理解と協力があれば、これらの課題に対する解決策を見出す手助けとなります。</p> <p>総じて、郵便料金の値上げは、収支の改善や公共サービスの維持に向けた必然的な措置と捉え、利便性を向上させるための制度改革にも期待を寄せつつ、市民の理解を得ながら収益の確保に努めるべきです。</p> <p>以上のことから、賛成の立場を取ります。</p> <p>【個人】</p>		
7	<p>○ 郵便というユニバーサルサービスを維持するには、今回のような料金改定を通じて適正な価格転嫁をすることが必要。郵便配達員の人手不足も理解できるので、今回の値上げで賃金の改善をしてあげてほしい。郵便配達員の賃金の改善が地域経済の活性化にもつながる。郵便料金の値上げなしには、郵便というユニバーサルサービスはもはや維持できないのではないかと。</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	【個人】		
8	<p>○ 郵便料金の値上げは確かに負担がかかるが、ユニバーサルサービスを維持しなければならない郵便事業は一定の施設や人員が必要である。また、全国一律料金で配達するには燃料代高騰に加え、配達員の人手不足もあり、料金の改定を通じて適正な価格転嫁をすることが必要と考える。</p> <p>業務の効率化にも限界があり、郵便配達員の人手不足も理解できるものがある。人手に頼る郵便事業は、料金の値上げをすることで賃金の改善を図り、配達員の確保を実現すれば地域経済の活性化にもつながることになる。</p>		
	【個人】		
9	<p>○ そもそも何故、郵政民営化をしなくてはならなかったのか。また、将来的には苦戦が予想された郵便事業を分けたのか。</p> <p>日本の郵便事業は全国津々浦々にネットワークを形成する我が国の大きな財産である。</p> <p>民間の金融機関が支店等の統廃合をする中であって、今回の災害が発生した場合などにおいても郵便局の果たす役割は極めて大である。</p> <p>災害時においてはまさにユニバーサルサービス、地域社会におけるセーフティネットの役割を改めて痛感させられた。</p> <p>過疎地の増大、人口減少という現実の中で利用者数が少なくなつたとしても必要最低限の郵便局は必要であり、それを維持するためには今回の料金の値上げは致し方ないと思う。</p> <p>つまり、緊急時は尚更だが、平時においても離島、中山間地、過疎地など生活を営む上で「非効率的」な地域にあってもユニバーサルな郵便サービスは必要不可欠である。</p> <p>このような地域から郵便局が無くなれば更に過疎が進行し、「非効率化」に拍車がかかり負のスパイラルに陥ってしまう。</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>郵便料金の値上げは利用者からすればこれまでに比して大きな負担にはなるがこれまで全国一律の料金でサービスを提供しており、法的な制約の中では企業努力の限界に達しており、社員の時宜に適った処遇の改善をするためには今回の料金改定を止む無しとする。</p>		
	【個人】		
10	<p>○ 郵便配達員の人手不足も現場からの声として聞こえている。賃金の改善も郵便というユニバーサルサービスを維持するには求められるものであり、全般的に物価も上がる中で、今回の料金改定は必要である。</p>		
	【個人】		
11	<p>○ 日本社会は、今後、超少子高齢化が進むことは避けられず、郵便配達網を維持し、ユニバーサルサービスの責務を果たしていくためには、今回のような料金改定を通じて、適正な価格転嫁が必要なのではと考えます。</p> <p>○ これまでは、機械化などを通じた業務の効率化を進めてきましたが、郵便配達業務は、人的依存度が極めて高く、これ以上の効率化には限界があると思います。従いまして、将来にわたり通信手段としての郵便配達を守るためには、要員確保と、それを担保する、人件費の確保は非常に重要です。郵便配達員は、日本全国で、どのような天候でも業務を行っています。処遇改善と、今回の値上げで、積極的な賃上げが必要だと思えます。</p>		
	【個人】		
12	<p>○ 原油価格の高騰やあらゆる物価高騰の中で、一定のサービスや人員の確保を維持していくとなると、料金改定を通じて適正な価格転嫁が必要だと思う。特に過疎化している地方にとっての郵便サービスはひとつのライフラインであり、配達員の役割は今後益々大きくなっていくのではないかと感じている。この</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>ような現状を鑑みると、賃金の改善や郵便料金の改正は必要だと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
13	<p>○ 現在、日本社会は急激な縮減のフェーズを迎えている。日本創生会議が「消滅可能性都市」を指摘した2014年5月からまもなく10年が経過をするが、根本的な解決には至っていない。日本の人口減少は今後も加速度的に進むことは避けられず、合わせて、これまで経験したことのない超少子高齢化社会に直面することになる。</p> <p>こうした社会的背景の中、全国で郵便配達網を維持し、ユニバーサルサービスとして責務を果たしていくためには、もはや公的資金の投入と、郵便料金の値上げ以外にないと考える。</p> <p>これまで郵便業務は、その社会的役割と重要性が求められながらも、機械化や効率化の中で変遷してきた。しかし、その根本は「配達員」による「人的依存度」の極めて高い公共サービスと言える。</p> <p>この間、郵便事業に関わる労働者、とりわけ配達員の労働条件の改善は充分進んでいるとは言えず、人員の確保、継続性から見ても急務の課題と言える。給与改善、要員確保、人件費の改善につなげるための実質的な予算確保につなげる対応が求められていると言える。</p> <p>加えて、過疎化が進む地方、とりわけ山間地域における郵便局の位置付けは、今後その重要性を増していく。郵便局の閉鎖や統廃合は、縮減を続ける過疎地域の持続可能性に直結するものであり、住民への影響は多大なものがあると考えられる。</p> <p>一方で、インターネットやSNSの普及、電子化等により郵便物の数そのものの減少傾向は歯止めがかからない。こうした状況下でサービスを維持していくためには、適正な価格転嫁は避けて通れないと考える。</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>以上のことから、今回見直しを検討されている郵便料金に関して、「値上げ」を基本とした料金改定は早急に求められるものであると考える。無論、値上げそのものが利用者の負担を増やし、住民生活に直結するものであり、丁寧な議論の積み重ねと広く周知に基づくものでなければならない。また、10円単位の料金設定や、利用者へのサービス向上につながるものにならなければならない。</p> <p>ユニバーサルサービスとしての郵便事業を維持し、持続可能なものとし、郵便労働者、地域住民それぞれの暮らしの向上が図られるよう、料金値上げは避けて通れないものだと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
14	<p>○ 郵便料金改定に対しては、今まで消費税に合わせ随時引き上げた経緯はあるが、現在のデジタル社会において今後の郵便物の減少はやむをえない状況である。</p> <p>郵便事業の経営を維持していくには、郵便料金の改定は必要であり、またユニバーサルサービスという大きな使命を果たすには今回のような適正な価格転換は必要であると思う。</p> <p>以下、私の意見とします。</p> <p>①あまねく公平なサービスを維持していくには、必要である。</p> <p>②郵便局員の雇用確保するためには、賃金改善が必要であり料金改定はやむを得ない。</p> <p>③過疎地において金融機関が次々撤退する中、全国24,000局の存在は住民にとっても欠かせない。もし、郵便料金を改定せず、このまま赤字経営が続けば郵便局の統廃合や閉鎖が起り、過疎地域でのサービスダウンにつながるのではないかと懸念している。</p> <p>④郵便事業は、利用者が少なくとも一定の施設や人員を維持する必要があるため、ある程度の売り上げは必要ではないか。</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>⑤郵便配達員の日々の努力に報いるためにも、料金改定により安定した収入源の確保は必要であり、さらに、賃金に反映できる経営を望むところである。</p> <p>以上を踏まえ、私としては郵便料金の改定には賛同いたしません。</p> <p>【個人】</p>		
15	<p>○ 離島など過疎地域においてもユニバーサルサービスを維持していかなければならないと考えるが、そのためには料金値上げが必要であると思う。</p> <p>また、これまで機械化などにより業務の効率化を進めてきたと思うが、配達業務は人的依存度が極めて高いことから、効率化にも限界がある。今後もユニバーサルサービスとしての郵便事業は必要であり、そのための人の確保、人件費の確保も必要である。このようなことから、料金値上げはやむを得ないと考える。</p> <p>【個人】</p>		
16	<p>○ 電子メールやSNS等、デジタルでの情報交換が普及し、郵便の需要は低下しているものの、ユニバーサルサービスとして継続・維持していくためには、今回のような料金改定は必須。</p> <p>○ 過疎地域における郵便局の社会的な役割は大きい。料金改定を通して、郵便局の統廃合や閉鎖を防ぎ、全国どこでも郵便局がある安心な環境を維持すべき。悪天候でも一軒一軒郵便を配達する職員の方々が、その労働に見合った待遇で働き続けられるよう今回の値上げには賛成。</p> <p>【個人】</p>		
17	<p>○ 本改正案について、改正の理由は妥当であり本改正案に賛成します。</p> <p>郵便料金の引き上げは、国民生活や企業活動等に大きな影響を及ぼすものと認識しています。しかしながら、昨今の物価高</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>や資源高、社会保障費や最低賃金等の上昇という現状を踏まえれば郵便料金にも適正な価格転嫁が必要であり、郵便事業に携わる働く者の生活を守り、地域経済の活性化位につながるものと思います。</p> <p>また、離島や過疎地域においては郵便配達業務の職員が高齢者や地域の見守り、安全を担っている事実もあることから郵便配達網を維持していくという観点からも郵便事業の持続性確保と郵便配達網の維持に向けた「郵便料金の改定」は十分に理解できるものである。</p> <p>【個人】</p>		
18	<p>○ 郵便事業は利用者が少なくなっても必要最低限の郵便局は必要であり、そのことが地域社会におけるセーフティネットの役割も担っており、郵便局の重要性は増えています。よって今回の値上げは止むを得ないと国民からも理解されると思います。</p> <p>○ 労働人口が減少する中、郵便配達員の人手不足が顕著になってきています。郵便料金の改定なしでは、郵便局の統廃合や閉鎖、過疎地域のサービスダウンにつながるのは必然と考えます。これまでのようにユニバーサルサービス確保のためにも料金値上げは避けて通れないと考えます。</p> <p>【個人】</p>		
19	<p>○ 郵便というユニバーサルサービスを維持するには、今回のような料金改定を通じて適正な価格転嫁をすることが必要と考える。</p> <p>○ 郵便料金の改定なしには、郵便局の統廃合や閉鎖、過疎地域のサービスダウンにつながるのではないかと懸念する。</p> <p>【個人】</p>		
20	<p>○ 今回の郵便料金の改定は、国民生活や企業活動等に大きな影響を及ぼすことは予想できます。しかしながら、郵便事業は全国どこに住んでいても等しくサービスが受けられる（ユニバー</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>サルサービス)を担っています。現在、省令で定められている「第一種定形郵便物(25g以内)」の上限料金額は、消費税率の改定を除き1994年以降、約30年間にわたり据え置かれています。今後、日本国内は地域を問わず人口減少の問題は避けることはできません。また、郵便取扱数量の減少、物流問題等における人員の確保などの問題が顕在化しており、将来を見据えた長期的な視点での対応が必要であると考えます。したがって、郵便局の重要性を改めて考え、ユニバーサルサービスを維持し、過疎地におけるネットワークを守ることから、今回の改正案は国民の皆様にご理解いただけるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
21	<p>○ 妥当なる引き上げと判断する。集配作業に従事する社員は、駆け足で作業を行っている人が大多数で、私達市民と話をすることも全くと言って良いほどない。しかも聞くところによれば、新しく入社した人も、3ヶ月もしないうちに、やめていくという話を何度も聞きます。局の窓口では少ない人数で、お客を相手にしているので、順番待ちも多い状況です。このままでは、郵便局(郵便の仕事)に入る人はいなくなってしまいます。特に過疎地で郵便局の存廃につながる様な事になれば、一気に過疎がすすみます。当然あるべき収入で、この長く続いた制度を維持してもらわないと困ります。郵便局にはいて相応の処遇がなされるためには、収入部分の改善は不可欠です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
22	<p>○ この料金改定については必要不可欠である。今般の物価高、燃料費高騰を鑑みれば、適正な価格転嫁は必要であり、郵便局での企業努力にも限界はある。ユニバーサルサービス維持の観点からも郵便局の収入を増やさなければ統廃合や閉鎖、過疎地域のサービスダウンにつながるのではないかと懸念している。しっかり適正価格となるよう求める。</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	【個人】		
23	<p>○ 郵便料金の値上げは確かに負担がかかるが、全国一律料金で配達されていたという、これまでが異常・安過ぎたのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
24	<p>○ 郵便料金の値上げなしには、郵便というユニバーサルサービスはもはや維持できないのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
25	<p>○ 郵便というユニバーサルサービスを維持するには、今回のような料金改定を通じて適正な価格転嫁をすることが必要。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
26	<p>○ 全国津々浦々郵便局、ポストがあることで、市民、法人とも、手紙、荷物を簡単に送ることができ、とても助かっていると思います。郵便事業を維持するために、健全な運営のために、料金改定を行うことは、必要な措置であると思います。郵便局で働く方々の賃金改善、人手不足解消のためにも、料金改定は必要なことと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
27	<p>○ 日々国民の安定的な生活、維持の努力に対し、敬意を表します。さて、この度総務省は郵便の役務の安定化に向けた提供を継続するため郵便料金の改定に必要な郵便法施行規則の一部を改正する省令を作成し、併せて日本郵便株式会社と一般信書便事業者の対等な競争条件施行規則の一部を改正する省令案を作られました。それに対して一個人となりますが、一言意見を述べたいと思います。郵便料金の引き上げは、昨今のインターネット普及で用が足せる現在とはいえ、まだまだ、大切な国民の生活や企業活動等に大きな影響を及ぼします。だが、郵便事業にはユニバーサルサービスが義務付けられている中、省令で定める「第一種定形郵便物(25g以内)」の上限料金額につい</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>ては、1994 年以降約 30 年間にわたり据え置かれています。郵便局等も一企業であり、国営でない以上利益を出さねばなりません。その企業に働く方の生活のため、郵便配達通信網維持存続のためにも、今回の郵便料金値上げに対し、適正な価格転嫁が必要であると考えます。</p> <p>【個人】</p>		
28	<p>○ 郵便事業は国民共有の生活インフラであり、そのサービスを享受していない国民は皆無である。よって、バランスの取れた経営基盤のもとでユニバーサルサービスの維持に努めなければならず、料金改定による価格転嫁は必要である。</p> <p>○ 人口減少、デジタル通信の台頭により郵便事業の利用者が減少している事は事実であるが、郵便局ネットワークが地域貢献に寄与している側面が多々ある。地域の諸課題解決に向け自治体と郵便局が連携する場面も多く見受けられ、その公共性は依然にも増して高まっている。よって、料金改定による国民の理解は一定得られると考える。</p> <p>○ 度重なる業務の効率化(=機械化)は、得られる効果が飽和状態になっていると推察する。そして、郵便事業を維持するためには、要員確保のための人件費を確保しなければならない。郵便配達員の処遇改善が、郵便事業の維持に繋がる。魅力ある賃金体系と職場の整備が事業に持続性をもたらす。よって、必要な人件費確保の為やむを得ない料金改定であると理解している。</p> <p>○ 独立採算制の厳しい経営環境の中で安価な料金によるサービスを提供してきた。国民共有の生活インフラを維持するための企業努力が垣間見えるが、それだけでは持続性を有した郵便事業とならないのが現状である。価格転嫁は妥当な判断であり、適正な料金設定のもとで事業を存続させるべきである。</p> <p>【個人】</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
29	<p>○ 郵便局は、過疎地域や離島、山間部で生活している人にとって欠かせないユニバーサルサービス提供の拠点である。郵便料金の改定は、郵便局の維持・存続にとってやむを得ないものであり、現場で働く方の処遇改善のためにも必要である。</p> <p>【個人】</p>		
30	<p>○ 2007 年の郵政民営化に伴い、日本郵政グループには郵便、貯金、生命保険などの料金やサービス内容を全国一律で提供するユニバーサルサービスが法律によって義務付けられており、全国の利用者のためにも 24000 の郵便局のネットワークの維持は何よりも最優先させなければならない。</p> <p>物価の高騰が深刻な社会問題となる現在、日本経済を立て直すためには大幅な賃上げによって実質賃金をプラスに好転させることが重要であり、そのためには価格転嫁への理解も社会全体で進みつつあると考える。むしろ 1994 年以降、消費税の引き上げ時のみしか料金改正を行わなかったことこそ不自然であり、且つ郵便物がピーク時の約 70%まで落ち込んだ今、見直しは致し方ない。</p> <p>昨今急速に利用が拡大するネット通販等では「送料無料」の文言が消費者の購入動機に大きく影響を与えているが、そもそも「モノが届く」のには相応のコストがかかっているという事実を物流業界全体で発信し続けることも肝要である。特に配達時の不在や再配達にかかる労力解消に向けて宅配ボックスの設置も進む等、徐々に消費者側の意識改革も始まっている。</p> <p>以上のことから今般の「郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」については至極妥当と考える。</p> <p>【個人】</p>		
31	<p>○ 郵便法第 3 条では「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>むものでなければならない」と規定されており、民営化以降初の▲211億円(令和4年度)となり、郵便事業の安定的な提供の継続のためには、早期の郵便料金の見直しが必要であると考えられる。</p> <p>仮に見直しをせず現料金で継続した場合、郵便局の閉鎖やサービスダウンなどが生じる可能性が十分にある。それらは、国民生活において回避すべきことであり、郵便事業の安定した経営は、超少子高齢化の日本社会において、公平かつ安定したユニバーサルサービスを今後も維持するためにも、料金見直しは必須であると考えられる。</p> <p>食品、電気、ガソリン等の物価高騰・燃料費高騰の昨今において、一昨年まで黒字であったことは、非正規雇用化や従来の正社員よりも賃金設定の低い新一般職制度の創設、正社員(中高年層)の民営分社化以降の賃金据え置きなど、企業努力と営業費用の75%を占める人件費等の抑制での結果であり、これ以上の働く人々の負担による事業の維持は大変厳しく、早急に料金の適正な価格転嫁による賃上げは、人手不足解消や働く人々の生活を守ることになり、事業の継続とサービス向上に繋がると考える。</p> <p>インターネットやSNSの普及、各種請求書等のWEB化、各企業の通信費や販促費の削減、個人間においても通信の減少等で、令和4年度までに郵便物数は45%減少している。また、令和4年から令和10年までに▲20.1%とされているが、全国2万4千の郵便局ネットワークは、世界でも最も高い高齢化率の我が国では、特に重要なセーフティネットであり、事業の継続は国民生活の向上と社会経済の発展に大きく貢献している。今後もその役割を果たすためにも早急な料金見直しは必要と考える。</p> <p>業務量に応じた適正な要員配置の徹底、区分作業の機械化、受取利便性の向上のほか、再配達削減、輸送DX、小型郵便物の</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>返還自動化、小型パケット区分機、AGVの増備など、業務の効率化に向けて様々な取り組みや土曜休配等で営業費用削減を図ってきたが、これらの効率化は限界がある中で、人件費確保や賃上げ、燃料費等の高騰を適切に委託料に転嫁するためにも料金見直しは必要であると考えられる。</p> <p>「第一種定形郵便物(25g以内)」の上限金額を1994年以降、約30年も据え置きであったこと、最小限の値上げ幅と利用者にとって分かりやすい料金にすること、また、郵便料が家計消費支出に占める割合は全体の約0.1%と家計への影響は僅少とされることから、ご理解いただけるものと考えられる。</p> <p>人手不足による廃休等の働く人々への負担は、事業継続とサービス向上を困難とさせるものであり、働く人々の生命と生活を守るためにも、早急な料金見直しは大変重要であり、安定した事業継続と人手不足解消など、現場の環境改善にも繋がると考える。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>		
32	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便物数の減少についてはインターネットやSNSの普及により年々落ちていることを考えると料金改定が必要と考える。 ○ 郵便事業について、郵便局はどの地域においても必要と考える。また、人件費もかかることから郵便料金の値上げが必要である。 ○ 郵便物数の今後の見通しを考えると料金改定を行なわないと郵便局自体がやっていけないのではないかと考える。 ○ 効率化には限界があると考えられる。今後のことを考えると郵便配達のための要員確保人件費の確保を考えると料金値上げは仕方ないと思う。 ○ 全国郵便局は必要であり、今後の収支見直しを見る料金値上げは理解できると思う。 		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>○ 料金の見直しの必要性は、郵便物数の減少しているところではあるが、郵便局の必要性は国民もわかっていると思うことから値上げも理解してもらえんと思う。</p> <p>○ 料金については、第一種定形郵便物については同じ金額であることから妥当であると思う。</p> <p>○ 離島や山間部などの配達も必要であり、人件費など考えると値上げは仕方ないと思う。</p> <p>【個人】</p>		
33	<p>○ 定形郵便物の料金の上限額及び民間事業者による信書の料金の上限額の改正については、郵便事業の経営をかんがみやむを得ないと思います。地域にとって郵便局が担っている事を重視し、今後も継続した運営を強く望みます。</p> <p>【個人】</p>		
34	<p>○ 郵便料金の値上げをしない事には郵便というユニバーサルサービスの維持が困難であり、今回のような料金改定を通じて適正な価格転嫁が必要と考える。また料金改定は確かに負担はかかりますが、料金改定がされなければ郵便局の統廃合や閉鎖、サービスダウンにつながる可能性が高まる事が懸念される。さらにはガソリンを始め、様々な物価が高騰し、実質賃金は下がっている現状において、郵便配達員の確保であったり、配達員の賃金を改善するには料金改定する事が必要と考える。</p> <p>【個人】</p>		
35	<p>○ 「民間に出来る事は可能な限り民間に！」「民営化によりパスポートの発行や旅行等の予約も可能となり、国民生活の利便性が向上します。」こうした「民営化万能論」ともいえる世間の期待感に背中を押されて、2007年に郵政事業は民営化されました。</p> <p>多くの国民皆様は、民営化により官製による規制から解放され、自由に事業展開が可能となるとしたメリットだけが強調</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>され、民営化の際に危惧されたデメリットや克服の困難性が指摘されていた「低廉な料金で全国ネットワークを維持」され続けていくことが可能かどうかへの議論やとるべき方向性が「未成熟」なままであったと私は認識しております。</p> <p>電電公社、国鉄の民営化によって自由な経営になり、企業は発展したかも知れません。しかし、民営化により「不採算」とされた地域や部門は、その感情の有無とは別に、置き去りにされたり、民間だからとして割り切られたりしてきている実態が今、浮き彫りになっていると考えております。</p> <p>私の住んでいる地域の中には、冬季では新聞の配達さえ厳しく、郵便事業の「使命感」と厳しい環境下にあっても、何とか踏ん張って維持している「全国ネットワーク」によって低廉料金での配達体制が保たれています。</p> <p>郵政民営化議論の際、警察や消防は何故民営化議論から対象外とされるのかとした話題がありました。警察や消防署には「採算性」が優先しては、その果たすべき役割や任務に、重要な支障をきたすからであると私は確信しております。</p> <p>こうした例からも明確なように「国営」が果たすべき「役割や任務」が郵政事業にも当然存在しています。民間企業となった現在、その役割と任務の遂行と「採算性」の中で、郵便に係わる経営状況は、物価高騰も相まって大変な困難に追い込まれていると認識しております。</p> <p>一方で郵便事業は、数十万人を雇用する日本における「大企業」であることを疑う人はいないと思います。働くことによって生き甲斐や働き甲斐、そして、ささやかであっても幸福を得ようとする人間として最も基本的な「願い」を日本有数の大企業が担保できないとなると、この国全体へ大きな暗い影を落とすことは必至と考えます。</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>ネットやSNSが主要な情報時代となったとはいえ「公共料金」並みの影響力を持つ定形郵便の基本料金の値上げは、国民生活への影響が少ないとは言えませんが、以上のような意見と共に、同法の改正による料金の上限の引き上げにつきましては、賛成をしたいと思います。</p> <p>【個人】</p>		
36	<p>○ 郵便料金の改定なしには、郵便局の統廃合や閉鎖、過疎地域のサービスダウンにつながる（現在起きている）のではないかと懸念している。</p> <p>【個人】</p>		
37	<p>○ 今回の料金改定が、賃金引き上げや物価高騰分を適正に反映させるものであれば、必要な法改正だと思います。郵便局員の安定雇用や賃上げは、人手不足解消のみならず、サービス低下を防ぎ、さらには地域経済を活性化することにもつながります。この料金値上げにより、郵便事業で働く皆さんの賃金改善や雇用の確保がしっかりと行われることを期待します。</p> <p>【個人】</p>		
38	<p>○ 地域には郵便物を取り扱う郵便局が必要であるため、今後も維持していくためには郵便料金の改定もやむなしと考えます。</p> <p>現在、郵便配達は土日祭日に行っていないなど、郵便配達員の人員不足が影響していると思われる。このため、配達員の賃金および待遇改善のためには郵便料金の値上げは妥当だと考えます。</p> <p>郵便局員の業務を考えた場合、効率化は限界があると思われる。よって、現行の郵便料金では、効果的な郵便業務や配達業務が困難ではないかと予想されます。</p> <p>【個人】</p>		
39	<p>○ 郵便局においては、ユニバーサルサービスを維持する必要性がある。特に離島や山間部に住む人達にとって、金融機関や、コ</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>コンビニが無い所においては、その地域を支える重要な役割もっていると思う。それに加え、昨今の働き方改革における賃金の改善などを考えると、郵便局における自主努力も限界にきているのではないのでしょうか。以上の理由から、郵便料金の適正な価格見直しを求める意見書を提出いたします。</p> <p>【個人】</p>		
40	<p>○ 私が居住する天草は、県で一番面積が広く、山間部では歩いて配達する場所が数多くあります。ユニバーサルサービスの維持のためには、郵便料金の値上げはやむなしである。今回のような料金改定を通じて、適正な価格転嫁をすることが必要です。</p> <p>【個人】</p>		
41	<p>○ 郵便というユニバーサルサービスを維持するには、今回のような料金改定（引き上げ）を通じて、コストや人件費上昇に見合った、適正な価格転嫁をすることが必要と考えます。</p> <p>○ 郵便料金の改定なしには、郵便局の統廃合や閉鎖、過疎地域のサービスダウンにつながるのではないかと心配します。今回の料金引き上げを、郵便事業にかかわるすべての労働者の賃金改善、及び人員確保につなげていただきたいと思います。</p> <p>【日本労働組合総連合会 山形県連合会】</p>	<p>【考え方2】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ 日本郵便（株）の賃金改善等に関する御意見については、日本郵便（株）において検討されるものであると考えます。</p>	無
42	<p>○ 料金値上げは確かに負担だが、ユニバーサルサービスを確保していくためには、やむを得ないと考える。また、この料金値上げをきっかけの一つとして、従業員の賃金上昇、とりわけ正規・非正規の賃金格差の解消を一日も早く実現していただきたい。</p> <p>【個人】</p>		
43	<p>○ 労働人口が減少する中において、ユニバーサルサービスの責務を果たすためには、今回の値上げで賃金の改善をしていくことも大切であると考えます。</p> <p>郵便局がなくなると、とりわけ離島や山間部の人たちの生活に多大な影響を与えることから、これまでのように、ユニバー</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>サルサービス確保のためには、料金値上げは避けて通れないものであると考えます。</p> <p>【個人】</p>		
44	<p>○ 郵便配達員の人手不足は深刻です。値上げによって賃金の改善をしてあげてほしいです。</p> <p>○ 郵便料金の改定をしなくては離島や山間部の人たちの生活が成り立たなくなるのではないかと（郵便局の閉鎖などによって）。国民の暮らしを守るためなのでしっかりと理解を求めてほしい。</p> <p>【個人】</p>		
45	<p>○ 郵便というユニバーサルサービスを維持するには、今回のような料金改定を通じて適正な価格転嫁をすることが必要である。郵便配達員の人手不足も理解できますので、今回の値上げで、賃金の改善をしてあげてほしい。</p> <p>【個人】</p>		
46	<p>○ どんな天候でも仕事をしなければならない郵便配達員の待遇が安定するならば、今回の値上げもやむなし。</p> <p>【個人】</p>		
47	<p>○ 郵便料金の引き上げは、国民・企業の皆様に大きな影響を及ぼすものと承知しています。しかしながら、25g以下「第一種定形郵便物」の上限料金額については、1994年以降約30年間にわたり据え置かれてきました。</p> <p>郵政民営化以降、経営努力による収益改善やコスト削減等に取り組み、一昨年度までは継続的に郵便事業の収支を黒字としてくることができました。</p> <p>一方、その間に非正規雇用化と、従来の正社員よりも賃金設定の低い新一般職制度を創設することで人件費を抑制してきたため、私たちの賃金改善の取り組みは新一般職や若年層を中心</p>	<p>【考え方3】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ また、25g以下の定形郵便物の上限額を省令で定めることとしている規定の撤廃に係る御意見について、現行制度においても、郵便物の多くを占める第一種・第二種郵便物について基本的には日本郵便（株）からの届出により料金が設定されるため、適時適切に「能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む」料金とすることは可能であると考えられるものの、郵便事業のより安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、今後総務省において、関係者や有識者の意見</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>とせざるを得ず、よって、中高年層の賃金は民営化以降ほとんど改善されていません。</p> <p>つまり、営業費用の大半を占める人件費等を抑制してきたことによって、郵便事業の収支を黒字としてくることができましたという見方もできると考えます。</p> <p>私たち働く者の負担による事業の維持はすでに限界に達しており、このままでは郵便配達網の維持にも支障を来す可能性があるかと危惧しています。</p> <p>昨今の物価高や資源高、そして最低賃金等の上昇と労務費の適切な転嫁に加え、2024年問題への対応を含めた関連輸送会社および車両保守店等の労務費やエネルギーコスト等の上昇を取引価格に反映する責任が経営にあることを踏まえれば、郵便料金にも適正な価格転嫁を実施し、サプライチェーン全体で物価高に負けない賃上げによって働く者の生活を守り、労働力の確保そして地域経済の活性化にもつながるものと考えることから、案のとおり改定を要望いたします。</p> <p>その一方で、今回、値上げ幅は可能な限り抑えることとされ、従来の考え方である改定後3年間の黒字維持については考慮されず、今後の経営状況に応じて短期間に再度見直すことも念頭に置かれています。例えば電気料金などはその一部の算定において物価と連動する仕組みがありますが、現行の郵便料金改定に至る手続きは相応の時間を要し、急激な物価高騰に迅速に対応しにくい状況にあることから、今回の改定とあわせて、適時適切な価格転嫁を継続的に行える仕組みとなるよう、25g以下「第一種定形郵便物」の上限料金額を撤廃するなど、省令のあり方、その運用の見直しをご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>【日本郵政グループ労働組合】</p>	<p>も丁寧に聞きながら、必要に応じて郵便料金に係る制度の見直しも視野に入れ、検討を行うことが望ましいと考えます。</p>	

No.	意見	考え方	修正の有無
48	<p>○ 郵便法施行規則の一部改正に伴う郵便料金の値上げについて省令案では定形封書（25グラム以下）で31%、50グラム以下の郵便封書を現行の94円から25グラム以下との重量区分をなくしたうえで、110円に統一するという内容である。</p> <p>同時に、第二種郵便である葉書においても現行63円から85円へ、35%の引き上げとなる。諮問を踏まえて郵便料金が値上げになれば、個人間で差し出される郵便サービスで利用度数の多い、第一種及び第二種郵便への影響が大きく、結果として更なる「郵便離れ」となることが懸念される。</p> <p>概要では郵便法第3条「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」を引用しているが、郵便料金も含めた郵便サービスを検討するうえで、郵便法の目的である郵便法第1条を踏まえた論議が必要であるとする。郵便法第1条は「この法律は郵便の役務をなすべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする」ことが規定されている。この郵便法第1条は2007年の郵政民営・分社化後も変わることなく引き継がれており、第1条の観点から郵便料金のあり方について審議していただくことが必要であるとする。</p> <p>○ 郵便料金の見直しにあたっては、企業等が大量に差し出す広告郵便などに適用されている特別割引などの料金体系見直しを図るべきである。特に、個人が切手を貼付して差し出す第一種及び第二種郵便などの値上げ幅については最小限に留めるべきである。また、料金改定の論議と並行して、日本郵便は郵便ポストの投函数における調査結果を公表した。調査結果によれば、25%が月30通以下で人口密度が低い地域ほど利用が少ないとしている。郵便制度そのものが、大都市部など収益を生み出す地域と、過疎地域など利用者が少ない地域を含めて「収支相償」</p>	<p>【考え方4】</p> <p>○ 本改正案については、郵便法の規定に基づき、適切に検討されているものと考えます。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ その他いただいた御意見は、本改正案に係る意見公募の対象外ではありますが、郵便事業のより安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、今後総務省において、関係者や有識者の意見も丁寧に聞きながら、必要に応じて郵便料金に係る制度の見直しも視野に入れ、検討を行うことが望ましいと考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>で事業運営を展開してきたのが郵便事業であり、郵便法第1条によって「あまねく公平に」民営化後もユニバーサルサービスを提供している。審議会におかれましては、郵便料金の審議だけにとどまらず、郵便のユニバーサルサービスの将来展望、第三種及び第四種郵便を維持していくためのあり方を含めてご論議いただくことを要望し、郵政ユニオンの意見とする。</p> <p>【郵政産業労働者ユニオン】</p>		
49	<p>○ 当協会はダイレクトメール（以下「DM」といいます）の振興を目的としており、郵便料金値上げに伴う利用減少や利用者のデメリットを最小化する、という視点でコメントします。</p> <p>1. 郵便料金値上げについて</p> <p>令和5年12月の省令案説明資料によれば、郵便事業は211億円の赤字となり、郵便物減少が続くなかで、「適正な利潤」の確保が決められている以上、料金改定は様々な利用者側のデメリットが生ずるものの、やむを得ないものと考えます。</p> <p>・値上げ自体に反対ではないが値上げ率が30%以上は、あまりにインパクトが大きい。（印刷業）</p> <p>2. 値上げの影響について</p> <p>省令案説明資料によれば値上げによる通数の減少は、第一種定形3.2%、第二種はがき1.6%としているが、市場の実情を勘案するとより大きな減少が想定されたと考える。こうした価格上昇による通数削減に加え、通販等の販促DM、はがきについてはゆうメールへのシフトにより10%以上の減少が想定される。さらに、通知系のDMを中心に全面的なデジタルメディアへの切替、DM自体の停止によってこの領域では30%以上の減少も考えられる。上記を考慮すると試算を超えた減少が急速に進行し、日本郵便を含むDM市場への悪影響が危惧される。</p> <p>・今回の料金値上げは市場を冷やす事は確実である。（発送代行）</p>	<p>【考え方5】</p> <p>○ 本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ また、DM市場の縮小を防ぐための振興策に関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、ゆうメールについては郵便ではなく、本改正案に係る意見公募の対象外ではありますが、総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<ul style="list-style-type: none"> 郵便料金の負担が増し、さらなる電子化や郵送物の取りやめが加速する。(発送代行) ゆうメールの運賃は据え置きならば、今後活用の幅は増えると思う。(印刷) <p>3. 値上げに伴う関連施策について</p> <p>値上げは DM を含む郵便利用の急速な縮小を招くおそれがあります。健全な郵便インフラ維持のため、総務省と日本郵便が連携し、現状の DM の多くを占める荷物としてのゆうメールも含めた大口割引等の優遇策拡充や、利用環境の改善、DM 利用についての啓発活動等、DM 市場の急速な縮小を防ぐための振興策実施を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 割引制度の再定義は是非検討していただきたいところです。(広告主) 日本郵便・発送代行会社・広告主間で協議し差出方法の最適化を図ることで大口差出企業の負担を軽減できる制度の検討をしていただきたいです。(発送代行) <p>【一般社団法人 日本ダイレクトメール協会】</p>		
50	<ul style="list-style-type: none"> 以下の理由により反対の意見を提出する。 郵便事業の合理化が不十分であり、適正な原価に基づいて料金上限を計算したものとはいえない。郵便法第3条において「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。」と規定されている。郵便物数が最も多かった2001年度と2022年度の比較では、郵便物数は262億通から144億通数と約54%（約45%減）に推移している。一方、郵便局数は、24773件から24274件と約98%（約2%減）の推移にとどまっている。郵便事業のコストの多くが人件費であるならば、郵便局数を削減して配達現場より上の中堅・管理職クラスの人員を削減する等、人件費の削減が不可欠であるにもかかわらず、こうした経 	<p>【考え方6】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本郵便（株）においては、これまでも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものであり、本改正案は、これまで及び今後の日本郵便（株）における業務効率化の取り組みやその効果も勘案した郵便事業の収支の見通しを踏まえたものとなっているものと考えます。 	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>営の合理化はほとんど行われていない。郵便の需要減少が20年以上も前から明らかであるのに、こうした郵便局数の削減や中堅・管理職クラスの人員削減等の抜本的な合理化を行わないことは、郵便が公共性の強い事業であることからして許されないと考える。また、日本郵便株式会社は、企業買収や出資において多くの損失を出すなど、経営層に経営能力が欠如していると言わざるを得ず、こうした状況では能率的な郵便事業の経営は期待できない。まずは郵便事業の合理化と経営能力の向上に着手し、「能率的な経営」を実現してから、郵便料金の上限引き上げを検討すべきである。</p> <p>仮に郵便料金上限を引き上げる場合には、引き上げ幅を減縮するべきである。仮に郵便料金の上限を引き上げるとしても、30%もの大幅な引き上げについては反対である。郵便の個人需要が減少するなか、郵便を利用して事業を支えているのは、企業が個人や取引先に向けて広告郵便を利用する等のビジネス需要である。郵便を利用する通販企業からは、郵便を年間数億円規模で使用しており今回の大幅な値上げは対応困難で事業継続に大きな影響があるとする意見や、今回の大幅な値上げが実施される場合には数十%規模で郵便利用を削減する計画を立てているとする意見が寄せられている。また、既存顧客とのコミュニケーションを深めるために個別顧客への郵便を積極的に活用している企業もある。郵便の大幅なコスト増加・サービス低下は、業界全体に大きな影響を与える。特に、30%もの大幅な引き上げは、企業がコストとして受け止めきれぬ幅を超えている。郵便料金の上限の引き上げを行う場合には、引き上げ幅を減縮するよう再度検討すべきである。</p> <p>仮に郵便料金上限を引き上げる場合には、ビジネス需要を喚起する仕組みを拡充するべきである。郵便料金が大幅に引き上げれば、従来郵便を利用していた企業は紙によらないデジタル</p>	<ul style="list-style-type: none"> なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。 また、日本郵便（株）の個別のサービスに関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。 	

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>での広告配信や情報やり取りに、より一層シフトしていくことになる。実際に郵便を利用する企業からは、今回の引き上げ幅が大きいため、郵便の利用自体を削減しデジタルシフトを進めるとの声が多数上がっている。さらに、紙の利用自体が減少すれば、製紙・印刷・発送代行など業界横断的に取扱量が減少し、多業種に悪影響が生じることとなる。仮に料金上限を引き上げる場合でも、割引等のビジネス需要を喚起するような施策を一層拡充しなければ、郵便の需要は想定以上に減少することとなり、市場全体に悪影響を与えるおそれがある。郵便料金の引き上げを行う場合には、同時に各種割引制度を充実させるなどの対応を検討すべきである。</p> <p>【公益社団法人 日本通信販売協会】</p>		
51	<p>○ 郵政民営化後、郵便・貯金の2業務で料金値上げが続いていますがサービス低下も続いていて、値上げをするのであれば普通郵便の土曜配達復活、各都道府県の中央郵便局の営業時間短縮措置を止める、簡易郵便局の制度見直し等(過疎地・都市部問わず閉鎖が相次いでいます。)民営化後のサービス低下を、以前の水準に戻してから論議すべきです。アメリカは郵政公社方式ですが、日本も官営に戻す時期に来ているのではないのでしょうか。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方7】</p> <p>○ 本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便(株)の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ なお、日本郵便(株)の個別のサービスに関する御意見については、まずは日本郵便(株)において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p> <p>○ また、本改正案以外の制度に関するご意見については、総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無
52	<p>○ 郵便業務の減少に伴い、値上げというのはいかがなものかと思う。最近、郵便局の業務は、土日には届かない、郵便が届くのも遅くなっている。それに加え大幅な値上げはいかがなものかと思う。もし、値上げをしたいのなら、それだけの質の向上やサービスの充実をしてほしい。それができないなら、値上げを</p>	<p>【考え方8】</p> <p>○ 本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便(株)の判断において届出等がなされるものです。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>許可するのはやめてほしい。質が悪くなったの値上げは、誰も納得できない事である。</p> <p>【個人】</p>	<p>○ なお、日本郵便(株)の個別のサービスに関するご意見については、まずは日本郵便(株)において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	
53	<p>○ 本件郵便法施行規則の改正について、以下の意見を申し上げます。</p> <p>日本郵政の収支状況、同社で働く社員の生活のことを鑑みれば、今回の郵便料金引き上げはやむを得ないものと思われる。しかし、現行の郵便料金を84円から110円に引き上げるのであれば、現在の郵便配達の遅滞状況も併せて解消するよう図る必要があるのではないだろうか。今の土日・祝日の郵便配達を行わない方針を固持したまま郵便料金を引き上げるとしたら国民からの反発は避けられないものと考えられる。</p> <p>もし郵便料金の引き上げを実施するならば土日・祝日の配達、あるいは祝日は除き土日は郵便配達を行うといった対応をとったほうが望ましいのではないかと私見する。</p> <p>総務省においては、上記内容も検討要素に加えた上審議を行っていただきたい旨申し上げます。</p> <p>【個人】</p>		
54	<p>○ 小口だけでなく大口ユーザにも同額の負担をして頂きたく、大口法人の割引についても一律の負担(26円増)となるように割引率を改めて欲しい。</p> <p>割引率11%のような場合 現行：84円割引率11%→74.76円 改正後：110円割引率11%→97.9円では無く、74.76+26の100.76円</p> <p>【個人】</p>		
55	<p>○ 値上げは仕方ないと思います。むしろ今まで100円未満で非常に安価だったと思います。さらに、コンビニではキャッシュレス決済が使用できず、現金のみだったので84円だと小銭の準</p>	<p>【考え方9】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>備等が面倒でしたが、110円とキリが良くなります。いっそのこと値上げするのであれば、はがき100円、定形外郵便150円くらいキリが良く分かりやすくて良かったのではと個人的に思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p>	
56	<p>○ 日本の隅々まで張り巡らされた郵便配達網は、日本の戦後復興を支え、また、地域のセーフティネットとして重要な役割を果たしている。現在、急激な少子高齢化や人口減少が進んでおり、都市部と地方部の様々な社会サービスへのアクセスの格差などが懸念されている。そのような中で、これまで培ってきた郵便配達網は、唯一無二のユニバーサルサービスとして、重要な役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>郵便事業の利用者数は減少傾向であるが、地域に根差した郵便局は地域を支えるセーフティネットである。特に、地方部、そのなかでも、中山間地域や離島においては、その役割は甚大である。また、中山間地域や離島を含む地方部の隅々まで配達網を維持しているのは、郵便事業だけであり、他の事業者ではできないことである。そのような点からも、郵便事業は、地域社会の基盤としての役割を担うものである。そのユニバーサルサービスを維持していくためには、今回のような料金改定を通じ、適正な価格転換をすることが必要である。</p> <p>先に述べたように急激に進む少子高齢化と人口減少に伴い、労働力不足も日本社会の大きな課題となっている。そのような中で、郵便配達員を確保するという観点においては、賃上げも重要である。郵便料金の値上げによって、賃金の改善を行い、人材確保を行うことで、ユニバーサルサービスの維持につながると考える。</p> <p>郵便料金の値上げについてであるが、数年単位で値上げするのではなく、人口減少は避けて通れないことから、将来を見据</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>えた一定程度の金額設定も必要と考える。また、郵便を差し出す際の料金計算が手間なので、端数がでないよう10円単位にすることが望ましいと考える。</p> <p>以上の点から、郵便料金の改定、「郵便法施行規則の一部を改正する省令案および民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に賛成する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
57	<p>○ 郵便事業はユニバーサルサービスが義務付けられていると思います。その中において第一種定形郵便物については1994年以降30年間にわたり据え置かれてきました。これまでにコストの削減等で黒字化を続けてきましたが、昨今の物価高騰や資源高及賃金の上昇をしなければ時にこれまでの料金で経営を行うのは困難だと考えます。世界に誇る郵政事業を継続していくためには料金改正をして、国民に安心を与えて下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
58	<p>○ 輸送コストや人件費が上昇する中、宅配便等でも利用料金の値上げが当たり前に行われている一方、郵便料金の値上げが抜本的に行われてこなかったことに常々疑問を感じていました。全国一律料金で配達されていることに無理があったとしか考えられず、これまでの料金が安すぎたと思えません。今回の値上げ幅はむしろ小さいのではないのでしょうか。</p> <p>郵便配達員の賃金が改善されなければ、離島や山間部を含めたユニバーサルサービスの担い手がなくなり、重要な機能が維持できなくなってしまうことは明らかです。</p> <p>郵便事業の担っている公的役割を国民が今一度理解するためにも、今般の郵便料金の値上げについては、大いに賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
59	<p>○ 人口が減少する中において、郵便取扱量も減少し、年賀状の文化も薄れつつあり、郵便配達網を維持していくためには、改</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>定は適切であると考え。また、業務サービスの向上と良質な郵便サービスを提供するためには、従業員の働き方環境と人員増強が必要であり、高い水準での所得確保は当然のことながら、人材確保のための人員増強投資も必要であると近年の郵便サービスの利用時に思うところであり、しっかりとした収益を確保するためには、当然の改定であると考え。</p> <p>○ 郵便を差し出す際の料金計算が手間なので、端数がでないよう10円単位にすることが望ましいと考える。</p> <p>○ 郵便局は、離島や山間部の人たちの生活を支えていることから、これまでのように、ユニバーサルサービス確保のためには、料金値上げは必要不可欠であると考え。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
60	<p>○ 日本社会で急激な超少子高齢化が進む中で、今まで通りの郵便配達網を維持することでユニバーサルサービスの責務を果たすためには、今回の様な料金改定を通じ、適正な価格転嫁をはかることが必要。</p> <p>○ 郵便事業は、人口減少が著しい地域であっても必要最小限の郵便局が必要。それが地域社会におけるセーフティネット維持にもつながっており、他金融機関が撤退した中において郵便局が社会インフラの役割を果たしているといっても過言ではない。これまで以上に重要性を増していることから、今回の値上げはやむを得ないと国民も理解するものと考え。</p> <p>○ これまで、業務の機械化や、正規労働者から非正規雇用労働者への置き換えなどの効率化を進めてきたが、もう限界。人口減少やDX化ふまえ年々郵便物量が減っているとはいえ、郵便配達業務は労働集約型であるため、人件費の確保をするためにも料金値上げはやむを得ない。</p> <p>○ 労働人口が減少する中、日本各地のどんなところへも、どんな天候であっても業務を遂行する郵便配達員の人員不足を補う</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>ためには、今回の値上げで賃金改善をはかることが急がれる。それが、若い世代の労働力確保や、将来にわたって安定的な業務遂行力にもつながると考える。</p> <p>○ 人口減少は避けては通れない課題であり、数年単位の小刻みな価格改定ではなく、将来を見据えた金額設定も必要だと考える。</p> <p>○ 離島や山間部含め過疎化が進んだ地域で、郵便局はもはや唯一の金融機関であり、統廃合や閉鎖がされると、生活に大きな影響を与えると想定される。過疎地域のサービスダウンにつながる懸念払拭と、これまでの様にユニバーサルサービス確保のためにも、料金値上は避けて通れないと考える。</p> <p>○ 料金値上は、物価高含め生活負担との認識はあるが、これまで郵便局が行ってきた全国一律の安価料金でのサービス提供を続けるのは、もう民間企業の努力だけでは補えないところまで達していると考え。人件費削減では将来にわたって人員確保につながらないことやサービス提供できないこと、局閉鎖等につながることも想定されることから、適正なる料金設定をしていくことは必要だ。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
61	<p>○ まず日本の「郵便」は正確性とその速さを鑑みると現在の値段設定は非常に安価である。特に現在働く人の賃金を積極的に上げていくという社会状況の中では、現在の価格では、職員の処遇改善が進まない状況になる。また非正規から正規への転換を今後一層増やしていくこと、人材の確保、雇用の確保をしっかりとしていくことは、SDGsでもうたわれている働きがいのある、働きやすい職場をつくる観点からも、今回の料金改定を通じて適正な価格転嫁は必須である。さらに言えば数年で値上げをするよりも長いスパンで考えた体制の構築を進めるためには一定程度のさらなる値上げも検討すべきと考える。</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	【個人】		
62	<p>○ 初めてパブリックコメントを提出致します。郵便料金につきまして意見を述べさせて頂きたいと思っております。私は2000年頃から2012年まで郵便配達の仕事を務めておりました。その頃から深刻な人手不足に悩まされ、比較的高待遇で求人掛けても中々人が集まらないという状況を見ておりました。近年の郵便・配送業界の状況を見ても、郵便料金の値上げはやむを得ないものと考えており、値上げの必要性という観点では異論はございません。第一種の定形郵便の「84円から110円」という値上げ幅についても、妥当と考えております。ですが、第二種の葉書の料金につきましては、出来れば値上げ後の金額を「85円」ではなく、数年後に値上げという形でも構いませんので、現在の第一種定形郵便の料金と同額の「84円」にする事をご検討頂けませんか。葉書の取扱量は封書に比べると少なく、利用者に切手収集や文通を趣味とする所謂「郵趣家」の占める割合も高いのではないかと思います。値上げ後の金額を「84円」にして頂ければ、現在の封書用の切手をそのまま葉書用に転用する事が可能ですが、「85円」になりますと、切手の買い替えや買い足しが必要になり、手間が増えてしまいますので、「郵趣離れ」に拍車をかけてしまう可能性があるのではと考えております。郵趣家の方々は実際に交流していても熱心な人が多いように思いますし、株主総会でも郵趣家と思われる方が意見を述べている姿を度々見掛けますが、ご年配の方が多い印象がありますので、なるべく手間が掛からないように配慮して頂けると郵便離れに少しでも歯止めを掛ける事が出来るのでは、と考えております。郵趣家は利用者全体から見ると僅かな割合かもしれませんが、無視出来る存在でも無いと思っておりますので、拙案につきましてご検討頂けますと幸いです。</p>		
	【個人】		

No.	意見	考え方	修正の有無
63	<p>○ 来秋からの料金改定案について、次の4点を確認したい。</p> <p>(1) 信書便でないといけなような官公庁の通知等の文書類はどれくらいあるのか。仮に法令で信書でなければならないといった規定があった場合は、郵送で届くことが前提だと思われるので約30パーセントの料金改定とあるが、官公庁予算を直撃するのではないのか。国や地方の来年度当初予算編成が年末から年明けに決まると思うが、改定が来年秋となると間に合うのか。交付税といった財政措置などは総務省内で検討されているのか。</p> <p>(2) 30パーセントは大きな改正と思われるので、平成6年の第1種定形と同程度の料金改定の前例こそあるが、社会情勢も当時とは違うと思われる。激変緩和といった考慮はできないのか、法令上の規定で難しいのか。</p> <p>(3) 大口需要家の場合、ゆうパックなどの料金が通常料金でなく特別割引された料金が適用されることがある。今回の第1種の定形郵便物についてもこのような柔軟な料金体系ができるような制度検討はされたのか、そもそもできないような規定があるのか。</p> <p>(4) 信書便について、もう少し門戸を広げることができないか。宅配便であれば伝票番号で預かり、到着まで追跡ができる。なぜ、第1種の定形郵便物は追跡ができないにもかかわらず信書を配達できるのに、なぜ宅配便網では信書が扱えないのか。ポスト設置でなくコンビニで荷物をあずけるようなイメージで文書を扱うなど、民間事業者による信書の送達についても、単に料金改定の省令案だけでなく検討すべきではなかったのか。</p>	<p>【考え方10】</p> <p>○ 信書便でないといけなような官公庁の通知等の数について、正確に把握しているものではありませんが、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金やその改定時期については、省令改正後、日本郵便(株)の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ その上で、本改正案は、郵便事業の状況や今後の収支の見通しを踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ また、定形郵便物も含め通数等の一定の条件を満たす郵便物に関する料金割引については現在も日本郵便(株)において提供されているところです。</p> <p>○ 本改正案以外の制度に関するご意見については、総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無
	【個人】		

No.	意見	考え方	修正の有無
64	○ 料金について、競争環境にないことが問題。民間開放し、競わせることで、サービスや料金が満足できるものとなってゆく。独占は廃止するべき。 【個人】	【考え方 11】 ○ いただいた御意見は、本改正案に係る意見公募の対象外ですが、総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。	無
65	○ 郵政民営化されてから郵便サービスの質低下が著しいです。公共サービスを民営化や民間委託することの弊害についてレポートをまとめ他分野にいたずらに波及しないようにしてください。郵便事業については再公営化を望みます。 【個人】		
66	○ 郵便事業については、その公益性を考慮すると、全国一律のサービス維持が必須ですが、過疎地域でも同一サービスを維持するには、コスト増は避けられません。それを考えると、郵便事業で赤字を出してはいけないという法縛り自体を取り除き、政府予算からの補助があってもいいと考えられます。また、郵便事業規模自体が縮小していること自体を改善するための施策をもっとすべきとも考えられます。政府自体がオンライン化を推し進めている状況ですが、一度立ち止まって、あえて郵便を利用して書類等を提出するものも残すなど再検討すべきではないでしょうか。 【個人】		
67	○ 「1改正の背景」で「日本郵便においては、これまでも業務効率化等を図り、営業費用の削減を図ってきたところであるが、賃金引上げの実施や、燃料価格をはじめとする物価の高騰を適切に委託料等に反映することは、社会的な要請になっており」とある。郵便料金を値上げするのは理解できる。しかし、郵便局職員による犯罪は、日本郵便が公表しているだけでもかなりの件数がある。つまり、郵便局職員の能力の質的向上と郵便料金の値上げをセットで考えるべきである。確か郵便局職員の50歳以上は国家公務員三種高卒採用が多い上に、この世代は職員全		

No.	意見	考え方	修正の有無
	体に占める人数、割合が高いはず。高卒採用で郵便局勤務何十年というだけで、「郵便局のことしか知らない・できない思考回路」になっているのではないかと。また、国家公務員で採用された者は能力に関わらず一律的に、民営化後も国家公務員と同等の高い給与水準等の処遇が維持されているのではないかと。利用が乏しい郵便ポスト、平日の9時から17時しか窓口営業しない小さな郵便局はその数を削減すべき。この辺をしっかりと詰めるべきである。審議会で定期的にこの辺りをフォローアップすべきである。 【個人】		
68	○ ユニバーサルサービスを維持するためには適正な価格転嫁が必要だが、30年も据え置かれ、待遇面から人手不足を招き、配達業務にあたる郵便局員、社員は疲弊している状況にある。特に島嶼県である沖縄においては、郵便局があることで公的な通知が可能となり、振り込みや支払いなどに欠かせない金融機関でもある。配達員が巡回することで、独居高齢者の見守り、防災や地域の安全、空家情報など地域行政を補完する可能性も高い。郵便局のネットワーク、人材、ノウハウを維持し、新たなサービスへの展開についても大いに取り組んでほしい。 【個人】		
69	○ 手紙の料金につきまして、いきなり110円はインパクトが大きすぎると思います。ですので、取り敢えず約2割増しの100円に値上げし、ある程度の期間（半年から1年）の後に110円へと値上げさせるようにしてはどうでしょうか。両方の値上げ時期は同時に発表させるようにする。ハガキの方は特に意見はございません。 【個人】	【考え方 12】 ○ 日本郵便（株）においては、これまでも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。	無
70	○ 郵便料金の大幅値上げに反対です。値上げ幅を見直してください。30%を超える値上げは非常識です。理由はそれにつきま		

No.	意見	考え方	修正の有無
	す。経営状況をめぐる状況が理由にあるとしても、重要な公共的なサービスであることを自覚していただきたい。 【個人】	○ なお、本改正案は、あくまで 25 g 以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。	
71	○ 値上げ幅が大き過ぎると感じる。人手不足や燃料・原料の高騰があるかもしれないが、国民が等しく受けられるサービスのひとつだと思ってきた世代には理解できない。また、ネット弱者である高齢者泣かせだとも思う。国会であれだけ浪費しているのなら、国民に直結するサービスにこそ、もう少しお金を掛けてもよいと思う。 【個人】		
72	○ 郵便料金は、昨今の物価高、燃料費高騰の状況からみれば、値上げしなければ、このまま赤字経営になることは理解できる。しかし、物価高と同時に全体的な賃上げで実質賃金が上がれば、郵便料金の値上げには賛成できるが、現状、生活している中で、税金や、物価高から賃金が下落していく中で、日常的に欠かさずことのできない郵便の料金値上げは更なる国民の負担増になりかねないのに加え、葉書や文書を通して事業を展開している企業全てにおいて影響を及ぼし、社会経済全体へも影響しかねないと思う。そこで、企業に対しては、ある程度、優遇措置を設けて、個人に対しての値上げだけに留めるべきだと考える。そして、葉書 85 円、手紙 110 円では、あまりにも金額を上げすぎている。せめて葉書 80 円、手紙 100 円で提供するべきではないかと考える。区分も 1 つにまとめるとのことだが、従来通り重量に応じて加算していくべきだと考える。 【個人】		
73	○ 急激な郵便料金の値上げには反対である。物価が上がっている昨今、国民の負担能力を考慮すれば、今回の改正による値上げ幅は大きすぎるものとする。値上げにより、郵便件数が減少（特に年賀状の購入件数に影響があるであろう）し、日本郵便		

No.	意見	考え方	修正の有無
	の業績も悪化することが予想されるので、今回の料金の上げ幅は半分程度が適当であると考えます。 【個人】		
74	○ こんなに値上げされては年賀状も出せなくなります。国民の経済状況にみあった額にむしろ値下げしてほしいです。自分が子供の頃は葉書 40 円、封書 60 円でした。大幅値上げは 30 年振りとうたっていますが、ほぼ毎年のようにジワジワ郵送料の値上げをされて、通信の自由もこのままでは保障されなくなります。このような値上げをすると、余計に葉書、年賀状、手紙離れがすすみ、悪循環にしかありません。安価で信頼性の高い通信を保障してもらえないと、余計に国民は郵便局から離れていき、たちごっこです。今回の値上げ案には断固反対します。 【個人】		
75	○ 役場へ送る書類など、小型の封筒や葉書は社会インフラの一つでもある。確かに、民営化したため営業収益を巻き返す必要があるのは確かだし、経済の本来あるべき姿ではあるが、百円を超すと利用者としても抵抗が出る。また、値上げしたことにより更なる利用者の減少がみられる可能性もある。値上げを機に年賀状などを含む郵送でのやり取りを電子化へと舵を切る者も増えてしまうのではないかと。少なくとも、百円を超える値上げは反対である。 【個人】		
76	○ いつも普通郵便を仕事で使っています。いきなり 84 円→110 円はこの厳しい物価状況ではあり得ません。絶対に阻止して下さい。 【個人】		
77	○ 物価高騰がある中で、郵便事業を継続していくのは大変なことと認識はします。ですが、郵便だけでなく、利用者もまた、さまざまな物価上昇の影響を受け、日々書類や葉書でやり取りが		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>必須となるものが多い中で料金値上げは、かなり負担となります。利用者個人だけのものではなく企業が、顧客に対しての案内などに利用される場合も多々あるため、予定する時期で値上げするのは困ります。結果として他の商品も物価がさらに上昇してしまう恐れがあると思います。さらに郵便料金に限らず、今後ゆうパックやその他レターパック等の値上げも検討されているのであれば尚更です。企業の運営や物価上昇に対応するためにも、ある程度、物価が安定した際に値上げすべきです。そして、値上げ幅も大きすぎるため、もう少し幅を小さくしてかつもう少しキリのいい金額にすべきです。(例として現行 84 円→100 円、現行 63 円→80 円)そして、ゆうパックやレターパックに関しても、これ以上現行の金額から値上げすることは物価上昇の中ではありますが、利用する金額としては厳しい金額だと考えるため、国民の生活を考えると値上げを検討するべきではないと考えます。郵便料金改定は、企業としての立場だけではなく利用者のことを第一に考えた議論をお願いします。利用者の意見、企業の意見を総合的に再検討して、改正案を見直していただけるといいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
78	<p>○ 84 円から 110 円へと上げるのは反対である。社会全体としてデジタル技術の活用が急速に進んでいる昨今の状況を踏まえると、郵便物数は今後も大きな減少が見込まれ、営業収益の減少傾向が継続することが見込まれる。というのは全く持ってその通りだと思うが、三割も値上げをしてはその動きに拍車をかけるだけであり、利用者の理解が得られず、ますますの郵便物数の減少に拍車をかけるだけである。「民営化」したにもかかわらず、物価高騰に合わせて賃金引き上げを行うのは民間企業のやり方というよりは行政のやり方を引きずっているままである。民間企業であれば経費のスリム化を図る中に賃金があり、賃金</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>は間違いなく経費である。その経費を上げておいて商品価格を上げ、利用者に負担させようというのは民間企業の姿勢から外れており、正しく「民営化」されているとは言えないのではないかと。料金を引き上げるというのは差し戻し、経営戦略をもう一度見直すのが先決ではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
79	<p>○ 改正内容に反対である。というか、110 円という額についてはもっと下げられるものとする。(110 円という額にする必須的必要性について、存在すると思われない。) 110 円ではなく、100 円としたらどうなのか。一国民としては、料金を大きく上げるとしても 100 円までしか許容出来ないという考えであるのであるが、あまりに高い高額化は各種の事務についての不都合が生じるものである(例えば、各種サービスの使用明細について、紙媒体であるのが望ましい場合も多く存在するはずであるが、紙媒体書類の使用のニーズは存在するはずであるが。そういう事務に悪影響が出るのは好ましくないと考える。)、上げても 100 円としていただきたい。(なお、額について上げたところで、利用数が減ると、売上は落ちるものと思われる。であるので、費用は様子見をしつつ小さな額ずつ上げていくのが適切と思われるのであるが、110 円への上昇は、高過ぎると考える。110 円の額について、不適切と感じる事を国民として述べておく。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
80	<p>○ 私は高知県の中山間地域に住む年金生活者です。昨年末に郵便料金の大幅な値上げ報道がありました事に意見を述べさせていただきます。私は地域の高齢者と共に絵手紙教室へ参加して十年になります。毎月 2 回、集会所で絵手紙を習い会員・知人などへ絵手紙を出し合っています。また、町の文化祭や地域において毎年展示会をしています。このたび葉書料金が 85 円に値上げとのことですが、私たち年金生活者にすれば大きな値上げに</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>なります。郵便事業の詳細は承知しませんが、今後も全国一律のユニバーサルサービスを維持して少しでも安価な料金で利用できるようにご検討をお願いいたします。そして、日本の「手紙文化」をはぐくみ育てられた郵便局が、今後も個人間の通信の支援をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>【個人】</p>		
81	<p>○ 郵便料金値上げ大反対。民間企業のような企業努力もなく、燃料人件費高騰等によるもの、ありきたりの難癖をつけ値上げに、反対である。年賀はがき需要減少は加速する事は必死である。庶民の身近な連絡手段あるハガキ、封書は上げるべきでない。しかも、3割強もアップとは。ふざけるなど言いたい。なにが省令によりだ。民営化しても総務省に守られ、赤字が出れば値上げ、値上げ。楽なものだ。けっして倒産する事もなく、のうのうして郵便事業をやっている日本郵便に呆れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はがき63円→85円 34, 9%アップ ・封書84円→110円 30, 9%アップ <p>【個人】</p>		
82	<p>○ 郵便局はいきなり、こっそり、大幅値上げをするな。私は、美容室を経営しています。この頃の物価高は、「生活破壊」と嘆く方が多いです。新年早々、地震や火災や事件が多く、不安いっばいな嫌な世の中ねーと皆さん口々に言われます。そこへ突然、お客さんから「封書の切手が84円から110円に、63円のハガキが85円に値上げされる」って聞き、驚きました。新聞やテレビでも報道していないみたいで、こっそりこんなひどいことをやるのかと、怒りがおさまりません。パブリックコメントというのがあって意見を出せると教えてもらったので、たくさんの方が反対意見を出せると、値上げをストップできるかもと願って、慣れないけど、書いて送ります。うちのお客さんはみな怒って、値上げ幅が大きいのに不信を募らせています。民営化し</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>てから、親切でなくなって、足が遠のいています。年賀状もやめようかという話も多いです。庶民いじめはやめてください。値上げ案に絶対反対です。</p> <p>【個人】</p>		
83	<p>○ 郵便代の値上げに絶対反対です。今でも高く大変なのに、物価の値上げに拍車がかかります。やめて下さい。</p> <p>【個人】</p>		
84	<p>○ 値上げに大反対です。新年早々、切手を大幅値上げするという話を耳にして夫婦で、とてもショック、憤慨しています。なぜか知らない方が多くみなさんびっくり怒っています。赤字というのは、郵便局が工夫して親しまれる企画を考え、利用者が増えて増収はかるのが本道です。家計圧迫値上げ大反対。</p> <p>【個人】</p>		
85	<p>○ 35%に及ぶ値上げは日常的に封書やハガキを利用している庶民に相当な打撃を与えます。私は全国につながる詩歌の同人誌への投稿、同人誌の配送を行っていますが、値上げ案が実施されればそれらのことが非常に困難になるのは明白です。庶民が頼る公共サービスを値上げではなく、さらなる企業努力で維持して下さい。値上げは断念して下さい。</p> <p>【個人】</p>		
86	<p>○ 意見を伝えます。値上げ大反対。封書で親しい友、お世話になっている方に年に何通も出しています。年賀状も百通を越えて出します。三割も値上げをするという報道に強く反対します。値上げで解決をはかるのではなく、郵政全体の見直しで、利用者を増やす工夫が求められます。</p> <p>【個人】</p>		
87	<p>○ 郵政が民営化されて年々、庶民から遠のいていくように実感しています。それでも年賀状は大切な方に600枚以上出してき</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>ましたが、84 円か 110 円に、63 円が 85 円になど 3 割値上げはショック。大反対です。愛される郵政になってほしい。</p> <p>【個人】</p>		
88	<p>○ 普通郵便は国民の基本的インフラであって、「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供する」という郵便法の責務の中核的制度である。普通郵便の低廉性は文書による行政を受ける国民の行政上の権利利益の実現にも必要不可欠な要素である。だからこそ会社は民営化後に独占的な業務施行を許されている。以上からすれば、普通郵便の値上げは国民、特に資力に乏しい国民の権利利益に関わるものであって、安易に行われるべきではない。会社の安定性については、宅配等の収益部門によってカバーされるべきである。よって、省令改正には反対である。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方 13】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまで業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25 g 以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで 25 g 以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ また、郵便法第 3 条では「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」と規定されており、郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要とされているため、本改正案の検討に当たっては、郵便事業のみの収支を基に検討を行っております。</p>	無
89	<p>○ 今回のあまりに極端な値上げには反対します。過疎地域など非効率な運営がされている地域での郵便業務の縮小、人員整理などやるべきことが他にもあるはずで。ヤマトの郵便物の配達を請け負えるのだから、余裕はある。</p> <p>【個人】</p>		
90	<p>○ 今回の改正案には反対の立場から意見を申し上げます。郵便事業を運営する日本郵便株式会社（以下、日本郵便）は、2021 年 10 月から普通郵便の送達日数の繰り下げ及び土曜日の配達休止を行いました。これにより、郵便サービスの利用者は相当の不便・不利益を被っており、これに加えて最大 26 円（最大約 30%）もの値上げを容認する今回の改正案は到底容認できるものではありません。サービスは劣化・低下し、料金は 3 割も値上げする。公共サービスである郵便事業においてこのような事態を容認すべきではないと考えます。また、このような改正案が実現し、実際に料金値上げがされれば、さらなる郵便離れ、郵便サ</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>サービスの維持困難が招来するのではないのでしょうか。サービスを削減し料金を値上げするのはいわゆる「負のスパイラル」であり、日本郵便はサービス向上と料金維持に努めるべきです。それこそが郵政民営化の本旨ではなかったのでしょうか。民営化してサービスが悪化し料金まで値上げする。これは郵政民営化の失敗、政府の責任というほかありません。その責任を利用者に押し付けるのはやめていただきたいです。日本郵便は郵便サービス利用者から正規の料金を徴収する一方で、ゆうパック等の貨物分野では「特約」と称して特定顧客にのみ安価な料金での宅配貨物の差し出しを認めています。大口百貨店顧客のゆうパックは全国一律 300 円未満という驚異的な料金で引き受けています。こういった安売りのしわ寄せが郵便サービスの値上げという形で来ているのではないのでしょうか。もし、公共サービスである郵便の値上げを行うのであれば、貨物事業であるゆうパックと郵便サービスの会計をセグメントとして分離し明らかにした上で、郵便サービスを維持するのにどの程度のコストが掛かり、それを誰が負担するのか、国民的議論が必要です。単なる省令改正で済む問題ではありません。大口顧客は安価な特約ゆうパックの恩恵に預かり、そのしわ寄せを一般国民が負担するのは納得できません。今回の改正案には反対します。</p> <p>【個人】</p>		
91	<p>○ 全国で郵便制度を維持するための値上げ自体は否定しないが、例えば、投函数が極端に少ない郵便ポストの廃止や回収頻度の適正化、第 3 種郵便の在り方など前提となる経営の効率化に取組む必要がある。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方 14】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、日本郵便（株）の個別の経営に関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
		○ また、本改正案以外の制度に関するご意見については、総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。	
92	<p>○ まず始めに、昨今の郵便事情や現場で汗水流して働いていらっしゃる郵便局員さんや配達員さんの労働事情を考えれば、現場への賃金として、必要機材等への経費として、料金改定も已む無しだとは理解いたします。</p> <p>しかし残念ながら納得はできません。世の中のデジタル化が進んでいるとは言えども、印鑑が完全に無くせないのと同じように郵便を使わざるを得ない場面は多くあります。</p> <p>直近の私の例で申し上げますと、就職活動では未だに多くの企業への履歴書送付がメールなどではなく郵便です。他にも障害者手帳の申請や自立支援給付金の申請も郵便です。履歴書に至っては簡易書留や速達を併用して何十社に送付するわけですからその金銭的負担たるやはかり知れません。これが経済力に乏しい新卒採用に臨む学生だったら致命的な値上げでしょう。社会的経済的弱者ほど手続きなどに郵便という選択肢を迫られる現状もあります。</p> <p>しかし先述の通り郵便局員さんの事情もあります。この際、郵便の種類と料金体系を細分化することはできないでしょうか。先述の通り社会生活に必要な不可欠な信書（就職に必要な履歴書や行政の補助制度を申請する書類）は従来の料金に据え置き、それ以外の郵便料金は改正案以上に値上げをする。年賀はがきのお年玉くじを廃止する。郵便の集配頻度をさらに減らす。</p> <p>総務大臣が仰っていたように料金以外の郵便事業全体の整理整頓が必要だと思います。そういった取り組みを経過措置にすら組み込まずに「物価高だから」「人件費が」「赤字だから」だけで片付けようとするのは、少なくとも私は承服できかねます。</p>	<p>【考え方 15】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまでも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ また、日本郵便（株）の事業や個別のサービスに関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>値上げる所、変えない所、削る所、増やす所、きちんと整理説明の上で省令改正の議題に挙げていただくことを望みます。</p> <p>【個人】</p>		
93	<p>○ 反対です。郵便法第3条（郵便に関する料金）の規定は重要なものではありますが、郵便法第1条（この法律の目的）において『郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進すること』とあることを鑑みると、30%以上の値上げは、これに反するものと考えます。せめて段階的な値上げにすべきではないでしょうか。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方 16】</p> <p>○ 郵便法第3条では「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」と規定されており、また、本改正案は、郵便事業の状況や今後の収支の見通しを踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するもので、郵便法の規定に基づき、適切に検討されているものと考えます。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p>	無
94	<p>○ 郵便の値上げについて申し上げます。ハガキや封書、そして毎年年賀状を100枚以上書くものとしてはいずれも3割以上増とはかなりの値上げひどすぎます。いくら赤字とはいえこれではより一層の郵便離れが増えると思います。もう郵便なんて利用しないという事になるでしょう。本当に赤字を回復したいなら年に幾日か安く送れる日をするとかももっともってセールをするべきです。手紙葉書は、相手からの心のこもった言葉やその人の字を伝えてくれる温かい手段ですので、こんな額の値上げは断固反対です。するにしても段階的に1年毎に2~3円ずつ上げるべきです。こんなやり方は郵便ハガキ封書を利用する全国民を侮辱しています。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方 17】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまでも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ また、日本郵便（株）の個別のサービスに関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものである</p>	無
95	<p>○ 84円を110円とせざとも、90円としてもいいのではないかと。普通郵便が土日に配達されなくなったり、配達まで1日多くか</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>かるようになり、サービスの著しい低下を痛感している。取り扱い件数が毎年減少しているのであるから、サービスを改善させるのが先決なはず。サービス改善、利用者減、収益減となっている。ここに値上げは更なる郵便離れを加速させる。サービス改善、利用者増、収益増を目指すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>と考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	
96	<p>○ 経営的に厳しいのは理解できるが、17時締切で追跡なしで近隣でも翌日配達で土日は配達しない。この現行のサービスレベルで 84 円を 110 円に引き上げるのは納得が行かない。よって、単なる値上げであれば反対であり認可すべきではない。もちろん人件費や燃料も上がっており、値上げをする事自体は賛成である。110 円にしても数年後には赤字が見込まれるわけで、いっそ「スマートレター規格まで 1 通 200 円」にしても良いのではないか。但し、集配局持込の場合は当日発送締切を 19 時にする、追跡番号の付与をデフォルトにする、概ね 600km 以内は土日も含めて翌日届くようにする、コンビニエンスストアから発送できるようにする等のサービスレベル改善もセットなのが前提となる。要は現在ヤマト運輸が提供している「ネコポス」と同等までサービスレベルを引き上げる前提で 200 円に値上げするのであればむしろ歓迎する。現状の普通郵便のサービスレベルでは、最低でも特定記録を付けないと使い物にならない。244 円掛かる上にわざわざ郵便局の窓口まで出向かないと出せない。しかも当日発送締切は 17 時である。この状態を改善しないで、ただ 1.3 倍の 110 円に値上げをするというのはあまりにも都合が良すぎる。認可すべきではない。値上げとサービス向上はセットであり、サービスレベルが向上するのなら仮に 2.4 倍の 200 円に値上げしたとしても問題はない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
97	<p>○ 郵便料金の大幅値上げ大反対。（これは国民すべての声である。）これまでも散々値上げして来たのに、また値上げするつもりなのか。しかも一挙に 30%もの大幅値上げは異常としか言いようがない。そもそも民営化してから改悪がひどすぎる。同じ市内なのに、木曜にポストに入れた手紙が相手に到着するのは月曜なのも異常すぎるのである。明治時代や大正時代でもそんなに遅くなかったはずである。サービスを大幅に低下させているくせに、なぜ 30%の値上げなのか。大反対である。これでは昔の国営の時代の方が安くてサービスも良かったので元に戻してもらいたいと思う。（とにかく値上げを撤回せよ！）利用者すべての声である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
98	<p>○ 定形郵便物の料金を引き上げなければ郵便事業の継続が困難であることは理解できるが、算定根拠となる資料が添付されなければ引き上げ額が妥当か否か判断できない。例えば鉄道やバスの運賃値上げの際は、各社その算定根拠となる資料をきちんと提出し、パブリックコメントの際に公表しているのだから、日本郵政及び総務省は算定根拠となる資料を提出できるはずだし、そうすべきである。また、郵政民営化は、効率的で柔軟な経営ができるようにすることが目的であって、どんぶり勘定で料金を決定し、一方的に提示するという殿様商売を許したわけではない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>【考え方 18】</p> <p>○ 本改正案の考え方や関連資料等については、総務省ホームページの情報通信行政・郵政行政審議会のページにおいて掲載されています。</p> <p>○ また、本改正案は、あくまで 25g 以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ なお、日本郵便（株）から届出等がなされる場合、郵便法施行規則第 21 条第 3 項第 1 号等に基づき、料金の算出の根拠に関する説明書が総務省に提出されるものと承知しております。</p>	無
99	<p>○ ユニバーサルサービス維持のためには昨今の物価高騰やドライバー確保のためにやむを得ない部分もあるが、東京都板橋区にある高島平簡易郵便局をはじめ全国約 4000 ある簡易郵便局ではいまだに郵便端末がなくオンライン化されていなく、書留郵便物を差し出しても受付状況が半日以上反映されないうえ、先般始まったインボイス制度も手書きで明細書を発行しなくて</p>	<p>【考え方 19】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまでも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>はならず、書留の受付も含めてすべて手書きであるため、書留1通出すのに10分程度かかってしまう。日本郵政の増田社長はDXを推奨しているが、令和の時代に昭和の非効率のやり方を改め一層効率化を図ったうえで料金改定に臨むべきと思う。</p> <p>【個人】</p>	<p>最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ なお、日本郵便（株）の個別のサービスに関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無
100	<p>○ 料金改定するならば、以前のように土曜日の配達、近隣地の翌日配達の復活して欲しい。そもそも配達が遅くなって人件費削減で料金改定を遅らしたのではないのか。また、いまだに委託である簡易郵便局には郵便の受付がアナログのまま特定記録など追跡が反映されない。貯金は民営化直前までに簡易郵便局にも端末が入ったが、郵便はいまだに手書きのまま、サービスが伴っていない。ユニバーサルサービスというなら全国統一のサービスが不可欠で、追跡記録もできないような簡易郵便局は郵便料金の割引か、きちんと同一のサービスを提供すべき。また、再配達で費用がかかるのと事であるが、全国の郵便局・簡易郵便局に受け取りロッカーを配備して、再配達を極力減らしてコストを削減する。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方20】</p> <p>○ 日本郵便（株）の個別のサービスに関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無
101	<p>○ 郵便料金の改定に対し、郵便法に定める内容に基づいて、適切に行うべきと考えます。</p> <p>第三条（郵便に関する料金） 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。</p> <p>○ 自然災害発生時に重要な通信手段として、郵便は地域インフラとして維持されるべきです。過去に東日本大震災が発生した際にも、被災者の安否確認にも大きく、寄与したと認識しています。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方21】</p> <p>○ 本改正案については、郵便法の規定に基づき、適切に検討されているものと考えます。</p> <p>○ その他いただいた御意見は、本改正案に係る意見公募の対象外ではありますが、総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
102	<p>○ 今回の「郵便法施行規則の一部を改正する省令案」と「民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の改正案に反対の立場で意見を述べさせていただきます。ユニバーサルサービスとして持続可能な郵便事業を提供していくにはある程度の値上げは理解できますが、3割近くの値上げ率には大いに疑問に感じます。郵便局には郵便事業の他に、ゆうちょ銀行・かんぽ生命があると思います。ここまで全国に確立している金融事業・保険事業を運営できている企業はそうはないと思っています。郵便事業だけ見れば赤字かもしれませんが、日本郵政グループ全体で見れば結果は違うのではと思います。非配達日を1日増やして、窓口時間も短くなったりと利便性が下がっている現状で3割値上げとはどうゆう事なのか全くわかりません。もう少し段階的に小幅に上げていってほしいです。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方22】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまででも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえたと上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ また、郵便法第3条では「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」と規定されており、郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要とされているため、本改正案の検討に当たっては、グループ内の別会社が行う事業の収支や日本郵便（株）が行う郵便事業外の収支とは別に検討を行っております。</p>	無
103	<p>○ 郵便料金改定の事情も郵便事業の必要性も理解します。一方で、需要の総量は減少に歯止めがかからないという現状に対して、今後も料金改定で対応していくのか。この点については一考の余地があるのかと思います。現状は都市部も過疎部も毎日決まった時間帯に何度も集荷に回っていると思いますがIT化による人件費の削減として、過疎部についてはポストにセンサーを付けて、投函を感知したポストのみ集荷に赴く。長い目で見たら、その方がコストカットにつながると思いますので、ご一考ねがいます。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方23】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、日本郵便（株）の個別のサービスに関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
104	<p>○ 私の生活している地域は人口減少が急激に進み高齢者ばかりの限界集落になりました。さらに消滅集落に向かっていて、50年ほど前は25世帯150人以上が住んでいましたが現在は3世帯5人が暮らすだけとなりました。そんな地域でも郵便屋さんには毎日、手紙や小包を届けてくれています。この度の郵便料金の改定に関して意見を申し上げたいと思います。</p> <p>○ デジタル通信網の発達により「紙」を媒体した通信手段は増々減少するものと考えられる。今年の年賀状の取扱量をみても一時期の半数以下になっている。それは社会変化とともに郵便事業者だけの努力では賄いきれるものではない。</p> <p>○ 近年、配達に来てくれる局員さんは多忙なのか地域住民と殆んど話しません。よって私どもも配達員さんの名前を知りません。以前は郵便さんは地域の情報源でした。そんなことから郵便局のことを頼まれると少々無理をしても協力したものです。また若い配達員さんが最近見えないと思ったら転職したと聞きました。以前、田舎では役場と郵便局は一生懸命勤める職場だと理解していました。これらの事は職員の処遇改善が必然であり、営業費用に占める人件費の割合が高い事から今回の料金改定は止むを得ないと思います。</p> <p>○ 土曜日の配達休止に伴い木曜日に差し出した手紙が月曜日でないと届かない事態が発生している。このことは同一配達郵便局区内でも同様であり昭和59年2月に始めた管内翌配体制が崩壊している。また全国的にも以前より送達日数がかかっている。そんなこともあってか私の周りでは事業所の職員自らが近隣へは配達しているのを見かけるようになった。せめて同一市内くらいは翌日配達を確保できないでしょうか。全国同一料金サービスは大切かと思いますが工夫によって可能と考える。つまり、郵便ポストに「市内・市外」に分けたポストの設置、集配局において自局内配達郵便物の取り出し等々。（現在は収集し</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>た全ての郵便物を各県の中央郵便局に送り後日逆走されていると聞く)</p> <p>○ 過疎高齢化が急速に進む地域にあって郵便局は唯一の公的機関です。事業収益が悪化すれば全国ネットワークが堅持出来なくなり地方の郵便局は統廃合や閉鎖が考えられます。そのことは私達デジタル化に対応できない者にとって死活問題に繋がります。料金値上げは確かに負担増ではありますが現在のサービスを維持するためには料金改定は止むを得ないと考えます。 【個人】</p>		
105	<p>○ 日本国中に一律の金額で郵便というサービスを提供していくことは、大変重要であり、明治以来、我が国が維持してきた世界に誇るべきユニバーサルサービスである。</p> <p>○ 人手不足、物価高の流れの中で、このユニバーサルサービスを維持していくためには、今回のような料金改定を通じて適正な価格転嫁をすることが必要と考える。</p> <p>○ 郵便料金の値上げなしでは、郵便というユニバーサルサービスはもはや維持できないのではないかと考える。</p> <p>○ 特に毎日全国各地（僻地も含む）に大切な郵便物を配達している郵便配達員に対しては感謝と敬意を表す。</p> <p>○ 人手不足が深刻化しており、今後の郵便配達員の不足も懸念される。また、郵便配達員の賃金の改善が地域経済の活性化にもつながる。</p> <p>○ どんな天候でも仕事をしなければならない郵便配達員の待遇が改善するならば、今回の値上げはやむなしと考える。</p> <p>○ 今後、郵便局の統廃合や閉鎖、過疎地域のサービスが低下することがないようにしてもらいたい。 【個人】</p>		
106	<p>○ 燃料価格などの物価高騰や、人件費などのコスト上昇に伴う値上げは郵便事業を維持するために必要なこと。</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便物の減少から、安定的にサービスを提供するための料金改定は必要なこと。 ○ 通信手段の多様化からサービスの差別化を図り、料金改定を通じてより良いサービスへ繋げていくべき。 ○ ユニバーサルサービスを維持していくためには料金改定を通じて適正に価格転嫁を図っていくことが必要。 ○ 国内均一の郵便料金で全国に安全に安く届くというサービスの提供を考えると、これまでが安すぎで、値上げは当然のこと。 ○ 人件費削減で郵便料金を据え置きしてきた経緯もあり、現在は人手不足の状況であることから、郵便料金の値上げで賃金の改善をしてあげてほしい。 ○ 需要が減ってもニーズがある限り値段を上げてサービスの維持に努めることは必要。 ○ 業務の効率化や人件費の削減、利用者の拡大策など、30年に渡り郵便料金値上げ回避の経営努力をしてきたのだから社会情勢を考え見直しは必要。 ○ 手紙や葉書を送る郵便事業は、日本の通信ネットワークを支えてきた日本の伝統文化の側面から見ても、料金改定を通じて、文化的価値を高めていくことも必要。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
107	<ul style="list-style-type: none"> ○ ユニバーサルサービスを堅持するためには健全な経営運営が必要。そのためには適正な価格転嫁が必要であり、30年以上も据え置いた価格を改善する必要がある。特に離島においては、郵便局は欠かせない存在であり、配達員が巡回することで、独居高齢者の見守り、防災や地域の安全、空家情報など地域行政を補完する可能性も高い。郵便局のネットワーク、人材、ノウハウを維持し、新たなサービスへの展開についても大いに取り組んでほしい。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
108	<ul style="list-style-type: none"> ○ ミニレターの据え置ききの63円を強く希望致します。現実問題難しければ本州⇄沖縄や北海道は除外して頂いても構いません。定形郵便物も110円より安くなるのであれば本州⇄北海道沖縄を除いた地域別料金を導入するのも検討の一つかと思いません。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>【考え方 24】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本郵便（株）においては、これまででも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。 ○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。 ○ また、郵便法第67条において郵便料金の額については原則として「配達地により異なる額が定められていないこと」とされており、後段のご意見については総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。 	無
109	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご意見失礼します。個人情報については匿名にて願います。まずはこんな時期に葉書や手紙を値上げするのは反対です。そして小泉政権時の郵政民営化が明確で失敗であった証拠であり、国営のままにしておくべきだったと思います。個人的には当時の派遣法にしてもそうでしたが、問題しか見えず反対でしたよ。良くこれで小泉元大臣はサービスの価格が上がる事はありません、寧ろ下がるとか言えたのですよ。今からでも当時の人間も今の人間もしでかした貴方は責任を取るべきです。何やらまた役人や郵政の人間は都合よく米国や英国を引き合いに出していますが、日本においては物価が上がってもモノの値段だけが無駄に上がり続けると言うインフレであり、給料が全く上がっておらず、寧ろ下がりが国民の負担が無駄に増えるだけです。ようは景気の良いバブル期や海外の物価高と根本的な原因が異なるのですよ。更に言えば、その事例の海外でも値上がりで手 	<p>【考え方 25】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本郵便（株）においては、これまででも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。 ○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。 ○ その他いただいた御意見は、本改正案に係る意見公募の対象外ですが、総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。 	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>紙とか葉書離れが加速してるのも指摘されサービスの低下も言われてますよ。マイナやライドシェアにしてもそうですが、自身の都合よく海外を引き合いに出すべきではありません。他所は他所である上で、日本に関しては物価高については安倍政権以降の無能な政策及び岸田政権や官庁の無能な政策から来るものであり、その自身の無能さを棚に上げている点もおかしいとしか言えません。寧ろ自身の物価高と言う失策をも値上げの材料にしている点は悪辣としか言えませんよ。また郵政の人間は商品やサービスの値段を上げれば安易に少しは売り上げが伸びると考えている点もまさに楽観的でバブル感覚が抜けていないお花畑としか言えません。ニュースで3割超値上げをしても再び赤字転落見込み、焼け石に水とか言う内容の記事を書いて、今から逃げ口実を作っているのを見ても内心理解していると思いますが、モノやサービスの値段の引き上げは逆に客離れを招くこととなります。値段が上がれば負担が大きくなり、その分利用する頻度が減るのは当然としか言えません。都合よく他国の例を出していますが、他所は他所、うちはうちであり、日本の経済状況を見ても受け入れられないものだからこそ、世間も批判一色なのですよ。一部のニュースの記事やそのコメで政府官庁や郵政の言い分で必死に工作しているのが見受けられますが、少し離れてみてもネットでは批判しかないのでどうということか良く分かるじゃないですか。更に言えば、そのニュース記事の工作以外の賛成意見も普段メールでいいとか、年賀はがきと言う文化自体廃れるとかいう様な葉書とか使わない人間ばかりなのを見てもどうということか良く分かるじゃないですか。この手のはフェミニストや活動家の構図と同じで、普段使わない人が企業に言い、意見を押し付けた結果元の客が逃げるのと同じ構図なんですよ。こう言う身勝手な意見ばかり言い、顧客に喧嘩を売るような事をしたら更に客離れが進行し、赤字</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>が加速すると断言していいですよ。ライドシェアにしてもマイナにしてもそうですが、この手の貴方達のしている露骨な世論誘導にもいい加減うんざりしてるんですよ。これで世間では当時のヤマトが起こした騒動である amazon の送料無料廃止の時の様に他の運送も値上げすることが懸念されてますが、これこそカルテル染みた行為でとしか言えませんよ。日本は便乗値上げとか余りに多すぎですが、この手の行為こそ本来悪質なものでしかあるとしか言えません。物の値段を上げれば安易に売り上げがその分だけは回復すると言うのは余りにもお花畑であり、バブルの頃の感覚が抜けてないから出てくる発想でしかないと言えません。ようは今の物価高は給料下がってものだけ上がってる最悪のインフレであり、他所とは原因自体違うので受け入れろと言う方が無理があります。更に言えば一気に値上げしすぎなもの人間心理として最悪ですよ。たかが85円、110円の値上がりとか必死に工作してるみたいですが、上げ率から見たら3割とか異常であり、心理的に今後サービスを使うのやめようと言う風に働きますよ。必死でニュースで値上げしてなかったからずとかアビっていますが、世間の反応を見ても細かな上げばかりしていたのを見ても嘘と思われて当然であり、その上でこんな大幅な上げ方をしたら否定的な意見が大半を占めるのは当然じゃないですか。メールだけでは味気ないので知人に葉書とか懸賞とかで応募に使って気軽に使っていたのがここまで引き上げるとその気軽さがなくなり今後更に郵政離れが加速すると思いますよ。何かデジタルを言い訳にしているみたいですが、それなら尚更で、今やメールとかで意見交換するから不要だと言われることになり更に手紙や葉書離れを加速させるだけにすぎず、より自身の経営も悪化させることにつながりますよ？人間心理的にも本気で理解していないのが良く分かるのが今回なのですよ。企業の方も懸賞も昨今葉書では</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>なく、ネットからも増えたので今後更に加速すると思いますよ。こう言う傲慢な所も役人と未だ官営の意識が抜けていないのが良く分かるのですよ。大方これも総務省的になマイナと同じでデジタル化推進の一つであり、それで安易に郵政も値上げに乗ったと言う事だと思いますが、メールと手紙とかは地味に用途が違い、それで利用者負担を増加させる値上げを言う点においても愚策であるとしかいませんよ。断言しますが、値上げによって確実に利用機会が減るのに伴い赤字を加速させることになると言えますよ。この点を見ても総務省や郵政の人間は言葉は悪いですが岸田総理以降世間で良く言われてる自身が賢いと思ってるだけの無能であるとしか言えません。ヤマトもメール便を廃止するとかありますが、それにしても当初に民営化で、手紙や葉書は中途半端に郵政しか取り扱えない様にしている中途半端さを残して競争原理が働かなかったのもあると思いますよ。手紙や葉書を取り扱えないとなると用途自体限られ、普段使いに使えないので、普通の客は集まりませんので。これも中途半端に法で郵政を守ってた弊害ですよ。それでこんな様なのですからふざけるとしか言いようがないですよ。NHKにしてもそうですが、変に国家要素を残して中途半端にしていたのも最悪な点ですよ。国営なら国営、民間なら民間とはっきりすべきだったのですよ。このままだと離島へのサービス維持も出来なくなると考えますよ。インフラなのでしたから、やはり国営ですべきだったのですよ。それでこんな間抜けな事態を招いたのですから、これは総務省の責任ですよ。また未だ水道とかも民間にするとか都合よく役人の人々は寝言を言っているみたいですが、こんなインフラは民間にははいけないのが今回はっきりした事例であり、価格維持なら国営に戻すべきだと思いますよ。これも郵政の固定資産税とかのせいで赤字になるとかもバレてるのですから。赤字を例にま一た都合よく法律</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>違反とか言い出し、値上げの根拠にしようとしているみたいですが、それも元はこの手のや運営で役人感覚が抜けてない無能さから来るものでしかなく、値上げの根拠にはなりませんよ。自身の無能さを価格のせいにするべきではありません。また何もかも民営化してインフラすら政府官庁が維持しなくなればそれこそ政府官庁こそ不要な存在であると断言できますよ。更に言えば、著作権やライドシェアとか言う白タクの時でもそうですが、都合の良い時だけ海外を引き合いに出すのはおかしいとしか言えません。海外の事例を引き合いに出すならば都合の悪い事も出すべきであり、例えば NHK の受信料など英国の廃止の話があるのに出された例など見た事ありません。マイナにしても海外ではカードは問題が起きて廃止しているのにその手の都合の悪い事は無視しています。いい加減都合の良い時だけ海外を引き合いに出し、自身の思い上がりや机上の空論ばかり優先し、国民に負担ばかり押し付ける事にもいい加減辟易しております。今ですら、今年で葉書仕舞いだとか言われたしているのを見てもより売上げが落ちる悪循環に陥ると思いますよ。しかもライドシェアにしてもそうですが、12月18日と言う年の暮れも暮れに決めたのも最悪であり、この糞忙しい時期に数人の世間が見えていない平時感覚の金持ちの役人だけの会議で勝手に決めて身勝手な言い分で押し付けてる点も最悪としか言えません。更に言えば、18日とかぎりぎり決めたのも最悪で、もう年賀状を用意している時期であり、出したころには葉書仕舞いをかけずに出してしまう事例とかも普通に指摘されてましたよ。今も葉書の値上がりを知らない人が多いですよ。正月から1か月もない時期に公表した点についても姑息で最悪としか言えませんよ。こう言う点でもどこまでも誠意がなく、姑息なやり口で悪質としか言えないですよ。言い方は悪いですが、少しでも今後回収しようとわざと年賀状のギリギリ時期</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>に言い出して、葉書仕舞いを書けない様にして手遅れにしてやろうと言う風にしか見えないんですよ。本当に身勝手な会議で一部の数人の人間だけで決め、世間にこっそり報道し、既成事実化しようとする悪辣な手口が多すぎです。今回にしても報道でも自民の裏金騒動や政策の方も問題視されていたライドシェアがメインで今も知らない人が多いですよ。こう言う点も卑劣としか言えません。またバブコメに関しては政府の人間は明らかに国民の意見を無視しすぎです。著作権の時なんてほぼ9割反対だったのに身勝手な言い分でそのまま通したのを見て以下に国民を軽視しているかが良く分かります。今回にしても大方形式的に取っただけで既成事実で進めるのが丸わかりなのが対応を見ていると判ります。河野大臣や岸田総理にしてもそうですが、今や横暴や身勝手な態度こそかっこいいものだと勘違いしている人ばかりで非常に危険だと考えます。昨今の政治離れはこの手の横暴で国民の意思を無視し私利私欲メインで貴方達がやらかし続けているからこそ起きてる事であり、何も政党に限らず、今や官庁も敵視されていますよ。マイナと言い、ライドシェアと言い、これと言い余りにも横暴で傲慢すぎる上で私利私欲しか考えてなさすぎなのですよ。国民の嫌がる意見や批判及び弊害などの指摘を無視して強硬しているのはまさに独裁政治以外の何物でもなく、そら世間から貴方達が上級国民だの擲諭されるのは当然ですよ。本気でどこまでも勘違いしているとしか言えません。コロナ禍やワクチンの時にしても経団連と談合して強行した結果、弊害が出て、その上で投げ出し、ノーマスクアピールやインフルを盾にごまかさうとか舐めた事をしすぎなんですよ。特に統一教会問題で保守派こそ国賊であると世間で認識されだし、官庁にも潜り込んでるのもバレてるにも関わらず、その後開き直ったかのように韓国ホワイト国化やサムスンへの補助金を出したりしてるので怒ってる人が多いの</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>も少しは認識すべきですよ。ただでさえバラマキとかばかりで批判されてるのに増税やこの手の値上げばかりで国民に負担ばかり押し付けて本当に怒ってる人が多いのは少しは実感した方が良いでしょう？本当に自身は私腹を肥やしている癖にこうして負担ばかり押し付けて怒ってる人多いからです。貴方達は未だ平時感覚で机上の空論や詭弁屁理屈綺麗事を並べればごまかせると舐めてるようですが、世間はもはや切羽詰まりだしていい加減切れてるのを少しは理解した方がいいですよ。本当に政府官庁はもはや信用信頼がない所か敵視されていますし、こんな事ばかりしていたら現在進行形でしかかしている分も長年しかし続けた分もそのツケを貴方達こそ払う事になると考えます。それではご意見失礼しました。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
110	<p>○ 手紙を書くことは日本の文化です。その文化の妨げになるので、第一種と第二種の郵便料金の値上げをしないでください。郵便物数が減少しているなら尚のこと安くして欲しい。営業収益を問題にすることではない程、国民に必要なことです。安く出来ないなら日本郵便を国営に戻してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
111	<p>○ この間、「第一種定形郵便物（25g 以内）」等の料金は、1994 年（平成 6 年）以降の約 30 年間で、消費税引き上げ以外では見直しを行わず、価格を据え置いてきました。これまで、日本郵便（株）は経費削減等の経営努力を進めてきましたが、昨今の社会保障費や最低賃金等の上昇をふまえ、現場への過度な負担等によって損益黒字を確保するのではなく、現場実態をふまえ、郵便法にも定められている「能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む」料金となるよう見直しが必要と認識しています。</p>	<p>【考え方 26】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ また、25g 以下の定形郵便物の上限額を省令で定めることとしている規定の撤廃に係る御意見について、現行制度においても、郵便物の多くを占める第一種・第二種郵便物について基本的には日本郵便（株）からの届出により料金が設定されるため、適時適切に「能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む」料金とすることは可能であると考えられるものの、郵便事業のより安定的な提供を将来にわたって確</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>そうした中、今般の郵便料金改定は、郵便事業の持続性確保に資するものであり、「郵便配達網」の維持に向けた大きな一歩になると認識しています。特に、昨今の労働力不足の背景は「生産年齢人口の減少」という構造的な問題に起因しており、郵便事業は労働集約型である特性上、AIやDX等の技術革新をもってしてもなお、人的依存度が高い実情にあります。その中で、「人への投資」を適切に行わなければ、人材を確保することが出来ず、「郵便配達網」の維持が困難になることが想定されます。</p> <p>また、家計への影響についても、総務省統計局の家計調査結果によると、2022年の1世帯（二人以上の世帯）当たりの「郵便料」（同調査の「郵便料」には、ゆうパック、ゆうメール等の郵便局で取り扱う荷物も含む。）の消費支出額は3,593円で、世帯全体の年間消費支出額（約349万円）に占める割合は約0.1%となっており、家計への影響は僅少であると認識することが出来ます。</p> <p>従って、今般の郵便料金改定については了とし、日本郵便（株）には、引き続き事業の持続性が確保出来るよう、経営努力を要望します。</p> <p>また、今後の郵便料金見直しについても、適時適切に「能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む」料金が判断出来るよう、省令による上限を撤廃することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人12名】</p>	<p>保する観点から、今後総務省において、関係者や有識者の意見も丁寧に聞きながら、必要に応じて郵便料金に係る制度の見直しも視野に入れ、検討を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>○ なお、日本郵便（株）の経営努力に関する御意見については、日本郵便（株）において検討されるものであると考えます。</p>	
112	<p>○ 私は、北海道函館市議会議員を務めています。日頃から郵便局の職員の皆様を始め、日本郵政グループの皆様が、地域にとって重要な役割を担って、職責を全うされていることに敬意と感謝を申し上げたいと思います。</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>全国全ての地域への郵便の収集・配達など、ユニバーサルサービスは国民の生活になくてはならない重要な役割を果たしていますし、人口減少、過疎化が進んでいる地方にとっては、自治体との連携で高齢者等の見守り、安否確認などで果たしている役割も現代では欠かすことが出来ない重要なものです。</p> <p>また、郵便局は地域のコミュニティの核施設としても、地域にとって欠かすことの出来ない施設となっております。</p> <p>この度、郵便料金の改定が予定されていますが、この間、第一種定形郵便物等の料金は約30年間、消費税の引上げ以外では見直しが行われておらず、価格が据え置かれてきました。</p> <p>これまで、日本郵便（株）による経費削減等の経営努力を進めてきたものと考えますが、昨今の社会保障費や最低賃金等の上昇を踏まえると、現場への過度な負担等によって経営維持を図るのではなく、郵便法に定められている「能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含む」料金となるよう見直しが必要と考えます。</p> <p>そうした中、今般の郵便料金改定は、郵便事業の持続性の確保と郵便配達網の維持に資するものであると認識しています。また、家計への影響についても、少ないことは良いことだとは言えないのかもしれませんが、僅少であると考えます。</p> <p>従って、今般の郵便料金改定については必要とし、同時に、昨今の労働力不足、生産年齢人口の減少を踏まえて、人への投資や人材確保を進めるため、日本郵便（株）には引き続き事業の確保を行えるよう、経営努力を要望します。</p> <p>また、今後の郵便料金見直しについても、適時適切に料金改定が判断出来るよう、省令による上限を撤廃することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
113	<p>○ 郵便事業は過疎地なども含むユニバーサルサービスを担っているが、燃料費など物価の高騰や人件費の上昇に対して対応されていないと考える。また、「安く、どこでもモノが届けられて当然」という物流インフラのあり方を受益者負担の視点で考え直す必要がある。そのため、郵便料金の値上げを行うことは賛成である。なお、郵便事業を民営化したことは、それらも含め民間で担うことであり、今回の値上げを機に持続可能なユニバーサルサービスのあり方をどうするか国民での議論をする必要があるだろう。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>【考え方 27】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ その他いただいた御意見は、本改正案に係る意見公募の対象外であります。総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無
114	<p>○ この度の郵便料金の見直しにつきまして、『やむなし』と、考えております。私たちの議員グループでは年に一度、タウンメールを利用していただいております。安価で、市内の全戸に迅速に届けて頂いております。ぜひ、このようなサービスが継続できますよう、また、月に数通しか投函されないポストについて、都会に暮らす子どもに安心を知らせる存在でもありません。安易に収集しないような方向になりませんよう重ねて事情をお知り下さい。なお、郵便サービスを利用している市民の皆様の声も知っていただきたいです。</p> <p>○ 「郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（新旧対照表）」に対し、以下要望意見を提出します。多くの生活者の声であり、重く受け止めて頂きたいです。</p> <p>○ 郵便配達網を維持することにより、ユニバーサルサービスの責務を果たすためには、今回のような料金改定を通じて適正な価格転嫁をすることが必要と考える。また、貴傘下職員の士気の維持にも関わる点より内容を記載いたします。郵便料金の値上げなしには、過疎地域における郵便というユニバーサルサービスは、もはや維持できないのではないかと。ポスト収集が困難</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>なのでポスト数を減らすことは、ある意味『不便な地域へのいじめ』</p> <p>郵便事業は利用者数が少なくなっても、必要最低限の郵便局は必要であり、そのことが地域社会におけるセーフティネットの役割も担っており、郵便局の重要性は増している。日本全国で、どのような天候でも業務を行う「郵便配達員」の待遇安定当然である。今回の値上げは、社会の経済情勢からも理解いただけるものとする。郵便料金の改定実施で、郵便局の統廃合や閉鎖、過疎地域のサービスダウンの方向を出さないで欲しい。以上、郵便利用者の意見として重く受け止めて頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
115	<p>○ 人手不足が深刻化している中、今回の値上げ幅はかなり大きく感じられます。しかし、物価高などを受け、基本給を底上げするベースアップを実施し人件費も増えている。郵便事業の営業費用のうち4分の3ほどを人件費が占める上で致し方ない判断と理解します。</p> <p>○ 昭和56年1月20日の第1種定形郵便物60円の郵便料金が令和元年10月1日の郵便料金84円と上昇している。この間消費者物価指数(CPI)は、この上昇率を考えると現在の物価高騰をみても郵便物の上限額の変更は必要と考える。また第1種定形郵便物について、25gの区分をなくすことにより、不足金の徴収にかかる手間を考えると良い改正だと判断しております。</p> <p>○ 物価の高騰化と共に、やはり経団連でも発表された賃上げは必ずと言って実施されるに違いない。また、郵便事業の営業費用のうち4分の3ほどを人件費が占めていることから、やはり25グラム以下の料金についても値上げは一定理解する。しかしそれにより年賀状の需要が少なくなるのではと危惧する。</p> <p>○ 今日現在、一般信書便事業者の登録がないのは、郵便局との差がないから誰も応募しない。もっと郵便法を厳守すべきで</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>ある。なぜならば、百貨店等の贈答品の中の挨拶文・グリーティングカード、慶弔の品物による挨拶状などの信書封入が行われている。郵便局しか送れないようにし信書業者へのメリットを付け、そう言った点をもっとアピールすべきである。</p> <p>○ 一般信書事業者の参入については、お客様の選択が増え喜ばれるが、海外では荷物とグリーティングカードの同封が当然とされているので、ユニバーサルサービスを基本とする日本郵便にとっても同封することは、お客様により一層喜んで頂ける要件だと思うので改正すべきである。</p> <p>【個人】</p>		
116	<p>○ 報道では「封書 30 年ぶり値上げ」でも続く困難。郵便物激減で 4 年後に赤字額 3000 億円とありました。郵便事業において、郵便利用が右肩下がりで営業収益が減少、けれど値上げをすれば悪循環が生じる。近年、物価高騰が続くなか、今回の値上げによって手紙や年賀状を出すのをやめる方がますます増加するのではないのでしょうか。事業にかかわっていない個人でもそう思うので、事業にかかわる方々が値上げをしないで済むようになされた企業努力は並大抵のものではなかったと推測します。それでも今回、値上げをする選択をされたことは苦渋の決断だったと考えられます。郵便事業や、働いている方々の生活を支えるためにも今回の値上げには賛成です。日本の文化ともいえる絵手紙や手書きの便せんでの手紙は、筆跡や、便せんの絵柄、絵手紙に描かれたものの色使いなどから書き手の思いや温もりが受け取る相手により伝わるものだと思います。今回値上げをすることは賛成ですが生活が苦しいと感じる国民が増え続けている今、値上げをすることにより趣味であり、楽しみである手紙のやり取りを控えなくてはならない方々もいらっしゃると思います。そのため、これ以上の値上げにならないようにして欲しいと考えますが、一方で郵便事業の赤字が増えてしまえば郵</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>便事業が成り立たなくなってしまうことも考えられますので企業や国民にばかり負担を負わせるのではなく、国からの支援も考えていただきたいと思います。</p> <p>【個人】</p>		
117	<p>○ 郵便というユニバーサルサービスを維持するには今回のような料金改定を通じて、適正な価格転嫁をすることが必要であり、当然なことである。郵便・貯金・保険（簡保）3事業で支え合い良質なサービスを提供しつづけてきた努力を踏みにじり分割民営などしてしまったことは国民全体に対しても罪深いことである。また、特別送達をはじめ、高度な信書を取り扱う郵便事業は十分な教育も身分の保償も必要であり国営に戻すべきである。</p> <p>【個人】</p>		
118	<p>○ 郵便配達員の方々が暑くても寒くても配達して下さっている事には日頃より感謝していますし、お会いすることがないけれど郵便事業を支えてくださっている方々にもお礼を申し上げます。私の懸念は、サービスの低下にあります。私の個人事例を紹介すると、</p> <p>(1) 2021 年のクリスマスカードが 2022 年 2 月に届きました。日本郵便にご相談しましたが、しばらく経ってからの近隣の郵便局からお電話を頂き、原因は不明でし、今後再発の可能性もあるので、確実に届けるには、書留かレターパックでお願いしたいとお話でした。その結果、レターパックの使用が増えて、すでに大幅値上げ済みです。</p> <p>(2) 郵送から先方着まで日数がかかるようになりました</p> <p>(3) 私の家から郵便局までは 800m と遠いです。また、ポストも以前は 150m のところにありましたが、最近では最も近いポストまで 400m で、使い勝手がどんどん悪くなっています。</p>	<p>【考え方 28】</p> <p>○ 日本郵便（株）の個別のサービスに関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、本改正案は、郵便事業の状況や今後の収支の見通しを踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g 以下の定形郵便物の上限額を改正するものですが、本改正案の説明において、今後もサービス低下と値上げを繰り返すことを事前に通知しているものではありません。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>サービスを2021年以前に戻していただけるならば、値上げに異論ありません。しかし、「郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要」によると社会全体としてデジタル技術の活用が急速に進んでいる昨今の状況を踏まえると郵便物は今後も減少してゆくことになると記述されていて、今後もサービス低下と値上げを繰り返すことを事前に通知されています。このような状況では賛成することはできません。どうぞ、宜しくご検討ください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
119	<p>○ この度、総務省は、25グラム以下の定形の郵便封書について、現在の84円から110円に、また、はがきも63円から85円に引き上げる案を諮問しました。引き上げについては、致し方ないと思っておりますが、値上げの時期が来年の秋頃と聞いています。この時期について、延期をご検討いただきたいと思います。理由は、今の発表ですと、既に年賀状は印刷が終わりました。早く分かれば、来年以降の年賀状は、遠慮する旨の文面を追加できました。しかし、来年の秋頃の値上げですと、値上がりした年賀状を、私の場合、300枚買わなければなりません。以上の理由で、値上げする時期は、2025年4月以降に延期を希望します。あるいは、年賀状だけでも、半年間の据え置きをお願いします。年金生活者は、物価高でかなり生活が厳しくなっています。この度の値上げ案は、それに追い打ちを掛けるようです。また、政治の世界では、政治資金等のルーズな使い方が問題視されています。このような時期に、身近なはがきや手紙の料金を上げるのは、いかがなものでしょうか。慎重なご検討をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>【考え方29】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまで業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金やその改定時期については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
120	<p>○ 毎週土曜日の配達中止だけでなく、中2日も（同一県内の）配達に要するといった日本郵便（株）のやり方を改めて下さい。（ヤマト運輸等にも書留の取扱いを許して下さい。）</p> <p>○ 書留、内容証明郵便、特別送達郵便の料金をひき下げて下さい。</p> <p>○ 特定局局長会を解散させ、地方の特定局を1/3に減じて右費用を捻出させて下さい。</p> <p>○ 日本郵便オフィスサポート（さいたま市）を解散させて下さい。印紙取扱い時に信義則（民法第一条）違反があり『領収証交付』を拒みつつあります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>【考え方30】</p> <p>○ 本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ その他いただいた御意見は、本改正案に係る意見公募の対象外ですが、総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無
121	<p>○ 郵便というユニバーサルサービスを維持するには、今回のような料金改定を通じて適正な価格転嫁をすることが必要。</p> <p>○ 郵便配達員の人手不足も理解できるので、今回の値上げで賃金の改善をしてあげてほしい。</p> <p>○ 郵便配達員の賃金の改善が地域経済の活性化にもつながる。</p> <p>○ 郵便料金の値上げなしには、郵便というユニバーサルサービスはもはや維持できないのではないかと。</p> <p>○ 郵便事業は、利用者数が少なくても一定の施設や人員を維持する必要があるため、一定程度の売上が必要なのではないかと。</p> <p>○ 郵便を差し出す際の料金計算が手間なので、端数がでないよう10円単位で決めてほしい。</p> <p>○ 数年単位で値上げするのではなく一定程度さらに値上げしてみてもどうか。</p> <p>○ どんな天候でも仕事をしなければならない郵便配達員の待遇が安定するならば、今回の値上げもやむなし。</p> <p>○ 現在の働き方改革などの流れや、機械化などを通じた業務の効率化はもう限界ではないかと。</p>	<p>【考え方31】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ また、日本郵便（株）の賃金改善等に関する御意見については、日本郵便（株）において検討されるものであると考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>○ 郵便料金の値上げは確かに負担がかかるが、全国一律料金で配達されていたという、これまでが異常・安過ぎたのではないか。</p> <p>○ 郵便料金の改定なしには、郵便局の統廃合や閉鎖、過疎地域のサービスダウンにつながるのではないかと懸念している。</p> <p>○ 郵便局がなくなると離島や山間部の人たちは生活ができなくなるのではないか。</p> <p style="text-align: center;">【個人2名】</p>		
122	<p>○ 定形郵便値上げなどに関する意見を送付します。郵便物の数が減ったからと言って単に郵便料金値上げをくりかえすと、ますます郵便物が減ります。値上げの前に徹底的に低コスト化を行うべきです。なぜ赤字になるか、赤字を防ぐためにできることを真剣に考えてほしい。低コスト化としては以下提案します。</p> <p>1 各個人の郵便受けをレターパックが入る程度の大きさにすることを国が三年以内に義務付けるよう申し入れる。レターパックライトであっても郵便受けが小さい場合は不在票を入れて再配達を行います。当然コストがかさみます。</p> <p>2 無駄な郵便局の統廃合や、都銀のように通信で相談できる窓口を設けることで低コスト化を行ってほしい。ユニバーサルサービスを義務付けられていると言いつつ実際は特定郵便局長会の意向が無視できないので無駄が温存されているのかもしれませんが。例えば人口千人の大鹿村に郵便局が2つあります。コンビニもスーパーも食堂も診療所もない山村に、ユニバーサルサービスのためかもしれませんが郵便局だけ2つ必要とは到底思えません。お客さんを見たことありません。国鉄が民営化して多くの駅が無人駅になったことや、無人駅でも端末で拠点駅と通信できるシステムなど見習って低コスト化をしてほしいです。都銀のようにテレビ電話のようなブースで相談できるシステムも良いかもしれません。</p>	<p>【考え方 32】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまでも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ なお、日本郵便（株）の個別のサービスに関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p> <p>○ また、本改正案以外の制度に関するご意見については、総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>3 特定郵便局の仕組みを徐々に見直していくべきです。特定郵便局は局長が建てた建物を日本郵政が割高で借りているケースが多いと思いますが、こういうシステムだから明らかに不採算の郵便局が閉じられなくなるのだと思います。郵便局に適した物件を探して借りれば良い。特定郵便局の影響で町の中心がロードサイドにうつっているのに、郵便局は人通りがなくなった旧市街地に多数ひしめいていて駐車場もない、という箇所が多すぎます。一方町の中心であるロードサイドに郵便局はないので車社会の田舎では郵便局はたくさんあっても意外と不便だったりもします。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>		
123	<p>○ 定形郵便物の料金のうち法67条第2項第3号の総務省令で定める額を110円とする案に賛成する。</p> <p>○ 25グラム以下の定型郵便物の料金を84円から110円とする改正案は真に必要なものと判断されるものであり賛成する。</p> <p>○ 信書の独占をもって否定的な評価を行うとの危惧もあったが、あらためて料金値上げにより一般信書便事業者が参入しやすくなるとの判断を受け止める。また、家計に与える影響として0.1%と明記のうえその影響は僅少と判断した点についても適切であり、これを評価します。</p> <p>○ 郵便料金は約30年間近くにわたり、消費税引き上げ以外の値上げは実施していないことから郵政関係事業に関わる関係者のこれまで値段を据え置いてきた努力に対して敬意を表します。今回の値上げをもって真事業の課題である価格転嫁を進め、関連する事業者に対して誠意ある対応を進めるよう求めます。あわせて、適切な人材確保に向けて、初任給与をはじめとする給与・処遇にもしっかりと反映させ、労働力確保はもちろん、働く社員のモチベーション向上に資するよう経営者の英断を強く求めます。また、老朽化する局舎の建て替えやDX化に向けた必</p>	<p>【考え方 33】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、日本郵便（株）の価格転嫁や設備投資、事業の将来展望の提示に関する御意見については、日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>要な設備投資を行うなど近代化や将来を見据えた適切な設備投資を行うべきと考えます。今回の大幅な値上げをもってしても黒字化は一時的と聞き及んでいます。㈱日本郵便は赤字の真因をしっかりと追及しユニバーサルサービスの維持と民間企業としての利益の追求について考察し、早期に事業の将来展望を示すよう求めます。</p> <p>【個人】</p>		
124	<p>○ 一般市民です。値上げ反対。郵便局の仕組みは素晴らしいと思います。ただ、働く人たちはまったくやりがいを感じられてないし、一般市民は郵便局のありがたさをあまり感じていません。自分の知り合いの札幌市の郵便局に勤務する31歳は、年収四百万円。正社員で少なすぎる。年功序列と公務員気質の残ったおっさん上司による若者のやる気剥奪等々環境は最悪です。政治家も輩出していても存在意義は見えない。こんな状況で値上げしても、手紙離れが起きるだけでしょう。働く人たちに給料をもっとあげてください。やりがいを作り、休みも給料も税金使ってもう少し増やしてノルマを減らして、新たな仕事も作ってほしい。市民に値上げの負担を求めるのはそれからです。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方 34】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまででも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ 日本郵便（株）の個別の経営に関する御意見については、日本郵便（株）において検討されるものであると考えます。</p>	無
125	<p>○ 値上げ自体は仕方ありません。ただ、許可を出す際、お願いがあります。旧額面切手との差額切手、はがき用の22円切手と封書用の26円切手を出すように強く指導して欲しいのです。特にはがきの場合、差額として現行の20円切手と2円切手を貼ると、差出人欄が使えなくなって不便です。また、家庭では旧封書用の84円切手は1円切手を足してはがき用の新価格・85円として使えば充分転用できますが、法人等でははがき需要が無く、転用が難しい場合もあるのでないでしょうか。もし差額切手が出せないのなら、逆に値上げ幅を現行普通切手の20円切手1枚分に合わせて、はがきは83円、封書は104円に抑えて欲しい</p>	<p>【考え方 35】</p> <p>○ 本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ また、差額切手の発行に関する御意見については、日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、総務省においても利用者の混乱が生じていないかなど、状況を注視していくことが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>くらいです。（現状、普通切手の30円切手は郵便局で販売されていませんので、はがき93円、封書114円までの値上げは考えないこととします。一旦廃止した30円切手を新発行できるくらいなら22円・26円切手の発行も容易なはずですし。）国民にとって、ただでさえ金銭的負担が増えるのに、現行63円切手・84円切手の消費にすら労力が伴うのは納得がいきません。是非、差額切手の発行の指導をよろしくお願いします。</p> <p>【個人】</p>		
126	<p>○ 値上げの前に、経費削減やサービスの見直しを先んじて行うべきである。特に、郵便ポストは、現在の郵便需要に比して過剰なようにも思われるところ、公衆電話のようにあまり撤去が進んでいない。現状において、わざわざ郵便を利用するのは、書留等の特殊取扱が必要な場合がほとんどであるところ、それらの郵便物は直接郵便局に差し出さないといけないものが多い。また、単なる書状のやり取りは電子メール等で代替されている傾向にある。これらの事情を踏まえるならば、わざわざ郵便ポストを大量に存続させる必要性はないのではないかと。郵便料金の値上げをするくらいなら、サービスが若干低下するほうがましである。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方 36】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまででも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ なお、日本郵便（株）の経費やサービス見直しに関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p> <p>○ また、本改正案以外の制度に関するご意見については、総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無
127	<p>○ 近年、コロナによるペーパーレス、DX化加速していることや物価上昇や賃上、配送の人手不足などさまざまな理由で値上げをするのは必然とは思いますが、ここ近年の印刷業の倒産は氷山の一角で、値上げによる倒産や廃業がさらに増えると思います。コロナ融資の返済も始まり、震災などの影響もあり、この時期に値上げは印刷業にドドメをさすことになります。印刷業界</p>	<p>【考え方 37】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまででも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>の倒産による銀行の貸し倒れなど、敷いては日本郵政だけの問題ではないと思います。弊社としましては業界が先細りは認識をしていますが、郵便自体を見直してはいかがでしょうか。現在、はがきも定形郵便を含め、明日又は翌日に着く必要がない郵便物が多いと思います。3日、5日後であってもいいと思います。初めから配達猶予を1週間にしておいて価格を下げ、翌日につかないといけないものは、速達料金を上乗せしていくアップ方式にすれば、1日の処理数を軽減できるのではないのでしょうか。また、郵便局員が配達する必要があるのか。上記のアップ方式にすれば速達が必要のない郵便物は取りに来てもらうことは難しいのでしょうか。局止めでマイナンバーカードを持参してスキャンすれば引き取れる仕組みなどはどうなるのでしょうか。高齢者や障害がある人など問題はありますが、何かルール決めをすることでコストを軽減する策を考えていただけないのでしょうか。弊社としましては、確実に届く郵便物は、最強ツールだと考えています。昭和の延長でただ自動化するだけでなく、根本的に見直しが必要と考えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ 日本郵便(株)の個別のサービスに関する御意見については、まずは日本郵便(株)において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p> <p>○ その他いただいた御意見は、本改正案に係る意見公募の対象外ではありますが、総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	
128	<p>○ 結論から述べると「消極的賛成」である。ただし今回料金改定してもこのままでは継続的に事業費用を賄うまでには至らず、早晚再度値上げの必要が生じる。果たしてこのことに国民は納得するだろうか。郵政民営化後、土曜日の休配、送達日数の繰延により郵便サービスの劣化が著しく現場では昨今の人手不足により示したサービスレベル以上の遅延も招いている。都合の良い値上げだけでなく今ある全ての組織とサービスを抜本的に見直すべきところに来ており早急な対応を求める。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方 38】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、御意見のとおり、営業収益減少の原因の追及や改善は非常に重要な点であり、総務省から日本郵便(株)に対し、適切な価格転嫁等の取組を継続しつつ、必要な郵便料金の改定に加え、抜本的なDXや利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供などを適切に実施するよう求めることが適当と考えます。</p>	無
129	<p>○ 現状のサービスを維持するために、国の審査を経て料金改定をせざるを得ない事に関しては理解できる。一方で、営業収益</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>減少の根本的な原因を追求し今後、改善していかなければ再度同じことを繰り返すこととなるため、更なる利用拡大に向けた施策や業務効率化について検討し実行していくこと。</p> <p>【個人】</p>		
130	<p>○ 郵便料金改正に合わせ、額面数字を表記している従来の郵便切手を見直し、主要用途券種を「種別表記切手」(一般に無額面切手/Non-denominated stamps と呼称)に改正する。その基本的な概念は、発売時の金額相当分の切手ではなく、封書、はがき、速達、書留といったそれぞれの用途の”郵便物を差し出す権利を表記した切手”である。</p> <p>その最大の利点は、郵便料金が見直されたつど新額面券種を新たに発行する必要がなく、また旧額面の切手・はがき類に不足分の切手を加貼する必要もなければ、新券と交換する必要もないため、膨大な更新経費が完全にゼロになる。</p> <p>2022年末の調査では65の国と地域で採用されている。OECD参加38ヶ国中採用していないのは日本をはじめデンマーク、エストニアなどわずか9ヶ国のみとなっている。</p> <p>各国とも自国の郵便物量を鑑み、それぞれ適切な種類と発行枚数を調整しながら発行を継続している。そのため、一定期間後には99%以上が消費されることが見込まれるため、使用期限を設定している国や地域は見当たらない。特にアメリカやカナダはすべての記念切手を種別表記にしてなおかつ永久保証切手に完全に切り替えている。永久保証切手とは、郵便料金が改正されてもその差額を支払う必要がないというもの。郵便物を差し出す権利というコンセプトゆえである。なお、郵便料金が値下げされたため、購入時より価値が減ってしまった例が唯一、2010年8月1日のフィンランドで起きているが混乱はまったく起きていない。</p> <p>主要用途の券種に絞って導入されるのが望ましい。</p>	<p>【考え方 39】</p> <p>○ 本改正案自体に関する御意見ではありませんが、日本郵便(株)の切手に関する御意見については、まずは日本郵便(株)において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>(1)封書用／定形 50gまで 売価 110 円 (2)はがき用 売価 85 円 (3)速達料金用、書留料金用、特定記録料金用など使用頻度の高い特殊取扱料金用の加貼用切手を、それぞれ改正後の売価で販売。その他、レターパックライト、同プラス、スマートレターなど、特定封筒も他の用途が禁じられているため、現時点においてすら額面数字の表記は不要である。</p> <p>日本の場合、法整備が追いついていない。例えば、消費税が売上税制度ではないことが郵便種別表記切手導入の最大の障害になっている。欧米先進各国ではどのような会計処理を行なっているのかについては調査されたい。場合によっては抜本的に売上税方式に変更することも視野に含める。</p> <p>【個人】</p>		
131	<p>○ 郵便配達員の賃金の改善が地域経済の活性化にもつながる。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方 40】</p> <p>○ 日本郵便（株）の賃金改善等に関する御意見については、日本郵便（株）において検討されるものであると考えます。</p>	無
132	<p>○ 「郵便事業サービス」の「第一種定形郵便」は今後も引き続き「全国一律の料金体系を維持」して欲しい。そのためには適正な価格転嫁はやむを得ないと思う。</p> <p>○ 郵便事業に携わる職員の安定雇用と雇用確保のため、及び非正規職員を無くす為には適正な料金改定を行い労働条件の改善につなげて欲しい。</p> <p>○ 市町村ごとに自治体行政サービスとの連携を積極的に図る必要があります。例えば、高齢化時代に則した「高齢者世帯の見守り及び安全確認」。社会福祉協議会との連携など。</p> <p>○ 木曜日の午後 1 時までに引き受けた郵便、及び郵便局ポストから取り集めた郵便は金曜日に配達できる体制にするべきであ</p>	<p>【考え方 41】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、日本郵便（株）の個別のサービス等に関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p> <p>○ その他いただいた御意見は、本改正案に係る意見公募の対象外ですが、総務省において今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>る。（現行では、木曜日に差し出した郵便は月曜日の配達になり、5日掛かっています）。</p> <p>○ 速達郵便料金よりも低廉な「翌日配達料金制度」を導入してはどうか。（窓口引き受けに限定する）</p> <p>○ 郵便局舎以外に設置されている郵便引き受けポストは、一定の投函物数基準を設けて、その基準以下の設置場所は廃止することも検討してはどうか。</p> <p>○ 日本の「手紙及び葉書文化」の継承について、講演会とか学校教育機関及び自治会、市民団体等に積極的に取り組む必要があります。検討してみてもどうでしょうか。</p> <p>【個人】</p>		
133	<p>○ 現在に至るまでの約 30 年におよぶデフレの下ではヒト・モノ・カネの動きが滞り、結果として国民生活や企業の競争力を蝕んだが、それを経て、適正な物価の上昇とそれを上回る賃金アップを車の両輪とした経済循環の重要性が広く一般に理解されたのではないかと。</p> <p>郵便事業にあっては国民生活や経済活動を支える社会基盤のひとつとして、役務をなるべく安い料金であまねく公平に提供し、長らく公共の福祉の増進に寄与してきた。今般、郵便料金の改定が示されたところだが、利用者からすれば料金が低廉に抑えられたに越したことはない。しかし、実質的な料金引き上げを約 30 年見合わせた背景には、コストの削減や労働者の賃金を抑制することなど、郵便事業が犠牲を引き受けた結果があることも理解しなければならない。</p> <p>急ぎ実現していかなければならないことは、物価上昇、価格転嫁、収入上昇、賃上げの 4 本柱によって、安定した国民生活と力強い経済活動の好循環を生み出すことである。そのような社会全体の競争力を底上げする流れの中に今般の郵便料金の改定が含まれ、社会基盤としての郵便事業の持続可能性につなげる</p>	<p>【考え方 42】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、御意見のとおり、我が国全体として「コストカット型経済」から脱却し、持続的な賃上げや活発な投資がけん引する「成長型経済」への変革を実現することは非常に重要な点であり、総務省から日本郵便（株）に対し、適切な価格転嫁等の取組を継続しつつ、必要な郵便料金の改定に加え、抜本的な DX や利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供などを適切に実施するよう求めることが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>ことよって、引き続き国民生活、公共の福祉の増進に寄与する好循環を生み出すことに期待し、支持するものである。</p> <p>【個人】</p>		
134	<p>○ これまで現場の努力により郵便事業が果たしている生活の維持は、働く者の負担による事業の維持がすでに限界に達しており、このままでは郵便配達網の維持にも支障を来す可能性があると危惧しています。昨今の物価高や資源高、そして最低賃金等の上昇と労務費の適切な転嫁に加え、2024年問題への対応を含めた関連輸送会社および車両保守店等の労務費やエネルギーコスト等の上昇を取引価格に反映する責任が経営にあることを踏まえれば、郵便料金にも適正な価格転嫁を実施し、サプライチェーン全体で物価高に負けない賃上げによって働く者の生活を守り、労働力の確保そして地域経済の活性化にもつながるものと考えことから、生活困窮者への支援などを含めた対策を考慮したうえでの改定を要望いたします。</p> <p>【個人】</p>	<p>【考え方 43】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ その他いただいた御意見は、本改正案に係る意見公募の対象外ではありますが、総務省において今後の政策検討の参考にするのが適当と考えます。</p>	無
135	<p>○ 省令の改正案について、賛成いたします。なお、以下の意見を提案いたしますので是非ご検討ください。</p> <p>1 新料金との差額用郵便切手の発行 葉書料金差額用 22 円切手、封書料金差額用 16 円切手、26 円切手を必ず発行してください。また、使用に便利のようにシール式切手とし、1 枚から販売をお願いいたします。</p> <p>2 旧料金用切手類と新料金用切手類の無料交換制度の実施 今回の料金改正は、利用者の負担感はともきつものがあります。少しでも負担感を和らげるため、手持ちの旧料金用の切手類を交換手数料無料で新料金用の切手類と交換できるサービスを、期間限定で構いませんので実施してください。（実施前1か月から実施後2カ月程度）この無料交換制度は、過去に実施されたことがあります。</p>	<p>【考え方 44】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ その他いただいた御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、総務省においても、料金改定に伴う利用者の混乱が生じていないかなど状況を注視していくとともに、必要に応じ、今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>3 「無額面」郵便切手の制度新設 郵便事業の安定的な提供を継続するためには、今後も料金改定がたびたび実施されることになると思われます。諸外国でも、英国や米国などは料金の改定が頻繁に実施されていることは周知の事実です。我が国も、今後健全な郵便事業を維持するためには、従来以上の頻度で適切な料金の改定が必要だと思いますが、改定の都度、差額用に切手を貼ったりする手間は、大きな負担となります。そこで、法令や約款の一部を改正して、金額表示なしで「葉書料金」「定形封書料金」「定形外（規格内50gまで）料金」などの基本的な料金を保持した「無額面郵便切手」を発行しては如何でしょうか。発売時の郵便料金額で発売し、料金が改定されても、そこに表示された「郵便の種別」に対して有効な郵便切手とするものです。「無額面郵便切手」の発行により、利用者は手持ちの切手を安心して使用することができ、料金改定時の混乱も小さく抑えられると思います。英国や米国では、普通切手に限らず特殊切手でも、「無額面切手」を数多く発売して実績を残しています。利用者も、切手類の収集家も歓迎しているようです。</p> <p>【個人】</p>		
136	<p>○ これまで、全国津々浦々、ユニバーサルサービスの責務を果たすために並々ならぬご苦勞をいただき、一昨年度まで郵便事業の収支を黒字に導いてこられたことは驚嘆の限りです。SNS等の普及により、通信、連絡手段が多様化するなかで、経営環境がますます厳しくなることは容易に想像がつかます。あらためて、国民が求めるユニバーサルサービスがどこにあるのかはっきり国民の声を聴き、将来像を描き、それを守るためには余分な負荷がかかるわけですから、コスト論の枠内でだけ結論を出すことを行わず、採算が取れないが維持すべき分野はその維持のために公的資金を投入する仕組みを導入すべきと考えます。今回</p>	<p>【考え方 45】</p> <p>○ いただいた御意見は、本改正案に係る意見公募の対象外ではありますが、郵便事業のより安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、今後総務省において、関係者や有識者の意見も丁寧に関きながら、必要に応じて郵便料金に係る制度の見直しも視野に入れ、検討を行うことが望ましいと考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>の料金引き上げは私たち利用者にとっては大きな負担となるとありますが、郵政民営化以降、郵便事業の現場において雇用格差が作られ、コスト削減の矛先が労働条件に向けられてきた歴史を振り返りますと、モチベーションが上がるとは考えられません。働く者の待遇改善なくして今や人材も集まらないということをしつかり念頭に置いて、持続可能な郵便事業を見据えて結論を出すよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
137	<p>○ 1994年、当時の郵政省は、第一種定形25gまでの郵便料金（以下、手紙料金という）を62円から80円に改定した。その後、1998年に新郵便番号制が導入（郵便番号7桁化）されたが、その際、新郵便番号制の導入の理由としては「なるべく安い料金をできるだけ長く維持するために是非必要なもの」と説明された。国民としては、これを事実上の永久価格据え置き宣言と捉えており、実際、手紙料金は消費税率の改定を反映する形でしか改定されてこなかったため、価格据え置き宣言が継続しているものと理解していた。今般、この価格据え置き宣言を反故にするかのような提案がなされていることは、その改定幅以前の問題として、国民の理解を得るプロセスとしておかしいと考え。やむを得ず手紙料金を改定する必要があるのであれば、1994年と1998年の段階に立ち返って、なぜいま当時の約束を反故にするのか、説明があつてしかるべきである。「できるだけ長く」とは、郵政150年の歴史からすれば、50年とか100年のスパンを考える。しかし、1998年から2024年まで、わずか26年しか経っていない。「できるだけ長く」維持できなかった敗因は何なのか。誰がその偽りの説明の責任を取るのか。いままで払い続けた80円（82円、84円）の手紙料金に正当性はあるのか。国民としてはまずそこが知りたい。この種の問題については、「国民は昔のことなんか覚えて</p>	<p>【考え方46】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまで業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものであり、本改正案については、郵便法の規定に基づき、適切に検討されているものと考えます。</p> <p>○ また、郵便法第3条では「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」と規定されており、郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要とされているため、本改正案の検討に当たっては、郵便事業外の収支とは別に検討を行っております。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ 日本郵便（株）の個別の経営やサービスに関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものである</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>いないだろう」と決めつけるのが一番よくない。過去の経緯を紐解くことが理解を得る唯一の方策である。</p> <p>○ 郵便料金も公共料金である以上、赤字になったから値上げしますというだけでは話は通らない。赤字になったなら収支トントンを目指してまずは自助努力をするのであり、それでもなお収入が足りないときに、利用者に負担をお願いするというのが本来のプロセスである。規制当局としては、自助努力の余地が残っているときは、申請通りに値上げを認可せずに値上げ幅を査定するのである。では、いまだ日本郵便に足りていない自助努力とは何か。収入の増加と経費の節減について例を挙げて説明する。</p> <p>(1) 収入の増加</p> <p>インターネットの普及が郵便物数の減少を招いた。コロナ禍によるDXの進展により郵便物数の更なる減少を招いた。ここまでは、誰でもわかる。問題は、郵便物数の減少に対してどのような対策を打ってきたのか、ということである。インターネットによって代替できない通信需要を創出しようとしてきたのであろうか。言い換えると、手紙文化、文通、郵趣といった分野に対してテコ入れをしてきたのだろうか。もちろん、様々な取り組みをしてきたことは知っている。渋谷の繁華街に「ズッキン郵便局」が開業されたことは記憶に新しい。ところがそれは2週間で閉局してしまった。2週間で何が変るといえるのだろうか。結局、アリバイ作りに過ぎないのではないか。頑張ってみました、でもダメでした、だから値上げします。そう言いたいのであろう。そうかと思えば、「切手趣味への招待」と称して1500円もする切手シートを売りさばこうとしている。500円切手が3枚含まれている。こんなもので郵趣家が増えるわけがなく、郵趣をやめる人が増えるだけである。そもそもフランスの題材でしか日本国が切手を発行できないなど、国の恥である。かよう</p>	<p>と考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にするのが適当と考えます。</p> <p>○ その他いただいた御意見は、本改正案に係る意見公募の対象外ではありますが、総務省において今後の政策検討の参考にするのが適当と考えます。</p>	

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>に、手紙文化、文通、郵趣といった分野に対する取り組みはお粗末この上なく、値上げに対して査定する場面においては、郵便ならではの需要の創出への工夫が不十分であると判断せざるを得ない。つまり、値上げの申請の前に自助努力として行うべき増収努力がなされていないということである。これは、年賀はがきなどを郵便局員にノルマを課して売れという意味ではない。そもそも需要がないものに対してノルマを課しても、自爆営業するしかないし、そのようなことを行えば有能な郵便局員は離職してしまい、郵便事業自体が存続できなくなる。では、どのようにすれば郵便ならではの需要の創出が図られるのか。一つの例を示す。ほとんどの郵便局は、かつて無集配特定郵便局であったエリアマネジメント局であり、そのほとんどは、営業日が平日のみである。一方、観光地がにぎわうのは土曜日・休日である。観光地から旅の便りを出そうと思っても、郵便局は閉まっている。それでは風景印を押して旅の便りを出すことはできない。今時、旅の報告などは SNS で済ませるのが常識であるが、そうであるからこそ、特別な人に対しては、手紙で報告したいのである。ところが、観光地最寄りの郵便局は土曜日・休日は閉まっている。ポスタルグッズも手に入らないし、風景印で手紙を送ることもできない。「手紙を出したい」と思ったときに、郵便局は開いていなければならない。観光地最寄りの郵便局は年中無休で営業し、そのタイミングに応えるべきである。</p> <p>(2) 経費の節減</p> <p>経費の節減というよりも人手不足対策で、普通郵便の速度は著しく低下し、全くもって不評である。これ以上経費を節減したら速度はもっと遅くなる（から、値上げを認可してほしい）、と言いたいのであろうか。いや、本格的な経費節減はまだ行われていない。それは、多すぎる郵便局の再編である。全国に24000局もあり、過疎地でも集落ごとに郵便局や簡易郵便局が</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>あるのは便利には違いないが、人口減少と経営効率を考えると、もう今までの規模の郵便局網は維持できない。特に地方ほど、人口が減少しシュリンクしていくのに、郵便局の配置だけが変わらないというのはあり得ない。利用者あってこそその郵便局のはずだ。人口の分布が変わったらそれに応じて郵便局の分布も変わるはずだ。郵便局がなくなったら過疎化に拍車がかかるという意見もあるが、それが日本郵便に非効率な経営を強いる理由にはならない。むしろそれは、郵便局長の職を失うことを恐れている一部の任意団体の主張ではないかと思われるが、郵便局長の職がなくなれば郵政グループ内で適切に配置転換すればよいだけの話である。郵便局長は地域のリーダーだなどという論もあるが、当の郵便局長以外、誰も郵便局長がリーダーだなどと思っていない。選挙が近くなるとやたら顔を出す人、程度の認識である。郵便局長とは会社の代表として会社から地域に遣わされた人物であり、郵便局長が地域を代表するわけではない。よって、過剰なまでの郵便局数を維持するために利用者に負担をしわ寄せするのは、やめていただきたい。人口に応じた郵便局の再配置を行い、効率的な経営を実現することが、値上げの議論に入る前提である。「ユニバーサルサービスが義務付けられているから郵便局を減らすことができない」というのも誤った議論である。一つの郵便局の集客する範囲を広げればよいのである。広域から集客可能なショッピングセンターに郵便局を併設すればちょうどよい。さらに言えば、郵便局の管理手法にも非近代的な面が残っているので、この機会に改めるのがよい。郵便局には、単独マネジメント局とエリアマネジメント局があるが、エリアマネジメント局はいわば互助会組織のように動いており、会社の利害よりも郵便局長の利害を重視する組織となっている。エリアマネジメント局を廃止し、単独マネジメント局の分室として改めて設置し、指揮命令系統の一本化・</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>単純化を図ることが近代的経営管理への転換となる。ちなみに、ポスト（郵便差出箱）はサイレントに削減されつつある。郵便局の配置の見直しだけが聖域となっているように思われるが、ここを聖域としてはならない。ポストの整理ができるのに、郵便局の整理ができない理由はない。</p> <p>○ 公共料金の値上げに際しては、客離れを防止して値上げを受け入れてもらえるように、いくつかのサービス改善メニューを提示するのが常である。今回の値上げの議論ではまだ提示されていないようであるが、2点ほど、サービス改善メニューの案を提示する。</p> <p>(1) 配達スピードの回復</p> <p>普通郵便の配達に日数がかかるようになり、まことに不評である。ここを改善せずに値上げに理解を得ることはできない。とはいえ、土曜休配としたものを復活することもいままら困難であろう。ならばせめて、金曜日の最終便までに投函した郵便物は、翌月曜日に配達してほしい。間に土曜・休日を挟む場合であっても、一定程度は郵便を運び、月曜日の配達に備えてほしい。投函から配達まで「中2日」が我慢できる限界である。ここを改善すれば多少は値上げへの理解も得られやすくなるだろう。</p> <p>(2) 土曜・休日に配達される商品の拡充</p> <p>週休二日制が普及したため、事業所では土曜休配の影響は少ないと考えられるが、家庭では、依然として土曜・休日の配達が喜ばれている。これに対応して、「クリックポスト」や「ゆうパケットポストmini」という180円程度の低額商品において、土曜・休日の配達（しかも追跡付き）が提供されている。ついては、信書についても、「180円程度で、土曜・休日配達があって、追跡付き」という商品を設定していただきたい。「クリックポスト」を信書に開放することが最も簡単である。</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>○ 郵便事業の赤字を補うために、「金融2社の株を保有し続けるべきだ」という提案が一部議員グループからなされているようである。委託手数料と配当金をアテにしようという魂胆らしい。しかしそれでは、金融2社の業績次第で郵便事業の存立が危くなることになるので、やはり郵便事業は郵便事業だけで収支トントンを目指すべきだろう。また、自治体からの業務委託を拡大してその委託料で郵便局維持経費の足しにしようという考え方もあるようであるが、まったくもって本末転倒である。役場の支所・出張所すら撤退しようとしている地域において郵便局を維持する意味が分からない。自治体の業務を受託することによって得られる利益と、郵便局を撤退させることによって削減される赤字のどちらが大きい比較したことがあるのだろうか。郵便局舎を活用した不動産事業なども含め、郵便事業単体で収支トントンを目指すべきである。さらにいえば、インターネットによって郵便物数が減少しているが、かといって、日本の国の慣行としては書類の原本を送達することが必須となる場面がなくなるのであるから、書類の送達手段を確保するためには、インターネットの接続に対して賦課金を課し、郵便事業に繰り入れることも検討するべきである。政策的にインターネットの利用を拡大した結果として郵便事業が窮地に陥っているのであるから、郵便事業を救済することも通信政策の中で行われるべきである。それができないのであれば、インターネットによる各種手続きを廃止し、従前の紙ベースに戻すほかない。</p> <p>○ このように、手紙料金の値上げの前段に議論すべき事柄があまりにも多いため、現状はまだ値上げの是非について議論できる段階ではないと考えるが、あえて、手紙料金に許容される料金を考察すると、それは100円（税込）ではないだろうか。消費者の心理としては、100円玉一枚で済むかどうか、大きな分</p>		

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>かれ目である。これを超えると大きな需要喪失が発生すると思われる。値上げ幅を縮小すると小刻みに値上げする結果となるかもしれないが、それでも構わないと考える。むしろ、値上げのタイミングごとに、利用者が日本郵便の経営内容を厳格に審査することが大事である。そもそも郵便料金は消費税率に依存しているため、会社が据え置こうとしても消費税率改定があれば改定せざるを得なくなる。また、料金改定がスムーズに行われるようにするためには、差額切手を発行するなど、十分な移行措置が行われることが求められるのは、言を俟たない。</p> <p>○ 現状はまだ値上げの是非について議論できる段階ではないと書いたが、では、どうすれば、その判断材料を得ることができるのか。日本郵政グループ各社の経営内容について、詳細な情報を得られるようにするためには、公的機関（一部の株式会社を含む）に課せられている情報公開制度を日本郵政グループに対しても適用することが必要である。誰もが、日本郵政グループの経営について知ることができるように、ガラス張りにならなければならない。いかに無駄な経費を支出しているか、いかに増収のための施策を展開していないかが、丸わかりとなるであろう。値上げを申請する以上、丸裸になって利用者に経営内容を開示することが求められる。</p> <p>【個人】</p>		
138	<p>○ 昨今の物価高を考慮すると郵便料金の値上げはやむを得ないと考えます。値上げした分を働く人への待遇改善に充てるようにしていただきたいと思えます。</p> <p>また、定形料金の上限を法令で制限することは民営化した会社なのに如何なものかと思えます。</p> <p>公共性の高い事業なので料金設定に制限をかけるのはやむを得ないのは承知しておりますが、法令で上限を定めるのではなく、鉄道運賃や電気料金などのように郵便料金の上限は認可制</p>	<p>【考え方 47】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、社員の待遇改善に関する御意見については、日本郵便（株）において検討されるものであると考えます。</p> <p>○ また、25g以下の定形郵便物の上限額を省令で定める規定に係る御意見について、本改正案に係る意見公募の対象外ではありますが、郵便事業のより安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、今後総務省において、関係者や有識者の意見も丁</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>に移行したほうが経営がフレキシブルになり良いかと思えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>寧に聞きながら、必要に応じて郵便料金に係る制度の見直しも視野に入れ、検討を行うことが望ましいと考えます。</p>	
139	<p>○ SNS等の普及および、少子高齢化が進むことは今後の日本社会としては当然の姿であり、国内郵便の減少も然るべき流れである。郵便配達網を維持するためには、今回のような料金見直しを通じて適正な価格転嫁をすることも然るべき流れだと考える。</p> <p>○ 人件費削減や配置要員の徹底などコスト削減に取り組む以上の郵便物数の減少により、赤字化となっているが昨今の物価高や周辺各国との経済成長率を鑑みても、これ以上の人件費削減は困難であり時代の流れは賃上げとなっているため、今回の料金見直しで賃金の改善をすることも大切と考える。</p> <p>○ 営業費用収支の見直しにおいて2022年度実績と2028年度見込での差異が1000億弱と見込んでいるが営業費用の3/4が人件費であり、先に述べた適正な賃上げが見込まれているか疑問に感じる。</p> <p>○ 都市や地方などが同一料金である、郵便というユニバーサルサービスは、もはや維持できない時期にあるのではないかと考える。</p> <p>○ これまで、機械化などを通じた業務の効率化を進めているが、郵便配達業務は「人的依存度」が極めて高く、これ以上の効率化は限界がある。よって、将来にわたり通信手段としての郵便配達を守るための人件費の確保は必要であり、料金見直しは止むを得ないと考える。</p> <p>○ 郵便局は現在地域の各種窓口機能としても浸透しており、利用者数にかかわらず必要である。また、郵便局・郵便配達員という存在が地域社会におけるセーフティネットの役割も果</p>	<p>【考え方 48】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ 日本郵便（株）の賃金改善等に関する御意見については、日本郵便（株）において検討されるものでありますが、本改正案の検討の基となった郵便事業収支の今後の見通しに係る営業費用の算定においては、正社員及び期間雇用社員の賃上げ等を適正に見込んでいるものと考えます。</p> <p>○ また、上限額については、郵便法第67条第2項第3号にて「軽量の信書の送達の役務が国民生活に果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して」定めることとなり、本改正案については、当該勘案事項も踏まえ、最小限の値上げ幅とすることとしており、今後も郵便法の規定に基づき適切に検討を行うことが必要と考えます。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>たしており、郵便事業の重要性は増している。よって、郵便料金見直しは止むを得ないと国民からも理解されると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上限価格については、今後の物価上昇なども勘案しつつ、また料金見直しが頻繁に行われることによる更なる郵便数減少に歯止めをかける必要があるため十分な議論が必要と考える。経営状況に応じて短期間に見直しすることを念頭にはせずしっかりと議論していただきたい。利用者にとってわかりやすい料金設定は当然と考える。 ○ SNS等の普及により、「年賀じまい」などという言葉もあり日本における文化が失われていくのは残念に感じる。年賀はがきについてはわかりやすい料金かつ通常はがきより安価に設定し、文化の継続に寄与する必要があるのではないか。 <p>【個人】</p>		
140	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便というユニバーサルサービスを維持するには、料金改定を通じて適正な価格転嫁をすることが必要。 ○ 郵便配達員の人材不足も深刻な状況となっており、負担も増えているため、賃金の改善をするためにも料金改定が必要。 ○ 配達員の賃金改善は人手不足の解消を促し、安定した郵便業務を継続する手助けとなる。 ○ 数年単位で値上げではなく、一定額を値上げすることの方が、業務効率化においても重要。 ○ 天候を問わず仕事をしなければならない郵便配達員の待遇が安定するならば、値上げは必要。 ○ 郵便を差し出す際の料金計算の手間をなくし、硬貨の整理もしやすいう10円単位の料金改定は望ましいと考える。 ○ 郵便料金の値上げは国民に負担をかけるが、今まで全国一律料金で配達されていたことに問題があったのではないかと懸念している。 <p>【個人】</p>	<p>【考え方 49】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。 ○ なお、配達地により異なる額が定められていないことは、郵便法上の要請であり、今回の改正案はこの点を変更するものではありません。 	無

No.	意見	考え方	修正の有無
141	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便料金の値上げなしには郵便というユニバーサルサービスは維持できないのではないかと懸念している。 ○ 郵便配達員の賃金の改善が地域経済の活性化にもつながるはずだ。 ○ 郵便料金の値上げは利用者の負担となるが、全国一律料金で配達されているこれまでが異常だったのではないかと懸念している。 ○ 郵便局がなくなると離島や山間部に暮らす人たちの生活に影響が出る。 ○ 郵便料金の改定がなければ、過疎地域のサービス低下につながるのではないかと懸念している。 <p>【個人】</p>		
142	<p>○ この度の郵便料金の引き上げについては、世界的な食料品・原材料・エネルギー価格などの物価高騰や人件費の増加、郵便物の減少を考慮すると、郵便料金の改正はやむを得ないと考えます。今までは30年間にわたり郵便料金を据え置き、収益改善やコスト削減に取り組んできたと思いますが、現下の社会情勢や郵便事業のユニバーサルサービスの維持には、人件費や物価高騰分を適切に価格転嫁することは、今後の日本社会が好循環な経済循環をつくり成長発展するためにも必要な取り組みと考えます。また、経営基盤の確保のためにも、現状の赤字経営を黒字経営に変えて、安定的な企業運営を行うことが重要と考えます。</p> <p>一方で、ユニバーサルサービスの維持は、利用者や地域住民の要望もあるかと思いますが、人口減少・少子高齢化社会を迎え、全国に2万4千局の今のあり方は見直しも必要と考えます。今は日進月歩でAIやDXなど技術革新が進んでいる世の中で、残念ながら一日に一桁しかお客様が来局しない郵便局も数多くあると推測され、その局には局長さんをはじめ数名の職員がお仕事をしています。郵便料金の引き上げにおいては、現状やむを</p>	<p>【考え方 50】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。 ○ また、日本郵便（株）の個別の経営に関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものと考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。 	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>得ないと考えますが、新聞報道によれば、また数年後に経営が赤字に転じる予想という記事がありました。将来的に再びお客様に負担を求める前に、企業体質改善、身を切る改革、昭和の時代から令和の時代に則した企業体制の見直しは、今後の課題として予断なく取り組むべきと考えます。</p> <p>【個人】</p>		
143	<p>○ 郵便料金改定に当たっては、簡易で確実な通信手段として社会に果たしている役割、非常災害時には重要な通信手段となることを考慮し、第二種郵便物の料金改定幅を圧縮すべき。また、料金額は無駄なコストを削減するため10円単位とすべき。</p> <p>なお、第一種郵便物については、今回の料金改定が民営化後において実質初めての料金改定であり、これまでの料金は民営化前の旧郵便法に基づき「収支相償の原則」により定められていたものが、今回は民営化後の新郵便法により「適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む」料金として初めて料金設定されるものであることを、総務省においても十分周知を行い、値上げ幅に対して十分理解を得るようにしていただきたい。</p> <p>○ 信書の秘密保持について、デジタル時代における個人情報保護対策や情報セキュリティ対策が郵便事業においては対策が不十分であり、今後、個人情報取得を狙った部外犯罪が多発する恐れがあることから、料金改定後には個人情報保護対策に十分な投資を行い、万全な対策を講ずるべき。</p> <p>○ 第三種・第四種郵便物の料金は認可が必要であるため今回改正が見送られる可能性がある。しかしながら、郵便事業全体の経営を健全化するにはこれらこそ改定が必要であり、現状の利用実態も踏まえて制度的な必要性を見直すとともに、よりシンプルな料金体系に見直す必要がある。</p>	<p>【考え方 51】</p> <p>○ 本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ また、第三種・第四種郵便物に関する御意見は、本改正案に係る意見公募の対象外ではありますが、総務省において今後の政策検討の参考にするのが適当と考えます。</p> <p>○ なお、利用者に対する周知や日本郵便（株）の個人情報保護対策や個別のサービスに関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にするのが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>○ ビニールなどの合成樹脂封筒は非常に多く使われているが、郵便物としては紙封筒に比べて取扱いが難しく、交通事故の危険が高まるほか、地球環境面からも避けるべき</p> <p>○ 郵便切手の別納による支払方法の制限を拡大すべき。また、過去のストックによる切手の利用が無尽蔵に続くことは当年度の売上でない切手で支払われており経営悪化要因となることから、過去の切手には利用期限を設けるべきである。</p> <p>【個人】</p>		
144	<p>○ 郵便料金改定について反対の立場から意見を申し述べる。そもそもコスト削減を目的とし数年前より土曜休配、送達日数の延伸を行いサービスを低下させている中で未だにその効果が表れることもなく安易に値上げを答申することは許されるものではない。また、利用拡大に関する取り組みにおいても真逆の取扱いが散見され利用者の期待を裏切りさらなる利用低下を招いている。いま郵便局において必要なことは真摯に事業に取り組む現状リソースの最大限の効果を発揮するとともに適切な無責任とならない指示命令系統の構築であり利用者の要望に沿った丁寧な運営が求められる。その上で郵便局長会などという指揮命令系統を混乱させるものと速やかに経営から排除し純粋に利用拡大に取り組むことが求められる。また、利用者の期待に応えるべく犯罪の撲滅に取り組むとともにその効果を発揮するために郵便法の改正を行い現状損害賠償の対象となっていない普通郵便の送達においても民事上の責任を負うことを明確にし郵便局に巣くう自己中心主義及び無責任体質を完全に撲滅することが必要である。また、高コスト体質の根幹でもある多数存在する不採算局についても国鉄改革の例に倣い一定の年度における改善を加味したうえで局長、従業員の給与すら賄えない局については積極的に年間200局程度の局種変更、廃止を行う。その上で集配局に積極的な投資を行い配達員の労働条件の改善</p>	<p>【考え方 52】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまででも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ また、日本郵便（株）の個別の経営に関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものと考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にするのが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>に努めるとともに全体の待遇改善が求められる。しかしながら近年の物価高騰の状態を鑑みるならば全く料金改定を行わないという選択肢は現実的でない。答申によれば一種料金は110円、二種料金は85円を上限とするということである。二種料金が88円でないのであれば税抜き価格80円ということが成立しない。であるならば現状ゆうちょ銀行ATMにおいて硬貨取扱手数料が新設されている状況を顧みるならばなるべく端数をつけた料金は避けるべきと考える。一種料金の重量区分の廃止及び端数のつかない料金設定については業務の効率化の観点から賛成する。であるならば一種料金は100円、二種料金は80円とすることが望ましいと考える。これであれば一種料金80円の時代が長く続いており死蔵されている切手に日の目が当たり利用者にとって新しいニーズの創出にもなる。しかしながら封書用の切手の大きさが現況の通常はがきに使用するには少々大きいサイズである。ついては一回り大きい最大サイズの私製はがきの発行を行うなどすれば新たな需要を生み出すことにもつながる。また、近年の料金改定の際には新料額印面の切手、はがきへの一定期間手数料無料で交換が行われていない。利用者の負担感をなくす意味からも必要と考える。その上で料金改定を行うのであればさらなる良好なサービスを行うことを最低限の条件として行われることを希望する。</p> <p>【個人】</p>		
145	<p>○ 「郵便法施行規則一部を改正する省令案」について、反対の立場を表明する。理由や根拠として、この省令案は「日本郵便株式会社」に適用する案と認識しているが、日本郵便は民間企業であるにも関わらず、民間企業が当たり前に行う企業努力を全く行っておらず、順序が違う。日本郵便は、郵政民営化法等にある「ユニバーサルサービスの維持」を「郵便局数の維持」と曲解して不採算郵便局の整理統廃合を行っておらず、さらに業務が</p>	<p>【考え方 53】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまで業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>重なる子会社の整理統廃合など、抜本的な収支改善を全くしていないどころか行う気配さえ見せない。この省令案の施行で料金改定が行われても、そう遠くない将来に再び同じような施行規則改正を再び行わざるを得ない事態になることは明らかであり、省令案の施行以前に、日本郵便が企業努力をすることを求めるのは当然のことである。省令案に反対の立場であるとともに、仮に省令案が施行し郵便法施行規則の改定が行われたとしても、料金改定の認可に対しては日本郵便の企業としての努力の度合いなど、簡単に認可することはない姿勢を見せるなど、総務省にも分相応努力をおおいに期待する。</p> <p>【個人】</p>	<p>最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで25g以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものであり、届出等がなされた場合には総務省において郵便法の規定に基づき適切に対応すべきものと考えます。</p>	
146	<p>○ 郵便物の総量が平成13年を最後に減少の一途をたどり、今後も電子化移行による信書の減少が見込まれる以上、郵便料金を適正価格にまで値上げし、事業の継続を図ることはやむを得ないことであり、原案通り省令を変更するべきと考えます。ただし、郵便料金の値上げは国民に対して負担を感じさせるものであり、郵便量のさらなる減少を招きかねず、我が国における郵便事業の継続性に懸念が生じるほか、ひいては日本郵政の株価にも大きく影響しかねません。とはいえ郵便料金の値上げを今回で最後にすることも不可能と思われるため、将来のさらなる郵便料金値上げに今から備えるため、無額面切手を導入して国民の利便性を向上する他、値上げへの負担感を和らげるべきと考えます。無額面切手は切手一枚で封書やはがきを送る権利を永久に保証するものです。例えばアメリカ郵便公社ではForever Stampsなどの名前で導入されており、これ一枚で国内に封書を送ることが可能です。無額面切手は販売時点での郵便料金に合わせた金額を売価とするため、将来的な値上げを見越して大量に無額面切手を購入するという需要を見込むことができ、また値上げの負担感も和らげられます。そのほか、日本郵便にとつ</p>	<p>【考え方 54】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、無額面切手に関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にすることが適当と考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>ても端数の切手をいちいち販売して郵便料金に見合った切手が貼られているかという確認作業からも開放されるため、国民の利便性が向上するだけでなく、日本郵便の労務軽減にもつながります。現在のところ G7 で無額面切手を導入していないのはドイツと我が国だけであり、また G7 以外でも諸外国で広く導入されているものです。アメリカやイギリスでは無額面切手の導入を盾として細かな値上げを短期間で繰り返すことができおり、こういった点も我が国が無額面切手を導入するメリットは大きいものと思われま。将来にわたって郵便事業を安定的に持続可能とするための努力はふんだんに求められ、その成果は国民に分かる形とすることが今後ますます求められます。引き続き郵便料金の適正価格を探索すると同時に、郵便量の減少でもはや必要としない郵便インフラをいかに縮小していくか、こうした点もますます問われることとなりましょう。抜本的な改革を引き続き求めるものです</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
147	<p>○ 値上げ過ぎである。会社としての努力もせず、社員の不祥事は減るどころが増える一方で、千田哲也代表取締役社長の言う「お客さまに愛される会社になる」ことが到底困難な現状で、『3割超』の値上げは、日本郵便株式会社（社員）の怠慢、高慢を助長し、利用者離れを加速し、結局、また値上げか、自爆営業を復活させることになり、結果として、なんの意味もなさない。もっと現実と今後を見つめるべきである。つまり、今回、郵便料金を値上げしたところで、会社として変わらなければ（変えなければ）、真の利益の向上はあり得ないということである。そもそも、利益のある会社の社員は、接客態度が素晴らしい。お客は、また利用しようと思う。前記の経験上、日本郵便株式会社（社員）は、苦情や要求を握りつぶし、お客を泣き寝入りさせていると思われる。その場合、お客が、買わない・利用しないとい</p>	<p>【考え方 55】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまでも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g 以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ なお、本改正案は、あくまで 25g 以下の定形郵便物の上限額を定めるものであり、実際の郵便料金については、省令改正後、日本郵便（株）の判断において届出等がなされるものです。</p> <p>○ また、日本郵便（株）の個別の経営やサービスに関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるもの</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>う手段に出るのは当然である（利益減少）。世の電子化だけが利益減少の原因ではないようである。そのため、まずは、接客態度を改めるべきである（会社 web サイト記載の接客内容と一致させること！！）。次に、早急に、郵便局の統廃合を進めるべきである。賃借郵便局（支出）を減少、郵便局とコンビニの一体化、移動郵便局の推進、需要と供給・働き方改革を考慮した（土）（日）を含めた営業時間の変更等、本気で会社の利益向上のために取り組むべきである。そして、賃金（給与）は必ず労働の対価（成果）とし、無意味な会議（偽りの会議）をなくし、経費節減、人員整理に努めるべきである。要するに、もう、民営化した「会社」なのだから、『3割超』の値上げをするならば、お客（利用者）が納得し、満足する会社経営、商品・サービスを提供すべきなのである。よって、現時点では、一方的に『3割超』の値上げをすることには反対である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>であると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にするのが適当と考えます。</p>	
148	<p>○ 近代社会の基盤となる郵便や物流をはじめとしたユニバーサルサービス及び通信ネットワークの提供は、国民の暮らしに多大な利便性をもたらすものであり更なる発展が期待される場所である。一方で、昨今の物価高やエネルギー価格の高騰が適正に郵便料金へ転嫁されているとは言えないことから、コストカットや人員削減による集配・窓口業務の負担軽減と郵便事業の持続的発展並びに働く者の労働条件向上に向け、利用者の十分な理解得る努力も必要であると考え。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>【考え方 56】</p> <p>○ 日本郵便（株）においては、これまでも業務効率化等によりコスト削減を図ってきたものの、郵便物数の継続的な減少や燃料費等物価の上昇などにより、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しいものとなっています。本改正案は、このような状況を踏まえた上で、郵便事業の安定的な提供を継続するため、最小限の値上げ幅とする考え方の下、25g 以下の定形郵便物の上限額を改正するものです。</p> <p>○ なお、日本郵便（株）の個別の経営に関する御意見については、まずは日本郵便（株）において検討されるものであると考えますが、必要に応じ、総務省においても今後の政策検討の参考にするのが適当と考えます。</p>	無
149	<p>○ 1994 年以降、30 年にわたり据え置かれてきた第一種定形郵便物の料金は、賃金等、人件費を抑制してきたことにより維持で</p>	<p>【考え方 57】</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p>	無

No.	意見	考え方	修正の有無
	<p>きていきと思う。今の物価高騰に対する賃上げが必要なことは誰もが理解をしていることであり、その為に郵便料金の値上げ改正はやむを得ないし、そうすることで賃上げになれば、地域経済の好循環にも寄与することになる。</p> <p>○ 郵便料金の値上げなしには、郵便というユニバーサルサービスは、もはや維持できないのではないかと。という観点から必要である。</p> <p>○ 先日行われた『みやぎ生協理事の方々との懇談会』で、切手が値上がりすることが話題になりました。郵便物の土日配達休止に付け加え、この度の値上げを不安に感じておられる方も多くおられましたが、郵便局は民間企業であること、値上がり分は郵便局員の賃金にも反映されること、また、企業努力によるサービスを充実していく準備がある旨をお伝えしたところ、ご理解いただいたようです。一方で、値上がりによって切手の買い控え、利用者の減少による収入減が懸念されます。郵便事業者様におかれましては、定期的に生活者団体とも意見交換をするなど、理解を深める機会を作っていただけましたらありがたいです。宜しく願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ なお、意見交換に関する御意見については、日本郵便（株）において検討されるものかと考えます。</p>	

※ 取りまとめの都合上、いただいた御意見について要約等の整理をしたものがあります。

情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会 委員名簿

令和6年3月1日 現在

氏 名		主 要 現 職
分科会長	さ さ き ゆ り 佐 々 木 百 合	明治学院大学経済学部 教授
分科会長 代理	たにかわ しろう 谷 川 史 郎	東海国立大学機構 名古屋大学 未来社会創造機構 モビリティ社会研究所 ディレクター
委 員	じつづみ としや 実 積 寿 也	中央大学総合政策学部 教授
”	たきざわ みつまさ 滝 澤 光 正	全日本印刷工業組合連合会 会長、 滝澤新聞印刷株式会社 代表取締役社長
”	たつみ ともひこ 巽 智 彦	東京大学大学院法学政治学研究科 准教授
”	ふじさわ く み 藤 沢 久 美	株式会社国際社会経済研究所 理事長
”	みうら よしこ 三 浦 佳 子	消費生活コンサルタント

(五十音・敬称略)

情報通信行政・郵政行政審議会 委員名簿

令和6年3月1日 現在

氏 名	主 要 現 職
会 長 あいだ ひとし 相 田 仁	東京大学 名誉教授
会長代理 さ さ き ゆ り 佐 々 木 百 合	明治学院大学経済学部 教授
委 員 おおたに かずこ 大 谷 和 子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
” じつづみ としや 実 積 寿 也	中央大学総合政策学部 教授
” たきざわ みつまさ 滝 澤 光 正	全日本印刷工業組合連合会 会長、 滝澤新聞印刷株式会社 代表取締役社長
” たつみ ともひこ 巽 智 彦	東京大学大学院法学政治学研究科 准教授
” たにかわ しろう 谷 川 史 郎	東海国立大学機構 名古屋大学 未来社会創造機構 モビリティ社会研究所 ディレクター
” にしむら のぶふみ 西 村 暢 史	中央大学法学部 教授
” にしむら まゆみ 西 村 真由美	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会 代表
” ふじい たけお 藤 井 威 生	電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション 研究センター 教授
” ふじさわ く み 藤 沢 久 美	株式会社国際社会経済研究所 理事長
” みうら よしこ 三 浦 佳 子	消費生活コンサルタント
” みとも ひとし 三 友 仁 志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
” もり りょうじ 森 亮 二	弁護士
” やいり いくこ 矢 入 郁 子	上智大学理工学部情報理工学科 教授
” やました はるこ 山 下 東 子	大東文化大学経済学部 特任教授

(五十音・敬称略)